永平寺キャンパス 学生会館照明器具更新工事(その1)

図面番号		図面名称	図面番号		図面名称
01	L－00	表紙図面目録	11	E－01	電気設備工事特記仕様書1
			12	E－02	電気設備工事特記仕様書2
02	A－01	建築改修工事特記仕様書1	13	E－03	電灯姿図
03	A－02	建築改修工事特記仕様書2	14	E－04	照明設備 1階平面図(改修前)
04	A－03	建築改修工事特記仕様書3	15	E－05	照明設備 1階平面図(改修後)
05	A－04	建築改修工事特記仕様書4	16	E－06	照明設備 2階平面図(改修前)
06	A－05	建築改修工事特記仕様書5	17	E－07	照明設備 2階平面図(改修後)
07	A－06	建築改修工事特記仕様書6			
08	A－07	建築改修工事特記仕様書7			
09	A－08	配置図、付近見取図			
10	A－09	1階天井伏図(改修前後)			

年度別	公立大学法人 福井県立大学						株式会社 木村建築事務所		工事名称	図面番号
R7	分類番号	第一分類	第二分類	第三分類	審査		1級建築士事務所 福井県（い）115号 管理建築士 一級建築士 第167899号 木村憲一		永平寺キャンパス 学生会館照明器具更新工事(その1)	L-00
令和 7年 6月								設計	図面名称 表紙図面目録	縮尺 N.S

A1： 原寸
A3： 50%縮小図

1　工事概要

（R6.7改訂）

1．工事名　永平寺キャンパス 学生会館照明器具更新工事(その1)

2．工事場所　福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

3．敷地面積

4．地域・地区の指定

5．建物概要

棟名称	構造・階数	延べ面積（m2）	備考
学生会館	RC造・2階	2569.91	照明更新

建築基準法上の用途（　　学校　　）　耐火の種別　・耐火　・準耐火　・その他

6．積雪荷重等　最深積雪量　（ 200 ）cm×３０N/m2/cm（単位荷重）＝（ 6000 ）N/m2
基準風速　Vo(m/s)　⊙３０　・３２
地表面粗度区分（・ １ ・ ２ ⊙ ３ ・ ４）

7．別途工事

2　建築工事仕様

1．共通仕様

（1）図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和７年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）により、改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和７年版）」（以下、「標準仕様書」という。）による。
（2）電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」及び「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」を適用する。
（3）設計変更の対象事項及び手続きならびに工事一時中止に係る手続き等は、「工事請負契約等におけるガイドライン（総合版）」（福井県土木部）による。

2．特記仕様

（1）項目は、○ 印の付いたものを適用する。
（2）特記事項は○印の付いたものを適用する。○印が付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
　○ 印と※印の付いた場合は、共に適用する。
（3）特記事項に記載の[　]内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図または当該表を示す。
（4）特記事項に記載の（　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図または当該表を示す。
（5）G 印は、「福井県庁グリーン購入推進方針」（以下「グリーン方針」という。）の重点品目を示す。
（6）環 印は、「福井県公共事業環境配慮ガイドライン」の施工段階における環境配慮事項を示す。（対象工事は、施工計画書の提出が必要な工事）
（7）改修標準仕様書及び標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令の改正等により（条例を含む。）抵触する場合には、関係法令等の遵守[1.1.13]の規程を優先する。

章	項　目	特　記　事　項
① 各章共通事項	①適用基準等	図面、本特記仕様書、標準仕様書に記載のない事項は次の基準による ⊙建築工事標準詳細図(令和７年版)　　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 ⊙営繕工事写真撮影要領（令和５年版）　　国土交通省大臣官房官庁営繕部 ・建築物解体工事共通仕様書（令和７年版）　　国土交通省大臣官房官庁営繕部 ・その他（　　）
	②工事実績情報システム（CORINS）への登録	適用する（請負金額500万円以上の場合）　(1.1.4) ※受注・変更・完成・訂正時に速やかに登録すること
	③工事の記録等	事務処理については福井県営繕工事監督事務処理要領（土木部公共建築課）による。 なお、本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合、同調査に対して必要な協力を行い、工期経過後においても、同様とする。　(1.2.4) 改修標準仕様書1.2.4(4)により整備する工事写真については次による。 ⊙『営繕工事写真撮影要領（平成28年版）による工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編 平成30年版』　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 情報共有システム（ＣＡＬＳ／ＥＣ） ※利用しない（ただし、受注者より利用したい旨の申し入れがあった場合は、発注者はこれを承諾する。） ・利用する　（情報共有システム運用ガイドライン福井県版を基に、福井県仕様のシステムに登録し利用すること。）
	④電気保安技術者	⊙適用する　[1.3.3]
	⑤施工条件	下記以外は現場説明書による。　[1.3.5] 工期中　・執務並行改修　　・建物無人（執務者無し）改修 ※図示（※工事用車両の駐車場所　※資機材置場　・建設発生土仮置場　・　　）
	⑥発生材の再資源化等 環	本工事は「福井県建設リサイクルガイドライン」の対象建設工事である。　[1.3.11][1.3.12] 工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、工事完了時に同計画書の実施書（書式は同一）を作成し、監督職員に提出する。 また、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場に掲示すること ・現場において再利用するもの（　　） ・発注者に引渡しを要するもの（※金属類　・　　）
	⑦建設機械 G 環	「排出ガス対策型建設機械指定要領」（国土交通省）による排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。また、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（国土交通省）による超低騒音型建設機械を使用するよう努力する。
	⑧建築材料等	[1.4.1～1.4.3] 本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS及びJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の1)から6)の事項を満たすものとする。 1)品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2)生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 3)安定的な供給が可能であること。 4)法令等で定める許可、認可、認定または免許を取得していること。 5)製造または施工の実績があり、その信頼性があること。 6)販売、保守等の営業体制が整えられていること。 なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料、または外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品または同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受けること。 資材の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 なお、「評価名簿による」と特記されたものについては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」（発注年版）及び福井県工業技術センター、福井県総合グリーンセンターで評価された材料とする。 工事材料や物品等の調達においては、福井県内に主たる営業所を所有する者の中から調達および県産品の活用に努める。なお、県産品の使用実績については、「県産品使用実績一覧表」（土木部公共建築課制定）により、工事完成時に同表を監督職員に提出する。 「グリーン方針（最新版）」の公共工事調達計画に基づき、重点品目を調達する。 工事完成時にグリーン購入調達記録表を監督職員に提出する。 製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明書を監督職員に提出する。（平成18年9月29日付土管第1197号） 福井県間伐材認証制度の指定事業体の製品の使用に努める。 地域住民への工事に関する情報提供のため、現場表示板を設ける。表示板は、県内間伐材を材料とする木製看板とし、工事名称、発注者名、受注者名、連絡先等を簡明に示す。
	⑨環境への配慮	化学物質を放散させる材料 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の１）から５）を満たすものとする。 １）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙はホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 ２）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 ３）接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 ４）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 ５）1）、3）及び4）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 ホルムアルデヒドの放散量　該当する建築材料 規制対象外　1）JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 2）建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 3）下記表のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 第三種　1）JIS及びJASのF☆☆☆規格品 2）建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 3）旧JISのEo規格品 4）旧JASのFco規格品
	⑩石綿含有建材	材料　[1.4.1] 本工事に使用する材料については、標準仕様書1.3.11(2)に準じて、JIS Z 7253による安全データシート（ＳＤＳ）等により確認を行い、アスベスト含有建材を使用しない。 事前調査に関する貸与資料（　　）　[1.5.1] 分析調査　・行う（・定性分析　・定量分析）　⊙行わない　[1.5.1]
	11. 特別な材料の工法	改修標準仕様書・標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。また「証明工法に」と特記されたものについては、建設技術審査証明協議会の会員による審査証明または、（一財）日本建築センター、建設技術研究センターで証明された工法とする。
	12. 施工調査	施工数量調査　[1.6.2] 調査項目　・防水改修　・外壁改修 調査範囲　※図示　・　　調査方法　※図示　・ 既存部分の破壊を行った場合の補修方法　※図示　[1.6.3]
	⑬技能士	下記の職種について、○印の付いたものは適用し、それ以外は適用するよう努める。　[1.7.2] 適用工事種別　技能検定の職種 仮設工事　・とび 防水改修工事　・アスファルト防水工事作業　・合成ゴム系シート防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業　・ＦＲＰ防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業　・シーリング防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業　・建築板金（内外装板金作業） ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 外壁改修工事　・樹脂接着剤注入工事作業　・左官　・タイル張り 建具改修工事　・サッシ施工　・ガラス施工 内装改修工事　・建築大工　・鋼製下地工事作業　・左官 ・建築板金（内外装板金作業）　・プラスチック系床仕上げ工事作業 ⊙ボード仕上げ工事作業　・カーペット系床仕上げ工事作業 ・表装（壁装作業）　・タイル張り　・畳工 塗装改修工事　⊙塗装（建築塗装作業） 耐震改修工事　・鉄筋施工（鉄筋組立て作業）　・型枠施工 ・コンクリート圧送施工　・鉄工（構造物鉄工作業）　・とび 環境配慮改修工事　・配管（建築配管作業）　・溶融ペイントマーカー工事作業　・造園
	14. 室内空気中の化学物質の濃度測定	[1.7.9] 施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン（学校の工事の場合は、ホルムアルデヒド、パラジクロロベンゼン、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン）の濃度を測定し、報告すること。 測定はパッシブ型採取機器により行う。 測定対象室及び測定箇所数　測定時期　（※完成前　・　　） 測定対象室　測定箇所数
	⑮施工体制	請負者は施工体制台帳及び施工体系図を作成し、工事現場に備えるとともに監督職員に提出する。 請負者は監理技術者、主任技術者（下請負を含む）の工事担当技術者台帳を作成し、施工体制台帳または施工計画書に添えて監督職員に提出する。 監理技術者、主任技術者（下請負を含む）は工事現場内では名札を着用する。
	⑯下請負人の選定	下請負人を選定する場合には、福井県内に主たる営業所を有する者の中から選定すること。ただし、あらかじめ書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。（福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱第６条）
	⑰施工図等の取扱い	施工図の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。
	⑱技術検査	監督職員の指示による。　[1.8.2]
	⑲電子データの提出	※本工事は電子納品対象工事とする。 １）電子納品とは、工事における各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。 ここでいう電子データとは、「電子納品の手引き（案）福井県版」（以下「要領等」という。）の最新版に基づいて作成されたものを含む）。 ２）要領等に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R)で２部提出する。 要領等で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、要領等の解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議のうえ電子化の是非を決定する。 ３）電子成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを実施したうえで提出する。 ４）完成検査までに（公財）福井県建設技術公社に電子納品保管管理システムの登録料を支払い、完成検査終了後正を監督職員に、副を（公財）福井県建設技術公社に提出する。 ・本工事は電子納品対象工事としない。 ただし、「完成図」「完成写真」「工事写真」については電子データを提出すること。 その他の資料及びファイル形式等については監督職員と協議する。
	⑳電子納品の対象	必須納品資料を下表に示す。 必須納品資料以外については監督職員と協議する。 フォルダ名称　資料大分類　資料小分類　ファイル形式 MEET　打合せ簿　工事打合書　（注１） MATERIAL　機材関係資料　試験成績書(機材関係)　（注１） PROCESS　施工関係資料　試験成績書(施工関係)、工事進捗状況報告書　出来形成果表　（注１） SALVAGE　発生材関係資料　再生資源利用促進実施書（様式１、様式２）　（注１） DRAWINGF　完成図　完成図、設計変更図　※SXF(sfc)形式及び※CADの標準形式 MAINT　保全に関する資料　主要機材一覧表、官公署届出書一覧表、官公署届出書、保全説明書　（注１） OTHRS　契約関係資料　現場指示書、県産品使用実績報告書　グリーン購入調達記録表　（注１） 完成写真　※完成写真　(600万画素程度)（注２）　JPEG形式 （注３）　工事写真　※工事写真（着工時、施工中）（100万画素程度）　JPEG形式 注１：MS-EXCEL、MS-WORD及びPDF形式とする。 注２：完成写真は電子画像の他、[○四つ切　○キャビネ版]のプリントを（　　）部提出する。 注３：フォルダ構成は「営繕工事写真撮影要領令和５年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）による。
	㉑完成時の提出図書等	標準仕様書による完成図を作成し、監督職員に下記により提出する。　[1.9.1～3] 電子納品によるほか、提出部数及び作成様式等は下記のとおりとする。 区分＼種類　製本　備考 ※完成図（変更設計図を含む）（注） ※保全資料 ・長期保全計画書　２部 注　完成図白焼製本Ａ１版（　　）部、Ａ３版２部を提出する。
	㉒設計図のコピー	・設計図白焼製本　Ａ１版（　　）部、Ａ３版（　２　）部を提出する。 ・
	23. 設計地盤高	・図示　・前面道路中心（最高）＋３００mm　※監督職員の指示による。
	㉔責任施工	特記事項中、責任施工の指示があるものは請負人及び専門工事業者（防水工事においては所属する組合または材料メーカーを加える）の連帯責任とし、保証書を監督職員に提出する。
	㉕特定元方事業者の指名	本工事の請負者を労働安全衛生法第３０条第２項に基づく特定元方事業者に指名する。
	26. 適法な土砂・砕石等の使用の確認	購入土・砕石を使用する場合には事前に品質を証明する資料、採取地を示す書類、採取許可等の写し及び採取業者からの納品証明書など適法に採取していることを示す書類を監督職員に提出する。（H16土管第1481号）
	㉗一年点検等	⊙本工事は一年点検対象工事とする。 ・本工事は二年点検対象工事とする。 受注者は、「県有施設一年点検等実施要領」(土木部公共建築課)に基づき一年点検等を実施する。 施工に起因する不良個所があれば補修する。
	㉘工事成績評定（工事成績評定要領第2条）	※評定する（請負金額500万円以上の場合） ・評定しない（請負金額500万円未満の場合） ・評定しない（応急工事、取壊解体工事、土砂運搬工事、什器類設置工事、軽微な内装工事等）
	㉙近接工事の調整費等の調整について	密接に関係のある同一区内の工事の受注者と同一施工業者が落札した場合は、両工事を合計したもので落札後調整を行う
	㉚設備工事との取合い	工事内容　建築　電気　機械 設備機器基礎等　屋内設置　○　○ 屋上設置　○ 屋外設置　○　○ 架台、アンカーボルト　○　○ 特記した基礎　○ 下地補強　○ 設備用開口部　S、SRC造梁の貫通部　補強　○ スリーブ　○ RC造梁・床・壁の貫通部　補強　○ スリーブ　○　○ 型枠　○ 軽量鉄骨下地天井・壁の開口部　補強　○ 補強を要する切込み　○ 補強を要しない切込み　○　○ 貫通部・開口部の穴埋め補修　○ 貫通部・開口部の墨出し　○ その他　床、天井点検口　○ 防油提　オイルサービスタンク　○ 外部取付ガラリ　ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む　○ 雨水排水　配管、桝、蓋　○ 汚水、雑排水　配管、桝、蓋　○ 電気配管配線　機器（建築工事に含む）等へ直接接続する配管配線　○ 機器（建築工事に含む）付属の制御盤以降の配管配線（接地共）　○　○ 機器（建築工事に含む）付属の制御盤への電源供給配管配線　○ 機器（建築工事に含む）と専用スイッチの渡り配管配線　○　○ パッケージ型空気調和器の２次側配管配線（接地共）　○
② 仮設工事	1. 騒音・粉じん等の対策	・防音パネル　[2.1.3] ・防音シート 防音パネル等を取り付ける足場等の設置位置　[2.1.3] ・図示
	②足場等	外部足場　・設置する（設置範囲　・工事に必要な範囲　・　　）　[2.2.1] ・設置しない 内部足場　⊙設置する（※脚立、足場板等　・　　） ・設置しない 防護シート　・設置する（設置範囲　・工事に必要な範囲　・　　） ・設置しない 材料、撤去材等の運搬方法　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種　[2.2.1][表2.2.1] 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省 令和5年12月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の２の(1)手すり据置方式または(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。また、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（厚生労働省 令和5年3月14日）を遵守すること。
	③養生	既存部分の養生　※ビニルシート、合板等　・　[2.3.1] 既存家具、既存設備等の養生　※ビニルシート等　・ 既存ブインド、カーテン等の養生　・行う（図示）　・保管場所（　　） 固定家具等の移動　・行う（図示） 外部開口部の養生　・行う（図示）
	4. 仮設間仕切り	仮設間仕切り等の種別　設置個所　※図示　[2.3.2][表2.3.1] 種別　下地　仕上材（厚さ　mm）　充てん材　塗装 ・Ａ種　・木下地　両面　※せっこうボード（※9.5　・　）　厚さ　mm　・有り ※軽量鉄骨　・合板（※9.0　・　）　※無し ・Ｂ種　・木下地　片面　※せっこうボード（※9.5　・　）　・有り ※軽量鉄骨　・合板（※9.0　・　）　※無し ※Ｃ種　単管下地　防炎シート 仮設扉　※木製扉　※合板張り程度　・　※無し ・鋼製扉　※片面フラッシュ程度　・　・有り
	5. 監督職員事務所	・設ける（設置する備品等は図示）　[2.4.1] ・構内に新設する。　規模　m2 仕上げの程度（※天井・壁：合板または石膏ボードEP塗り　床：ビニルシート張り） ・既存建物内の一部を使用する。 ※設けない
	⑥工事用水	構内既存施設　・利用できる（※有償　・無償）　※利用できない　[2.4.1]
	⑦工事用電力	構内既存施設　・利用できる（※有償　・無償）　※利用できない　[2.4.1]
3 防水改修工事	1. 一般事項	専門工事業者　福井県防水工事協同組合員または監督職員の承諾する専門工事業者 保証年限　※１０年　・ （アスファルト防水、改質アスファルトシート防水、合成高分子系ルーフィングシート防水、塗膜防水）
	2. 降雨等に対する養生方法（とい共）	※改修標準仕様書3.1.3 (5) による。　[3.1.3][3.8.3]
	3. 既存防水の処理	既存保護層の撤去　[3.1.4][3.2.3～5] ・行う（範囲　・図示　・　） ・行わない 既存防水層の撤去 ・行う（範囲　・図示　・　） ・行わない 既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去 ・行う（・M4AS　・M4ASI　・M4C　M4D1　・L4X）　・行わない
	4. 既存下地の処理	既存下地の補修箇所、範囲、数量等　※図示　・　[3.2.6] POS工法及びPOSI工法（機械的固定工法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理　※[3.2.6(4)(ｳ)]による　・ 設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、当や出入口部等の欠損部及び防水層末端部の納まり部の処理 ※図示　・

年度別	公立大学法人　福井県立大学	株式会社 木材建築事務所	工事名称	永平寺キャンパス 学生会館照明器具更新工事(その1)	図面番号
R7	分類番号 第一分類 第二分類 第三分類 審査	1級建築士事務所　福井県（い）115号	設計	図面名称 建築改修工事特記仕様書1	A-01
令和 7年　6月		管理建築士　一級建築士　第167899号　木村憲一		縮尺 N.S	

A1：　原寸
A3：50%縮小図

5.アスファルト防水
（責任施工）

既存屋根が保護防水の場合 [3.3.2～5]

新設防水層の種別

改修工法	種別	施工箇所	断熱材 G	断熱用シート
・P2A	・A-1 ・A-2 ・A-3			※ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上またはフラットヤーンクロス70g/㎡程度 ・
・P1B	・B-1 ・B-2			
・P2A1	・A1-1 ・A1-2 ・A1-3		(種類) ※JIS A9521に基づく押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種ba（スキン層付）	※フラットヤーンクロス70g/㎡程度 ・
・P1B1	・B1-1 ・B1-2		(厚さ) (mm) ※25 ・	

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ [3.3.2]
※[表3.3.3～9]による
・JIS A6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分 ・
材料による区分 ※R種
厚さ（ ）mm以上

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ [3.3.2]
※[表3.3.3～9]による
・JIS A6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分 ・
材料による区分 ※R種
厚さ（ ）mm以上

平場の保護コンクリートの施工 [3.3.5]
こて仕上の場合 厚さ（水下） ※80mm以上 ・
仕上りの平たんさ 種別 ・a種 ・b種 ・c種
仕上材がある場合 厚さ（水下） ※60mm以上 ・

立上り部の保護工法 [3.3.5]
・乾式保護材
窯業系パネル１類（厚さ mm 幅 mm）
れんが押え（※JIS R1250 ・ ）
・コンクリート押え
・モルタル押え（屋内）

既存屋根が露出防水の場合 [3.3.2～5]

新設防水層の種別

改修工法	種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G	備考
・M4C	・C-1 ・C-2 ・C-3 ・C-4			・製造所仕様 ・	※製造所仕様 ・	・適用する	
・M3D ・POD	・D-1 ・D-2			・製造所仕様 ・	※製造所仕様 ・	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・PODI ・M3DI ・M4DI	・DI-1 ・DI-2		(種類) ・ (厚さ)(mm) ・25 ・	・製造所仕様 ・	※製造所仕様 ・	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ [3.3.2]
※[表3.3.3～9]による
・JIS A6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分 ・
材料による区分 ※R種
厚さ（ ）mm以上

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ [3.3.2]
※[表3.3.3]及び[表3.3.9]による
・JIS A6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分 ・
材料による区分 ※R種
厚さ（ ）mm以上

屋根露出防水絶縁工法及び屋根露出防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量 [3.3.3]
種類 ※アスファルトルーフィング類の製造所の指定 ・
数量 ※アスファルトルーフィング類の製造所の指定 ・

絶縁断熱工法の場合の、ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
※図示 ・ [3.3.4]

屋内防水 [3.3.3][表3.3.10]

防水層の種別

改修工法	種別	施工箇所	保護層
・P1E	・E-1		・設ける
・P2E	・E-2		・設けない

・E-1の工程３を行う部位（・ ※貯水槽、浴槽等常時水に接する部位）

押え金物の材質及び形状寸法 [3.3.2]
・※アルミニウム製 L-30×15×2.0mm程度 ・

屋上排水溝 ・設ける（図示） [3.3.5]

6.改質アスファルト
シート防水（責任施工）

新設防水層の種別

改修工法	種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G	備考
・M4AS	・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2			・製造所仕様 ・	※製造所仕様 ・	・適用する	
・M3AS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1			・製造所仕様 ・	※製造所仕様 ・	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・POAS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3			・製造所仕様 ・	※製造所仕様 ・	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・M3ASI ・M4ASI ・POASI	・ASI-T1 ・ASI-J1		(種類) ・ ・ (厚さ)(mm) ・	・製造所仕様 ・	※製造所仕様 ・	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない

改質アスファルトシートの種類及び厚さ [3.4.2]
※[表3.4.1～3]による
・JIS A6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分 ・
材料による区分 ※R種
厚さ（ ）mm以上

粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ [3.4.2]
※[表3.4.1～3]による
・JIS A6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分 ・
材料による区分 ※R種

部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ [3.4.2]
※[表3.4.1～3]による
・JIS A6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分 ・
材料による区分 ※R種

押え金物の材質、形状及び寸法 [3.3.2]
・※アルミニウム製 L-30×15×2.0mm程度 ・

屋根露出防水絶縁工法及び屋根露出防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量 [3.4.3]
種類 ※改質アスファルトシートの製造所の指定 ・
数量 ※改質アスファルトシートの製造所の指定 ・

絶縁断熱工法の防湿用シート ・設置する ・設置しない [3.4.3]

7.合成高分子系ルーフィングシート防水
（責任施工）

新設防水層の種別 [3.5.2～4]

改修工法	種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G	備考
・S4S	・S-F1 ・S-F2 ・S-M1 ・S-M2			・製造所仕様 ・	※製造所仕様 ・	・適用する ・適用する ・適用する ・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・S3S	・S-F1 ・S-F2			・製造所仕様 ・	※製造所仕様 ・	・適用する ・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない
・M4S	・S-M1 ・S-M2			・製造所仕様 ・	※製造所仕様 ・	・適用する ・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない
・POSI ・S3SI ・S4SI ・M4SI	・S1-F1 ・S1-F2 ・S1-M1 ・S1-M2		(種類) ・ (厚さ)(mm) ・	・製造所仕様 ・	※製造所仕様 ・	・適用する ・適用する ・適用する ・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない

高分子系ルーフィングシートの種類及び厚さ [3.5.2]
※[表3.5.1～3]による
・JIS A6008に基づく種類及び厚さ
種類 ・
厚さ ・ mm以上

絶縁用シートの材質 ※発泡ポリエチレンシート ・ [3.5.2]

固定金具の材質及び形状寸法 [3.5.2]
※防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板またはそれらの鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもので、厚さ0.4mm以上のもの
・

S-F1、S-M1、S-F2、S-M2の仕様 [3.5.3]
※非歩行仕様 ・軽歩行仕様

S1-M1及びS1-M2の場合の防湿用フィルム（・設置する ・設置しない）

屋内防水 [3.5.3][表3.5.3]

防水層の種別

改修工法	種別	施工箇所	保護層 平場の保護モルタル塗厚	保護層 立上り部の保護モルタル塗厚
・P1S	・S-C1		・	・

接着工法、S3S工法、S3S1工法の脱気装置の種類及び設置数量 [3.5.3]
種類 ※ルーフィングシートの製造所の指定 ・
数量 ※ルーフィングシートの製造所の指定 ・

接着工法の場合のプレキャストコンクリート部材下地の目地処理 [3.5.4]
・行う（・図示 ・ ）

プレキャストコンクリート部材の入隅部の増張り（種別S-F1、S1-F1の場合） [3.5.4]
・行う（・図示 ・ ） ・行わない

機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け [3.5.4]
建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法

平場のモルタル床塗りにおける目地の目地割及び種類 [3.5.4][6.15.6(2)(ｳ)]
目地割 ※2m程度 最大目地間隔3m程度 ・
目地の種類 ※押し目地 ・

立上り部の保護モルタル塗厚 [3.5.4]
※7mm以下 ・

8.塗膜防水（責任施工）

新設屋根防水 [3.6.3]

改修工法	種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G	備考
・POX	※X-1 ・X-2 ・X-1H ・X-2H		・製造所仕様 ・	※製造所仕様 ・	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・L4X	・X-1 ※X-2 ・X-1H ・X-2H		・製造所仕様 ・	※製造所仕様 ・	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない

ウレタンゴム系塗膜防水X-1、X-1H（絶縁工法）の脱気装置の種類及び設置数量 [3.6.3]
種類 ※主材料の製造所の仕様による ・
設置数量 ※主材料の製造所の仕様による ・ 個

新設屋内防水 [3.6.3]

改修工法	種別	施工箇所	各工程の使用量	保護層の適用及び仕様
・P1Y	※Y-2 ・		※製造所の仕様による ・	・設ける（ ） ・設けない
・P2Y	※Y-2 ・		※製造所の仕様による ・	・設ける（ ） ・設けない

9.漏水試験 ・室内については、監督職員の指示する場所において水張り試験を行う。 ・行わない。

10.施工標識 監督員の指示する箇所に設ける。（種別及び工法別に１ヶ所づつ）
大きさ及び仕様 ※125*85*0.8 黄銅版製 表面透明合成樹脂塗料塗り

11.シーリング

シーリングの工法、種類、施工箇所
下記以外は、改修標準仕様書3.7.1による。 [3.1.4][3.7.2][表3.1.2][表3.7.1]

施工箇所	工法の種別	シーリング材の種類（記号）

仕上を行わない施工箇所 （※図示 ・ ） (表3.7.1)

シーリング材の目地寸法 [3.7.3]

箇 所	コンクリート打継目地、ひび割れ誘発目地	[5.12.3]以外のガラス回り	左記以外
幅 (mm)	※20以上 ・	※5以上 ・	※10以上 ・
深さ (mm)	※10以上 ・	※5以上 ・	※10以上 ・

接着性試験 ※簡易接着性試験 [3.7.8]
・引張接着性試験（部位 ）

12.とい

といの材種 ※配管用鋼管 [3.8.2][表3.8.1]
・硬質ポリ塩化ビニル管 （・VP ・RF-VP G ）屋内には使用しない
・

とい受金物 [3.8.2]
材種 ※溶融亜鉛めっきを行ったのもの ・
形状 ※市販品（とい径100以下） ※25×4.5以上（とい径100を超えるもの ・
取付間隔 ・

足金物
材種 ※溶融亜鉛めっきを行ったのもの ・
形状 ※市販品 ・
取付間隔 ・

ロックウール保温筒及びグラスウール保温筒のホルムアルデヒドの放散量 [3.8.2]
※F☆☆☆☆ ・

鋼管製といの防露 ※改修標準仕様書表3.8.4による [3.8.3]
・

たてどい受け金物の取付け ※図示 ・標準仕様書13.5.3(4)(ｲ)による [3.8.3](13.5.3)

ルーフドレンの取付け
※水はけがよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填する [3.8.3]

13.アルミニウム製笠木

肉厚タイプとし固定支持金具間隔は800以内とする。
種類 オーブン形式（・250形 ・300形 ・350形 ） [3.9.2] [表3.9.1]
・板材折曲げ形（・オーブン形式 ・シール形式）
本体幅（ ）mm 板厚（ ）mm

表面処理 ※ＡＢ－１種またはＢＢ－１種 [3.9.2][表5.2.2]
・ＢＢ－２種（・ ）

既存笠木等の撤去 ・行う（範囲 ※図示 ・ ） [3.9.3]

笠木の下地補修 ・行う（工法 ※図示 ・ ） [3.9.3]

板材折曲げ形の笠木の取付方法 ※図示 ・ [3.9.3]

笠木の固定金具の工法等 [3.9.3]
建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法

14.長尺金属板葺
（責任施工）
※標準仕様書による

(13.2.2)(13.2.3)(表13.2.1)

施工箇所	板、コイルの種類	耐久性の種類、メッキ付着量	厚さ(mm)	屋根葺形式	葺板の寸法・厚さ	下地	留め付け方法
・	※JISG3322の屋根用コイル		※0.4 ・	・立平葺 ・あり掛葺 ・芯本なし瓦棒葺			

下葺材料 (13.2.2)
・アスファルトルーフィング940
・改質アスファルトルーフィング下葺材
（・一般タイプ ・複層基材タイプ ・粘着層付タイプ）

建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 (13.2.3)
※適用する（建築基準法に基づき定める風圧力の（※1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法
・適用しない

横葺のけらば納め ・つかみ込み納め ・けらば包み納め (13.2.3)
雪止め ・設ける ・設けない (13.2.3)
施工業者 ・福井県板金工業組合の会員 ・
保証書 材料 ・ 年 施工 ※５年
（ただし、材料の個別保証について塗装溶融亜鉛めっき鋼板、塗装溶融－5%アルミニウム合金めっき鋼板、塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板、溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板は（一社）日本鉄鋼連盟 亜鉛鉄板委員会の標準保証規格による保証とする場合には保証書の提出を要さない）

15.折板葺（責任施工）
※標準仕様書による

(13.3.2)(表13.2.1)

施工箇所	形式	形状(mm)	耐力区分	材料区分	厚さ(mm)	軒先面戸板	耐火性能
・	・	※図示 ・山高 （ ）程度 ・山ピッチ （ ）程度			※0.6 ・0.8	※有り ・なし	※30分 ・なし

材質の種類（ ） (13.3.2)
塗膜の耐久性の種類、めっき付着量等（ ）
断熱材 ※有り（種別： 厚さ（mm）： 防火性能： 時間）
・無し

タイトフレームにJIS G 3302以外の鋼材を直接外気の影響を受けない屋内で使用する場合の表面処理 標準仕様書表14.2.2による ・Ｅ種 ・Ｆ種 (13.3.2)

建築基準法に基づく風圧力及び耐雪性能に対応した工法 (13.3.3)
風圧力（建築基準法に基づき定める風圧力の（※1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力）
耐雪性能 ・図示

折板のけらば納め ・ (13.3.3)

施工業者 ・福井県板金工業組合の会員 ・
保証書 材料 ・ 年 施工 ※５年
（ただし、材料の個別保証について塗装溶融亜鉛めっき鋼板、塗装溶融－5%アルミニウム合金めっき鋼板、塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板、溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板は（一社）日本鉄鋼連盟 亜鉛鉄板委員会の標準保証規格による保証とする場合には保証書の提出を要さない）

16.粘土瓦葺（責任施工）
※標準仕様書による

※越前瓦 ・JIS製品 (13.4.2)
役物瓦の種類、雪止め瓦の使用等 ※図示 ・ (13.4.2)
JISA5208に基づく凍害試験等 ・行う ・行わない (13.4.2)
瓦桟木の材質、寸法 ※図示 (13.4.2)
棟補強用心材の材質、寸法 ※図示 (13.4.2)
瓦緊結用ネジまたは釘の種類、径、長さ ※図示 (13.4.2)
棟補強等金物等の材質、形状、寸法及び留付け方法 ※図示 (13.4.2)
棟瓦を棟用心木取付ボルト等で躯体に緊結する。（・図示 ・ ）
保証書 材料 ※１０年 施工 ※１０年
建築基準法に基づく風圧力または地震力に対応した工法（ガイドライン工法等） (13.4.3)
風圧力（建築基準法に基づく風圧力の（※1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力
地震力（建築基準法に基づき算出した地震力の（※1 ・1.25 ・1.5）倍の地震力

瓦緊結用釘またはねじの有効長さの最小値（mm） ・ (13.4.3)
棟補強の留付け工法 ※図示 ・ (13.4.3)
棟の工法 ・ 丸伏せ棟 ・のし一体棟 ・のし積み棟
面戸、雀口、葺土の露出する瓦接合部に仕上げを施す場合 (13.4.3)
・モルタルによる ・瓦葺き用しっくいによる

4.外壁改修工事

1.施工数量調査

調査範囲 ・外壁改修範囲 ・図示 ・ [1.6.2][1.6.3]
調査内容 ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。
モルタル塗り仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等を調査する。
コンクリート表面のはがれ及び剥落部を壁面に表示する。
塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及び剥落部を壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。

既存部分の破壊を行なった場合の補修方法 ・図示 ・
調査報告書の部数 ・2部

2.可とう性エポキシ樹脂

性 能	常温物性	常温物性 引張接着性	低温性	加熱劣化
引張強さ(N/mm²)	1.0以上	最大引張応力 1.0	1.0以上	1.0以上
伸び (%)	30以上	破断時の伸び 10以上	30以上	30以上

比重 標準値±0.10
押出し性 60秒以下
スランプ 3mm以下
加熱減重 5%以下
1）均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
2）対象とする被着体を浸さず、かつ周囲を汚損しないこと。
3）常温常湿（温度20±15℃、湿度65±20%）において製造後6ヶ月間保管した後であっても、上記の品質基準に適合していること。

3.パテ状エポキシ樹脂

初期硬化性(N/mm2)	接着強さ(N/mm2)	圧縮強さ(N/mm2)	曲げ強さ(N/mm2)	硬化収縮率(%)
標準 2.0以上	標準 6.0以上	50以上	30以上	3.0%以下

1）均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
2）対象とする被着体を浸さず、かつ周囲を汚損しないこと。
3）常温常湿（温度20±15℃、湿度65±20%）において製造所の指定する期間または製造後6ヶ月間保管した後であっても、上記の品質基準に適合していること。
4）JIS A 6024（建築補修用注入エポキシ樹脂）に準じる。

4.エポキシ樹脂モルタル

接着強さ(N/mm2)	圧縮強さ(N/mm2)	曲げ強さ(N/mm2)
1.0以上	20.0以上	10.0以上

1）こて塗りが容易で、かつ、硬化後の仕上がりが良好であること。
2）均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
3）「労働安全衛生法」に基づく有機溶剤中毒予防規則に規定された第1種有機溶剤を使用しないこと。
4）形状に異常がなく、だれが生じないこと。
5）常温常湿（温度20±15℃、湿度65±20%）において製造後6ヶ月保存しても上記の品質基準に適合していること。

5.ポリマーセメント
モルタル

合成ゴム系、アクリル系、エチレン－酢ビ系等

曲げ強さ (N/mm²)	圧縮強さ (N/mm²)	接着強さ (N/mm²) 標準時	接着強さ (N/mm²) 湿潤時	接着強さ (N/mm²) 低温時
6.0以上	20.0以上	1.0以上	0.8以上	0.5以上

表面状態 だれの下がり量は５mm以内とし、ひび割れが発生してないこと。
透水性 裏面の濡れ、水滴の付着がないこと。
均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
高分子エマルションは、常温常湿において製造後6ヶ月保存しても変質しないこと。

6.ポリマーセメント
スラリー

合成ゴム系、アクリル系、エチレン－酢ビ系等 [4.3.5]

拡がり速さ (cm/s)	長さ変化率 (収縮) (%)	引張接着強さ (材齢28日) (N/mm²)	曲げ強度 (材齢28日) (N/mm²)	吸水率 (72時間) (%)	耐久性 (劣化曲げ強さ) (N/mm²)
3以上	3以下	0.5以上	5.0以上	15以下	0.5以上

保水係数 0.35～0.55
粘調係数 0.50～1.00
均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
材料は、常温常湿において製造後6ヶ月保存しても変質しないこと。

7.既調合モルタル

保水率 (%)	単位容積質量 (kg/l)	接着強さ (N/mm²) 標準時	接着強さ (N/mm²) 温冷繰返し後	曲げ強さ (N/mm²)	長さ変化率 (%)
70.0以上	1.80以上	0.60以上	0.40以上	4.0以上	0.20以下

8.防水剤

防水剤の種類は建築用のモルタルに用いるセメント防水剤とする
膨張性のひび割れ及びそりがないこと
混合割合 セメント重量の５%以下
吸水比 95%以下
透水比 80%以下
凍結時間（JIS R 5201）始発１時間以上、集結１０時間以内
曲げ及び圧縮強度比 70%以上

4-1 コンクリート打放し仕上げ外壁（責任施工）

1.専門工事業者 ※監督員の承諾する専門工事業者
保証期間 ※５年間

2.ひび割れ部改修工法

※樹脂注入工法 [4.1.4][4.2.4～7]

種 類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (ml/m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0未満	200～300	※130 ・
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	50～100	※40 ・
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.3以上～0.5未満	100～200	※70 ・
	0.5以上～1.0未満	150～250	※130 ・

注入状況の確認方法 [4.2.5]
コア抜取り確認 ・行う（抜取り箇数 ・500m毎及びその端数につき1個）
抜取部の補修方法 ・図示 ・

・Uカットシール材充填工法 [4.2.4]
・シーリング材充填
充填材料 ※1成分形または2成分形ポリウレタン系 ・
ポリマーセメントモルタルの充填 ・行う [4.2.6]
・シーリング材の試験 ※簡易接着性試験 [3.7.8][4.2.6]
・引張接着性試験（部位 ）
・可とう性エポキシ樹脂充填

・シール工法 [4.1.4][4.2.4]
・パテ状エポキシ樹脂
・可とう性エポキシ樹脂

KMR 株式会社 木村建築事務所
1級建築士事務所 福井県（い）115号
管理建築士 一級建築士 第167899号 木村憲一

4-2 モルタル塗り仕上げ外壁（責任施工）

1. 専門工事業者

※監督員の承諾する専門工事業者
保証期間　※５年間　・

2. ひび割れ部改修工法

※樹脂注入工法 [4.1.4][4.3.5~8]

種　類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（ml/m）
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0未満	200～300	※130　・
・手動式エポキシ樹脂注入工法 ・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	50～100	※40　・
	0.3以上～0.5未満	100～200	※70　・
	0.5以上～1.0未満	150～250	※130　・

注入状況の確認方法 [4.2.5][4.3.6]
コア抜取り確認　・行う（抜取り個数　・500m毎及びその端数につき1個）
抜取部の補修方法　・図示　・

・Uカットシール材充填工法 [4.3.7]
・シーリング材充填
充填材料　※1成分形または2成分形ポリウレタン系　・
ポリマーセメントモルタルの充填　・行う [4.2.6]
・シーリング材の試験　※簡易接着性試験 [3.7.8][4.2.6]
・引張接着性試験（部位　）
・可とう性エポキシ樹脂充填
・シール工法 [4.1.4][4.3.8]
・パテ状エポキシ樹脂
・可とう性エポキシ樹脂

3. 欠損部改修工法

※充填工法 [4.1.4]
・ポリマーセメントモルタル
・エポキシ樹脂モルタル
・モルタル塗替え工法
・現場調合材料 [4.3.5]
（セメントは改修特記仕様書８-２　コンクリート工事による
・既調合材料（　）
既製自地材　・使用する（形状　）[4.3.5]
仕上げ厚または全塗り厚が25mmを越える場合の処置　※図示　・ [4.3.10]

4. 浮き部改修工法

[4.1.4][4.3.11~16]

改修工法の種類	アンカーピンの本数(本/m²) 一般部	指定部	注入口の間隔(間隔/m²) 一般部	指定部	充填量 (ml/箇所)	注入量 (ml/箇所)
・アンカーピニング部分 エポキシ樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・	―	―	※25 ・	―
・アンカーピニング全面 エポキシ樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・	※25 ・
・アンカーピニング全面 ポリマーセメントスラリー 注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・	※50 ・
・注入口付アンカーピニング部分 エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	―	―	※25 ・	―
・注入口付アンカーピニング全面 エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25 ・	※25 ・
・注入口付アンカーピニング全面 ポリマーセメントスラリー 注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25 ・	※50 ・
・充填工法						
・モルタル塗替え工法						

アンカーピン [4.3.5]
※ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの。
注入口付アンカーピン [4.3.5]
※ステンレス鋼(SUS304)呼び径6mm
・
充填工法用材料 [4.3.5]
・エポキシ樹脂モルタル
・ポリマーセメントモルタル
モルタル塗替え工法用材料 [4.3.5]
・現場調合材料
（セメントは改修特記仕様書８-２　コンクリート工事による
・既調合材料（　）
既製自地材　・使用する（形状　）[4.3.5]
仕上げ厚または全塗り厚が25mmを越える場合の処置　※図示　・ [4.3.10]

4-3 タイル張り仕上げ外壁（責任施工）

1. 専門工事業者

※監督員の承諾する専門工事業者
保証期間　※５年間　・

2. タイル接着力試験

※行う　・行わない

3. タイルの形状、寸法等

タイルの形状、寸法等 [4.4.5]

施工箇所	形状寸法 (mm)	再生材 適用G	吸水率 1類	2類	3類	うわぐすり 磁器	陶器	無ゆう	役物 あり	なし	色 標準	特注	耐凍害性 あり	なし	耐滑性	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験張り　・行う [4.4.8]
見本焼き　・行う [4.4.8]

4. ひび割れ部改修工法

※樹脂注入工法 [4.1.4][4.4.5~6]

種　類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（ml/m）
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0未満	200～300	※130　・
・手動式エポキシ樹脂注入工法 ・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	50～100	※40　・
	0.3以上～0.5未満	100～200	※70　・
	0.5以上～1.0未満	150～250	※130　・

注入状況の確認方法 [4.2.5][4.4.6]
コア抜取り確認　・行う（抜取り個数　・500m毎及びその端数につき1個）
抜取部の補修方法　・図示　・

5. 欠損部改修工法

・タイル部分張替え工法 [4.1.4][4.4.5~8]
接着材
※ポリマーセメントモルタル
・変成シリコーン樹脂　(JIS A 5557)
・タイル張替え工法
張付け用材料
・接着材　JIS A5557に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
・張付けモルタル（・現地調合材料　・既調合モルタル）
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置
※[表4.4.2]による　・図示による
・セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り
下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・目荒し工法　・
タイル張りの工法
・外装タイル（・密着張り　・改良圧着張り）
・ユニットタイル（・マスク張り　・モザイクタイル張り）
・有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・目荒し工法　・
シーリング材の種類
打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地　※ポリウレタン系　・
伸縮調整目地その他の目地　※変成シリコーン系　・

6. 浮き部改修工法

[4.1.4][4.4.5.9~15][4.5.9~15]

改修工法の種類	アンカーピンの本数(本/m²) 一般部	指定部	注入口の間隔(間隔/m²) 一般部	指定部	充填量 (ml/箇所)	注入量 (ml/箇所)
・アンカーピニング部分 エポキシ樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・	―	―	※25 ・	―
・アンカーピニング全面 エポキシ樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・	※25 ・
・アンカーピニング全面 ポリマーセメントスラリー 注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・	※50 ・
・注入口付アンカーピニング部分 エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	―	―	※25 ・	―
・注入口付アンカーピニング全面 エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25 ・	※25 ・
・注入口付アンカーピニング全面 ポリマーセメントスラリー 注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25 ・	※50 ・
・注入口付アンカーピニング エポキシ樹脂注入タイル固定工法	・	・	・	・	※25 ・	※25 ・

アンカーピン
※ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの。
・
注入口付アンカーピン
※ステンレス鋼(SUS304)呼び径6mm
・
・タイル部分張替え工法 [4.1.4][4.4.7]
1か所当たりの張替え面積　0.25m2超　・図示
接着材
※ポリマーセメントモルタル
・変成シリコーン樹脂　(JIS A 5557)
・タイル張替え工法 [4.1.4][4.4.8]
張付け用材料
・接着材　JIS A5557に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
・張付けモルタル（・現地調合材料　・既調合モルタル）
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置
※[表4.4.2]による　・図示による
・セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り
下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・目荒し工法　・
タイル張りの工法
・外装タイル（・密着張り　・改良圧着張り）
・ユニットタイル（・マスク張り　・モザイクタイル張り）
・有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・目荒し工法　・
シーリング材の種類
打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地　※ポリウレタン系　・
伸縮調整目地その他の目地　※変成シリコーン系　・

7. 目地改修工法

・目地ひび割れ部改修工法 [4.1.4][4.4.16]
既成調合モルタル　・使用する
・伸縮目地改修工法 [4.1.4][4.4.16]
伸縮目地の位置　※図示　・
伸縮目地の寸法　幅（mm）：
深さ（mm）：

4-4 塗り仕上げ外壁等

1. 既存塗膜等の除去及び下地処理

（石綿含有の場合は改修標準仕様書第9章による） [4.5.4]

工　法	処理範囲	下地面の補修
・サンダー工法	※既存仕上面全体	・ひび割れ部改修工法 ・浮き部改修工法 ・欠損部改修工法
・高圧水洗工法	※既存仕上面全体	
・塗膜はく離剤工法	※既存仕上面全体	
・水洗い工法	※上記処理範囲以外の既存仕上面全体 ・	

2. 下地調整材

※下地調整塗材 [4.5.4]
・ポリマーセメントモルタル
・防水形仕上塗材主材

3. 仕上げ塗材仕上げ

建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒドの放散量 (18.1.3)
※F☆☆☆☆　・

塗装業者
・塗装工事及び仕上げ塗材仕上げの塗り面積の合計が延べ500m2以上の工事、または塗装専門業者が元請業者である工事
※日本塗装工業会の会員（「日本塗装工業会指導要領」に基づき、指導員の指導を受けること。）
・上記に該当しない工事
※監督員の承諾する業者

新規仕上塗材の種類 [4.1.5][4.5.2][表4.5.1]

種　類	呼び名	防火材料	仕上げの形状
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材Ｓｉ	・	・砂壁状
	・可とう形外装薄塗材Ｓ	・	・ゆず肌状（・吹付け　・ローラー塗り）
	・外装薄塗材Ｅ	・	・さざ波状　・平たん状
	・可とう形外装薄塗材Ｅ	・	・凹凸状（・吹付け　・こて塗り）
	・防水形外装薄塗材Ｅ	・	・着色骨材砂壁状（・吹付け　・こて塗り）
	・外装薄塗材Ｓ	・	・砂壁状じゅらく ・京壁状じゅらく
・厚付け仕上塗材	・外装厚塗材Ｃ	・	・吹放し　・凸部処理　・平たん状
	・外装厚塗材Ｓｉ	・	・凹凸状　・ひき起こし　・かき落とし
	・外装厚塗材Ｅ	・	上塗材　・適用する
・複層仕上塗材	・複層塗材ＣＥ	・	・ゆず肌状　・凸部処理　・凹凸模様
	・複層塗材ＲＥ	・	上塗材
	・複層塗材Ｓｉ	・	耐候性　※耐候形３種　・耐候形１種
	・複層塗材Ｅ	・	溶媒　※水系　・溶剤系
	・可とう形複層塗材ＣＥ	・	樹脂　※アクリル系
	・防水形複層塗材ＣＥ	・	外観　※つやあり　・つやなし
	・防水形複層塗材ＲＥ	・	・メタリック
	・防水形複層塗材ＥＥ	・	
・可とう形防修用仕上塗材	・可とう形防修塗材Ｅ	・	・平たん状　・さざ波状　・ゆず肌状
	・可とう形防修塗材ＲＥ	・	上塗材
	・可とう形防修塗材ＣＥ	・	耐候性　※耐候形３種　・耐候形１種
			溶媒　※水系　・溶剤系
			樹脂　※アクリル系
			外観　※つやあり　・つやなし
			・メタリック

4. マスチック塗材塗り

種別　・Ａ種　・Ｂ種 [4.1.5][4.6.2][表4.6.1]

5. 外壁用塗膜防水塗

仕上げの形状・　工法・ [4.1.5][4.7.2.3][表4.7.1]
外壁用塗膜防水塗の耐候性　※耐候性３種　・耐候形１種
下地挙動緩衝材の適用　・適用する　・適用しない
耐候性　※耐候形３種　・
吹付け工法の模様材の種類　・　・所要量　(kg/㎡)
外壁用仕上塗材の種類　・　・所要量　(kg/㎡)

5 建具改修工事

1. 改修工法

[5.1.3]

建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
・アルミニウム製建具		・	・	※建具表備考欄による　・図示
・樹脂製建具			・	※建具表備考欄による　・図示
・鋼製建具	・外部	・	・	※建具表備考欄による　・図示
	・内部	・	・	※建具表備考欄による　・図示
・鋼製軽量建具		・	・	※建具表備考欄による　・図示
・ステンレス製建具		・	・	※建具表備考欄による　・図示

新規に建具を設ける場合 [5.1.3]
壁部分の開口の開け方　※図示　・
新規建具周囲の補修工法及び範囲　※図示

2. 防火戸

・指定する範囲・箇所（・建具表による　・　）[5.1.4]
・指定しない
ヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動
・連動させる（・建具表による　・　）
・連動させない

3. 見本の製作等

建具見本の製作　・行う（建具符号：　）[5.1.5]
建具見本の程度　・工事に使用するものとして、あらかじめ製作する
・納まり等がわかる程度
特殊な建具の仮組　・行う（建具符号：　）[5.1.5]

4. 防犯建物部品

・適用する（　）適用箇所（・建具表による　・　）[5.1.7]
・適用しない

5. アルミニウム製建具

性能等級 [5.2.2][表5.2.1]
外部に面する建具

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
・Ａ種	Ｓ－４	※Ａ－３	※Ｗ－４	※７０	※図示
・Ｂ種	Ｓ－５	・	・	・１００	
・Ｃ種	Ｓ－６	・Ａ－４	・Ｗ－５	・	

防音ドア・防音サッシ　遮音性の等級（・　）[5.2.2]
断熱ドア・断熱サッシG　断熱性の等級（・　）
表面処理 [5.2.4][表5.2.2]
外部に面する建具　※ＢＢ－１種
・ＢＢ－２種（・　）
屋内の建具　※ＢＣ－１種
・ＢＣ－２種（・　）
ステンレス鋼板　※SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1　・ [5.2.3]
ステンレス製のくつづりの仕上げ　※HL　・ [5.2.4]
結露水の処理方法　※図示 [5.2.4]
工法
水切り板、ぜん板　※図示　・ [5.2.5]

6. 網戸等

[5.2.3]

種　類	材　質	線　径	網　目
・防虫網	・合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ※ステンレス（SUS316）製	※0.25mm以上	※16～18メッシュ
・防鳥網	ステンレス（SUS304）線材	15mm	ピッチ　15mm

7. 樹脂製建具

性能等級 [5.3.2][5.3.4][表5.3.1]
外部に面する樹脂製建具

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
・Ａ種	Ｓ－４	※Ａ－４ ・	※Ｗ－４　・ ※Ｗ－５　・	※図示 ・	※図示
・Ｂ種	Ｓ－５				
・Ｃ種	Ｓ－６				

遮音性能の種別　・Ｔ－１　・Ｔ－２ [5.3.2]
断熱性能の種別　・Ｈ－４　・Ｈ－５　・Ｈ－６　・Ｈ－７　・Ｈ－８ [5.3.2][表5.3.2]
表面色　・白　・黒　・ブラウン　・シルバー [5.3.4]
外部に面する建具の日射熱取得性の等級　・ [5.3.2]
材料　ガラス　※複層ガラス [5.3.3]
ステンレス製のくつづりの仕上　※HL程度　・ [5.3.3]
工法　水切り板、ぜん板　※図示　・ [5.3.5]

8. 鋼製建具

外部に面する建具の耐風圧性　※Ｓ－４　・Ｓ－５　・Ｓ－６ [5.4.2]
簡易気密型ドアセット　・適用する（建具記号：・建具表による　・　）[5.4.2]
防音ドア・防音サッシ　遮音性の等級（・　）[5.4.2]
断熱ドア・断熱サッシG　断熱性の等級（・　）
耐震ドア　面内変形追随性の等級（・　）

鋼板類の厚さ（１枚の有効開口幅950mmまたは有効高さ2,400mmを超える場合） [5.4.4]
※下表以外は表5.4.2による

区分		使用箇所	厚さ(mm)
窓	枠類	外部の下枠、水切り板	2.3
出入口	枠類	外部に面するスイングドアの建具の場合	2.3
		くつずり	2.0
	戸	中骨	2.3

材料
ステンレス鋼板　※SUS304、SUS430J1LまたはSUS443J1 [5.4.3]
ステンレス製のくつづりの仕上　※HL程度 [5.4.4]
標準型鋼製建具の形状及び寸法　※建具表による　・ [5.4.6]

9. 鋼製軽量建具

簡易気密型ドアセット　・適用する（建具記号：・建具表による　・　）[5.5.2]
耐震ドア　面内変形追随性の等級（・　）[5.5.2]
鋼板の種類　・鋼板　・ビニル被膜鋼板　・カラー鋼板　・ステンレス鋼板 [5.5.3]
鋼板の厚さ　※改修標準仕様書表5.5.1による　・　mm [5.5.4]
召合せ、縦小口包み板等の材料　※鋼板　・ステンレス鋼板　・アルミニウム合金の押出形材
材料
ステンレス鋼板　※SUS304、SUS430J1LまたはSUS443J1 [5.5.3]
ステンレス製のくつづりの仕上　※HL程度 [5.5.4]
標準型鋼製建具の形状及び寸法　※建具表による　・ [5.5.6]

10. ステンレス製建具

外部に面する建具の耐風圧性　※Ｓ－４　・Ｓ－５　・Ｓ－６ [5.4.2][表5.2.1]
ステンレス鋼板　・SUS430J1L　・SUS304　・SUS443J1 [5.6.3]
ステンレス製のくつづりの仕上　※HL　・ [5.6.4]
簡易気密ドアセット　・適用する（建具記号：・建具表による　・　）[5.6.2]
防音ドア・防音サッシ　遮音性の等級（・　）[5.6.2]
断熱ドア・断熱サッシG　断熱性の等級（・　）
耐震ドア　面内変形追随性の等級（・　）
表面仕上げ　※ＨＬ仕上げ　・ [5.6.4]
曲げ加工　※普通曲げ　・角出し曲げ（補強有り） [5.6.5]

11. 木製建具

建具材の加工、組立時の含水率　※Ａ種　・ [5.7.2]
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量 [5.7.2]
※F☆☆☆☆　・
フラッシュ戸の表面材の種類及び厚さ　※図示　・ [5.7.2][5.7.3]
MDFの表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、接着剤による区分及び難燃性による区分
※建具表による　・ [5.7.2]
かまち戸の樹種　かまち（　）　鏡板（　）[5.7.2]
枠の材料　※図示　・ [5.7.2]
くつずりの材料　※図示　・ [5.7.2]
ふすま [5.7.2][5.7.4]
上張り　※地場産和紙　・新鳥の子またはビニル紙程度（押入れ等の裏面は除く）　・鳥の子
縁仕上　※図示　・塗り縁　・生地縁（素地）　・生地縁（ウレタンクリアー塗装）
各木製建具の見込み寸法　・改修標準仕様書表5.7.7　・建具表 [5.7.3]

12. 建具用金物

材質、形状及び寸法 [5.8.2~3]
金物の種類及び見え掛り部の材質等　※改修特記仕様書表5.8.1により適用は建具表による
金属製建具用丁番の枚数及び大きさ　※改修特記仕様書表5.8.2による　・建具表による
樹脂製建具用丁番の枚数及び大きさ　※改修特記仕様書表5.8.3による　・建具表による
木製建具用丁番の枚数及び大きさ　※改修特記仕様書表5.8.4による　・建具表による
木製建具の戸車及びレール　※改修特記仕様書表5.8.5による　・建具表による
握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセントの取付位置　・建具表による
錠前類　（品質）、（性能）　※建築材料等品質性能表による
クローザー類　（品質・性能）、（試験方法）　※建築材料等品質性能表による
鍵 [5.8.4]
マスターキー　・製作する（・既存マスターキーに合わせる　・　）　・製作しない
その他の鍵の製作本数　※３本１組　・
鍵箱　・要　・不要

13. 自動ドア開閉装置

[5.9.2][5.9.3][表5.9.1~5.9.4]

自動ドア開閉装置の性能	耐放射ノイズ	防　錆	防　塵	引戸用検出装置	凍結防止措置
※ＤＳＬＤ－１ ・ＤＳＬＤ－２ ・ＳＳＬＤ－１ ・ＳＳＬＤ－２ ・図示	・適用する	・適用する	・適用する	・電波（電磁）センサー ・光線（反射）センサー ・音波センサー ・タッチスイッチ ・ペダルスイッチ ・押しボタンスイッチ ・多機能スイッチ	・行う

戸の開閉方式　・建具表による [5.9.2]
車椅子使用者用便房出入口引き戸用駆動装置の性能値 [5.9.2]
※改修特記仕様書表5.9.2による
引戸用検出装置性能値 [5.9.2]
※改修特記仕様書表5.9.3による
引戸検出装置の種類　※建具表による　・ [5.9.2]
凍結防止措置　・適用する　・適用しない [5.9.2]

14. 自閉式上吊り引戸装置

※改修標準仕様書 表5.10.1による [5.10.3][表5.10.1]

15. 重量シャッター

シャッターの種類 [5.11.2]
・管理用重量シャッター　耐風圧性能　（　）N/m2
・外壁用防火シャッター　耐風圧性能　（　）N/m2
・屋内用防火シャッター
・屋内用防煙シャッター
開閉方式による種類 [5.11.2][表5.11.1]
※電動式（手動併用）　・手動式
電動シャッターに設ける急降下制動装置、急降下停止装置の設置個所 **[5.11.2]**
・図示　・
電動シャッターに設ける障害物感知装置の設置個所　・図示　・ [5.11.2]
屋内用防火シャッター又は防煙シャッターの危害防止機構 [5.11.2]
設置個所　・図示　・
「防火区画に用いる防火設備等の構造を定める件」（昭和48年12月28日建設省告示第2563号）に定める基準に適合するもの
※危害防止装置　・可動座板式
管理用シャッターのシャッターケース　・設ける　・設けない [5.11.2]

年度別 R7　令和 7年　6月
公立大学法人　福井県立大学
分類番号　第一分類　第二分類　第三分類　審査

KWR 株式会社 木村建築事務所
1級建築士事務所　福井県（い）115号
管理建築士　一級建築士　第167899号　木村憲一

設計

工事名称　永平寺キャンパス　学生会館照明器具更新工事(その1)
図面名称　建築改修工事特記仕様書3
縮尺　N.S
図面番号　A-03

A1：　原寸
A3：50%縮小図

スラット及びシャッターケース用鋼板 [5.11.3]
・JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
めっき付着量　※Z12またはF12　・
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
めっき付着量　※Z12またはF12　・

14. 軽量シャッター

開閉方式　※手動式　・電動式（手動併用） [5.12.2][表5.12.1]
耐風圧性能　（　　）N/m2 [5.12.2]
スラット　材質　・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯） [5.12.3]
めっき付着量　※Z06またはF06　・
・JIS G 3322（塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）
めっき付着量　※AZ90　・
形状　・インターロッキング形　・オーバーラッピング形 [5.12.4]

15. オーバーヘッドドア

[5.13.2][5.13.3]

セクション材料による区分	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板

風圧力による強さの区分　（・50　・75　・100　・125　） [5.13.2]
電動式の場合の保護装置　・図示　・ [5.13.2]

16. ガラス

ガラスの種類は、次による。ただし、その種類及び厚さごとの使用箇所、図示。 [5.14.2]
・フロート板ガラスの厚さによる種類等　※図示　・＜　　＞
・型板ガラスの品質及び厚さによる種類等　※図示　・＜　　＞
・網入り板ガラスの品質及び厚さによる種類等　※図示　・＜　　＞
・合わせガラスの合計厚さ及び特性等による種類等　※図示　・＜　　＞
・強化ガラスの板ガラスの種類及び特性等による種類等　※図示　・＜　　＞
・熱線吸収板ガラスの種類及び厚さによる種類等　※図示　・＜　　＞
・複層ガラスの板ガラスの種類及び特性等による種類等　※図示　・＜　　＞
・熱線反射ガラスの種類及び厚さによる種類等　※図示　・＜　　＞
・倍強度ガラスの板ガラスの種類及び厚さによる種類　※図示　・＜　　＞

17. ガラスとめ材

[5.14.2][5.14.3]

建具の種類	ガラスとめ材	ガラス溝の大きさ（mm）
アルミニウム製	※シーリング材 ・ガスケット ※グレイジングチャンネル形 ・	※建具製作所の仕様による ・図示
樹脂製	・建築用ガスケット ・グレイジングビード	
鋼製及び鋼製軽量	・	
ステンレス製	・	

18. ガラスブロック積み

[5.14.5]

表面形状	呼び寸法	厚　さ	色　調		目地幅（mm）			伸縮調整目地（mm）
			クリア	乳白	平積み	曲面積み		
正方形	・125×125	80	・	・	※ 5～15 ・15～25 ・	外側 ※15以下 ・ 内側 ※6以上 ・		※6m以下毎に 10～25 ・ 図示
	・160×160	・95	・	・				
	・200×200	・95　・125	・	・				
	・320×320	95	・	・				
長方形	・250×125	80	・	・				
	・320×160	95	・	・				

曲面積みの曲率半径は、ガラスブロックの幅寸法の10倍以上とする。
壁用金属枠及び補強材　・設ける（形状　※図示　・　　） [5.14.5]
力骨 [5.14.5]
※ステンレス鋼(SUS304)径5.5mm　はしご形状複筋及び単筋　・
目地部の横方骨の納まり [5.14.5]
※ガラスブロック製造所の仕様による。　・
化粧目地モルタルの色（　　） [5.14.5]
シーリング材　※改修標準仕様書3.7.1による　・ [5.14.5]
金属製化粧カバー [5.14.5]
材質　・ステンレス製　・アルミニウム製
寸法　※図示　・　　形状　※図示　・
建築基準法に基づく風圧力に対応した工法： [5.14.5]
建築基準法に基づく風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力

⑥ 内装改修工事

①改修範囲

既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲 [6.1.3]
※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・図示
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲 [6.1.3]
※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・図示
天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修 [6.1.3]
※既存のまま　⊙図示

2. 既存床の撤去、下地補修

ビニル床シート等の除去　※仕上げ材のみ（接着剤は可能な限り） [6.2.2]
・下地モルタルとも（※図示の範囲　・除去範囲全て）
合成樹脂塗床材の除去工法　・機械的除去工法　・目荒工法 [6.2.2]
既存コンクリートまたはモルタル面の下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、4章「外壁改修工事」による。 [4.2.4][6.2.2]

3. 既存壁の撤去、下地補修

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 [6.3.2]
※モルタル塗り（塗り厚25mmを超える場合の補強　・行う　）　・図示

4. 木下地等

[6.5.1]

	表面仕上げの程度	適用箇所
機械加工	・A種	
	・B種	
	・C種	
手加工	・H－A種	
	・H－B種	※内部造作材
	・H－C種	※下地材

木材の含水率　（下地材　※A種　・B種） [6.5.2][表6.5.1]
（造作材　※A種　・B種）
ホルムアルデヒド放散量等　※F☆☆☆☆　・ [6.5.2]
保存処理木材　・使用する（使用箇所　　）
※代用樹種の禁止　杉材については県産材を使用すること。
その他の材についても県産材を使用するよう努力すること。

製材 G [6.5.2(2)]
※「製材の日本農林規格」による製材
・下地用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	保存処理	含水率
			・1級 ※2級			

・造作用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	保存処理	含水率
			・上小節			

・広葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	保存処理	含水率
			・特等※1等・2等			

・「製材の日本農林規格」以外の製材

施工箇所	樹種名	寸法(mm)	材面の品質	含水率	防虫処理
					・有　・無

造作材の材面の品質　※A種　・B種 [6.5.2(2)]

造作用集成材 G [6.5.2(3)]
・造作用集成材（※「集成材の日本農林規格」・「集成材の日本農林規格」以外）

施工箇所	樹種名	寸法(mm)	見付け材面品質	見付け材面
			※1等　・2等	

・化粧ばり造作用集成材（※「集成材の日本農林規格」・「集成材の日本農林規格」以外）

施工箇所	化粧薄板の樹種名 芯材の樹種名	見付け材面	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ（mm）	見付け材面品質
	化粧薄板： 芯材：				※1等・2等

・化粧ばり造作用集成柱（※「集成材の日本農林規格」・「集成材の日本農林規格」以外）

施工箇所	化粧薄板の樹種名 芯材の樹種名	見付面数	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ（mm）	見付け材面品質
	化粧薄板： 芯材：				※1等・2等

造作用単板積層材 G [6.5.2(4)]
造作用単板積層材（※「単板積層材の日本農林規格」・「単板積層材の日本農林規格」以外）

施工箇所	厚さ(mm)	表面の品質	防虫処理
		※天然木化粧加工 ・塗装加工 ・加工しない（・1等・2等・3等）	・する ・しない

ＣＬＴ（直交集成板）G [6.5.2(5)]

施工箇所	品名	曲げ性能（強度等級）	種別	接着性能（使用環境）	樹種	寸法mm

合板等 G [6.5.2(6)]
・「合板の日本農林規格」による普通合板（下地用）

施工箇所	厚さ(mm)	接着の程度	表板の樹種名	板面の品質	防虫処理	その他の処理
	※5.5 ・	※１類 ・２類		広葉樹・1等※2等 針葉樹　※C-D	・する ・しない	

・「合板の日本農林規格」による構造用合板（下地用）

施工箇所	厚さ(mm)	接着の程度	等級	表板の樹種名	板面の品質	防虫処理	強度等級
	※12.0 ・	※１類 ・特類	・１級 ※２級	※針葉樹 ・	※C-D ・	・する ・しない	

・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理
			・１類　・特類	

・「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板 G

施工箇所	化粧板に使用する単板の樹種名	厚さ(mm)	接着の程度	防虫処理
			・１類　・２類	

・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	接着の程度	単板の樹種名	化粧加工の方法	防虫処理

・パーティクルボード

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の区分	曲げ強さ(N/mm2)	耐水性	難燃性
	※15.0 ・	・素地 ・単板張り ・化粧		・Ｐ又はM	・難燃2級 ・難燃3級

・構造用パネル

施工箇所	厚さ(mm)	等級
	・	・1級　・2級　・3級　・4級

・ＭＤＦ G

施工箇所	厚さ(mm)	表面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分

5. 接合具等

造作材の化粧面の釘打ち [6.5.3]
※隠し釘打ち　・
諸金物 [6.5.3]
※かすがい、座金、箱金物、短冊金物
改修標準仕様書6.5.3 (2) (ｱ)による（形状：　　寸法：　　材質：　　）
接着剤のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・ [6.5.3]

6. 木れんが

接着工法に使用する接着剤のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・ [6.5.4]

7. 防腐・防蟻処理

・防腐、防蟻処理を省略できる樹種による製材 [6.5.5]
適用部位：（　　）
・薬剤の加圧注入による防腐、防蟻処理

適用部材	保存処理性能区分
	・K２　・K３　・K４
	・K２　・K３　・K４
	・K２　・K３　・K４

・薬剤の塗布等による防腐、防蟻処理

適用部材	処理の方法	薬剤の種類
	※改修標準仕様書6.5.5(1)(b)② 7～エによる	※JIS　K　1571に適合又は同等品

・薬剤の接着剤への混入による防腐、防蟻 [6.5.5]
適用部位：（　　）
・合板等の加圧注入処理等の適用 [6.5.5]
適用部位：（　　）

8. 内部間仕切軸組及び床組み

間仕切軸組に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合） [6.5.6]
※杉　・
床組みに用いる木材の樹種名（製材を用いる場合） [6.5.6]
※杉　・

9. 窓、出入口その他

・窓、出入口その他に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合） [6.5.7]
※吊元枠、水掛りの下枠及び敷居はひのき、その他は杉

10. 床板張り

・縁甲板及び上がりがまちに用いる木材（製材を用いる場合） [6.5.8]
※ひのき　・

11. 壁及び天井下地

・壁及び天井下地に用いる木材（製材を用いる場合） [6.5.9]
※杉　・

12. 軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類 [6.6.2][表6.6.1]
屋外（・19型　※25型）　屋内（※19型　・25型）
屋外の軒天井、ピロティ天井等 [6.6.3]
補強方法　※図示　・ [6.6.3]
野縁受、吊りボルト、インサートの間隔及び周辺部からの距離　※図示　・ [6.6.3]
野縁の間隔　※図示　・
既存の埋込みインサート　・使用する　・使用しない [6.6.4]
あと施工アンカーの施工後の確認試験　・行う　・行わない [6.6.4]
引張試験の箇所数及び引張試験にて確認する強度 [6.6.4]
※改修標準仕様書6.6.4(1)(ｳ)による　・
吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法　※図示 [6.6.4]
天井のふところが3mを超える場合の補強方法　※図示 [6.6.4]
天井下地材における耐震性を考慮した補強 [6.6.4]
・行う（※図示　・　　）　・行わない
屋外の軒天井、ピロティ天井等における耐風圧性を考慮した補強
・行う（※図示　・　　）　・行わない

13. 軽量鉄骨壁下地

スタッド、ランナーの種類 [6.7.3][表6.7.1]
※改修標準仕様書表6.7.1による。
スタッドの高さが5mを超える場合　※ 図示
出入口及びこれに準じる開口部の補強
※改修標準仕様書6.7.4 (5) による　・

14. ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り G

接着剤のホルムアルデヒドの放散量
※F☆☆☆☆　・ [6.8.2]
接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする
施工箇所の下地がセメント系下地及び木質下地以外の場合のゴム床タイル用接着剤の主成分による区分　・図示による　・ [6.8.2]　[表6.8.1]

ビニル床シート張り
材料 [6.8.2]

記号	施工箇所	色　柄	厚さ（mm）	
※FS		※無地	※2.0 ・2.5	

接合部の処理　※熱溶接工法 [6.8.3]

ビニル床タイル張り
材料 [6.8.2]

記号	色柄	寸法（mm）	厚さ（mm）	
・ＴＴ（単層ビニル床タイル） ※ＫＴ（コンポジションビニル床タイル） ・ＦＴ（複層ビニル床タイル） ・ＦＯＡ（置敷きビニル床タイル） ・ＦＯＢ（薄型置敷きビニル床タイル）	※無地 ・	・300×300 ・450×450 ・500×500	※2.0 ・	

特殊機能床
材料 [6.8.2]

シート・タイルの種別	種類	性能	厚さ、寸法、形状
・帯電防止床シート			厚さ：
・帯電防止床タイル			寸法：　厚さ：
・視覚障害者用床タイル			形状：
・耐動荷重性床タイル			厚さ：
・防滑性床シート			厚さ：
・防滑性床タイル			寸法：　厚さ：

ビニル幅木 [6.8.2]
材質　※軟質　・硬質
高さ（mm）　※60　・75　・100
厚さ（mm）　※1.5　・

ゴム床タイル [6.8.2]
種類　・単層品　・複層品
色柄　（　　）
厚さ(mm)　・3.0　・4.5　・6.0　・9.0
寸法(mm)（　　）

下地の施工 [6.8.3]
改修標準仕様書6.8.3.(1)(ｱ)から(ｳ)以外の下地の工法
・図示による　・

15. カーペット敷き

織じゅうたん [6.9.2][表6.9.1]

種　別	パイル形状	帯電性	織り方	色柄等	備　考
・A種 ・B種 ・C種	・カットパイル ・ループパイル ・カット、ループ併用	※人体帯電圧 ３kv以下	・ウィルトンカーペット ・ダブルフェースカーペット ・アキスミンスターカーペット	・無地 ・柄物 （標準品）	

織じゅうたんの接合方法　※ヒートボンド工法　・ [6.9.3]
タフテッドカーペット [6.9.2～6.9.3]

パイル形状	パイル長さ（mm）	工　法	帯電性	備　考
・カットパイル	※５～７	※全面接着工法 ・グリッパー工法	※人体帯電圧 ３kv以下	
・ループパイル	※４～６			
・レベルループパイル	※４			
・カット、ループ併用	・			

タイルカーペット [6.9.2]

パイル形状	種　別	施工場所	寸法(mm)	総厚さ(mm)	備　考
※ループパイル	※第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・	
・カットパイル					
・ｶｯﾄ､ﾙｰﾌﾟ併用					

帯電性　・人体帯電圧3ｋＶ以下（フリーアクセスフロア敷設範囲）
敷き方　平場　※市松敷き　・模様流し [6.9.3]
階段部分　※模様流し　・市松敷き
下敷き材　※反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号 呼び厚さ8mm [6.9.2]
見切り、押さえ金物　・適用する（材質、形状等　※図示　・　　） [6.9.2]
接着剤のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・ [6.9.2]

16. 合成樹脂塗床

塗床材料のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・ [6.10.2]
[6.10.3][表6.10.4～6.10.8]

種　別		施工箇所	仕上げの種類
厚膜型塗床材	・弾性ウレタン塗床		※平滑仕上げ　・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ
	・エポキシ樹脂塗床		・薄膜流し展べ工法（・平滑　・防滑） ・厚膜流し展べ工法（・平滑　・防滑） ・樹脂モルタル工法（・平滑　・防滑）

17. フローリング張り G

フローリング及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量　※F☆☆☆☆　・ [6.11.2]
単層フローリング [6.11.2～6][表6.11.1][表6.11.3][表6.11.5]

種　類	工　法	樹　種	厚さ(mm)	大きさ(mm)	仕上塗装
・フローリングボード１等	・釘留め工法 ・根太張り工法 ・直張り工法 ・接着工法	※なら	・15 ・12以上 ・	幅75以上 ・長さ400以上 ・	・塗装品 ・無塗装品
・フローリングブロック１等	・接着工法	※なら	※15	※303×303	

複合フローリング [6.11.2～6][表6.11.2][表6.11.4][表6.11.6]

樹　種	工　法	種　別	厚さ・大きさ	防湿処理	仕上塗装
※なら ・	・釘留め工法 ・根太張り工法 ・直張り工法	・A種 ・B種		・行う	・塗装品 ・無塗装品
	・接着工法 緩衝材 ※合成樹脂発泡シート	・C種	・板厚8mm以上 ・板幅75mm以上 ・板長さ900以上		

接着工法の場合の不陸緩和材　※合成樹脂発砲シート　・ [6.11.5]
現場塗装 [6.11.6]
・行う（施工箇所　　）
※ウレタン樹脂ワニス塗り
・オイルステインの上、ワックス塗り
・生地のままワックス塗り

18. 畳敷き

種別　・A種　※B種　・C種　・D種（畳床　　） [6.12.2][表6.12.1]
ホルムアルデヒドの放散量　※F☆☆☆☆　・
畳表及び畳床はVOC含有量が少ないものとする。
衝撃緩和型畳（畳表：　・C１　・C２　） [6.12.2]

年度別	公立大学法人　福井県立大学					
R7	分類番号	第一分類	第二分類	第三分類	審査	
令和 7年　6月						

株式会社 木村建築事務所
1級建築士事務所　福井県（い）115号
管理建築士　一級建築士　第167899号　木村憲一

設計

工事名称：永平寺キャンパス 学生会館照明器具更新工事(その1)
図面名称：建築改修工事特記仕様書4
縮尺：N.S
図面番号：A-04

A1：　原寸
A3：50%縮小図

⑲ せっこうボードその他ボード及び合板張り

[6.13.2]

種　類	JISの記号	厚さ（mm）、規格等
・硬質木毛セメント板	HW G	・15　・20　・25
・中質木毛セメント板	MW G	・15　・20　・25
・普通木毛セメント板	NW G	・15　・20　・25
・硬質木片セメント板	HF G	・12　・15　・18　・21
・普通木片セメント板	NF G	・30
⊙けい酸カルシウム板	0.8FK 1.0FK	タイプ２（無石綿） ⊙6　・8
⊙ロックウール化粧吸音板	DR	※フラットタイプ（※9(不燃)　・12　・　） ・凹凸タイプ（※12(不燃)　・15　・　）
・ロックウール吸音ボード1号	RW-B	※25　・
・グラスウール吸音ボード32K	GW-B	※25(ガラスクロス包)　・
⊙せっこうボード	GB-R	※12.5(不燃)　・15（不燃）　⊙9.5（不燃）
・不燃積層せっこうボード	GB-NC	9.5(不燃)・化粧無（下地張り用） ・化粧有（トラバーチン模様）
・シージングせっこうボード	GB-S	12.5（不燃）
・強化せっこうボード	GB-F	・12.5（不燃）　・15（不燃）
・せっこうラスボード	GB-L	9.5
・化粧せっこうボード	GB-D	・12.5（不燃）　・9.5（準不燃） ・トラバーチン　・木目（幅440mm程度） 模様（※柾目　・板目） 専用下地材有り
・普通合板	G	表面の材種 ・生地、透明塗料塗り（ラワン合板程度） ・不透明塗料塗り（しな合板程度） 板面の品質（　　） 厚さ（　　）mm 接着の程度（　　） ・防虫処理
・天然木化粧合板		化粧板の樹種名（　　） 接着の程度（・１類・２類） 厚さ（mm）（　　）タイプ ・防虫処理
・特殊加工化粧合板		・オーバーレイ　・プリント　・塗装 表面性能（　　）タイプ 接着の程度（・１類・２類） 厚さ（mm）（　　）タイプ ・防虫処理
・メラミン樹脂化粧板		JIS K6903による　厚さ1.2
・ポリエステル樹脂化粧板		
・ミディアムデンシティファイバーボード	MDF G	・3　・7　・9　・12
・単板張りパーティクルボード	G	・無研磨板　・研磨板 ・10　・12　・15　・18
・化粧パーティクルボード	G	・単板オーバーレイ　・プラスチックオーバーレイ　・塗装 ・10(難燃)　・12(難燃)
・ハードボード（素地）	HB G	・無研磨板（・スタンダード・テンパード） ・研磨板（・スタンダード・テンパード）
・ハードボード（化粧）	G	・内装用　・外装用 ・ 2.5　・3.5　・5　・7
・インシュレーションボード	IB G	A級（・天井仕上　・内装仕上　・　） ・9　・12　・15　・18

パーティクルボード、MDF、合板及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量　[6.13.2]
※F☆☆☆☆　・
ボード表面への化粧張仕上げの有無　[6.13.2][表6.13.1]
・有り（種類：　　）
天井のボードの重ね張りの張り付け方法（　　）　[6.13.3]
合板類の張付け　・A種　※B種　[6.13.3]
せっこうボードの目地工法　・仕上げ表による　[6.13.3]

20. 壁紙張り

ホルムアルデヒドの放散量　※F☆☆☆☆　・　[6.14.2]

施工箇所	壁紙の種類 紙	繊維	プラスチック	無機質	その他	防火性能	備　考
	・	・	・	・	（　）	※不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	（　）	※不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	（　）	※不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	（　）	※不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	（　）	※不燃・準不燃・難燃	

全て防かび剤入り接着剤、防かび剤入りシーラーを使用する。
モルタル及び石膏プラスター面の素地ごしらえの種別　※B種　・　[6.14.3]
コンクリート面の素地ごしらえの種別　※B種　・　[6.14.3]
石膏ボード及びその他のボード面の素地ごしらえ種別　※B種　・　[6.14.3]

21. モルタル塗り

モルタル　・現場調合材料　・既調合材料　[6.15.3]
既製目地材　・使用する　[6.15.3]
床目地　種類　※押し目地　・　[6.15.6]
目地割り　※2㎡程度
最大目地間隔　※３ｍ程度

22. タイル張り G

伸縮調整目地の位置　床タイル（※縦、横とも４ｍ以内ごと　・図示　・　）　[6.16.2]
床タイル以外　（・図示　・　）
伸縮調整目地のシーリング材、目地寸法は改修特記仕様書第３章による
セメントモルタルによるタイル張り
タイルの形状、寸法等　[6.16.3]

施工箇所	形状寸法（mm）	再生材 適用G	吸水率 1類	2類	3類	うわぐすり 施釉	無釉	役物 あり	なし	色 標準	特注	耐凍害性 あり	なし	耐滑性	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験張り　・行う　[6.16.3]
見本焼き　・行う　[6.16.3]
既調合モルタル　[6.16.3]
製造所の仕様によるものとし、タイルの種類、工法、目地幅等に適合することを確認する。
壁タイル張りの工法　[6.16.3]
内装タイル　・密着張り　・改良圧着張り
ユニットタイル　・マスク張り　・モザイクタイル張り

有機系接着剤によるタイル張り
タイルの形状、寸法等　[6.16.4]

施工箇所	形状寸法（mm）	再生材 適用G	吸水率 1類	2類	3類	うわぐすり 施釉	無釉	役物 あり	なし	色 標準	特注	耐凍害性 あり	なし	耐滑性	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする　[6.16.3]
試験張り　・行う
見本焼き　・行う
接着剤のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・　[6.16.4]

23. セルフレベリング材塗り

塗厚（mm）　・　[6.17.3]

24. ブラインド

・再使用する（養生方法：　　）　[2.3.1][5.1.6]
・新設する　(20.2.14)

形式	寸法(mm)	種　類	スラットの材質	スラットの幅（mm）	ボックス・レール	取付箇所
※横形		※ギヤ式 ・コード式 ・操作棒式	※アルミニウム合金製 ・	※25 ・	※鋼製 ・	・図示 ・
・縦形		※１本操作コード ・２本操作コード	※アルミスラット ・クロススラット	・80 ※100	※アルミニウム合金製 ・	・図示 ・

25. カーテン

・再使用する（保管場所：　　）　[2.3.1][5.1.6]
・新設する　(20.2.16)

形　式	開閉操作方式	カーテン用きれ地の種別、品質、特殊加工等	ひだの種類	取付箇所
・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	・電動 ・ひも引き ・手引き	・フランスひだ ・箱ひだ・つまひだ ・プレーンひだ・片ひだ	
			・	(暗幕)
			・	

26. カーテンレール

・再使用する（養生方法：　　）　[5.1.6]
・新設する　(20.2.16)
材　種　※アルミニウム製　・ステンレス製
形　式　・片引き　・引分け（暗幕用は300mm以上の召合せの重掛けとする）
形　状　・C型　・D型　・角形

27. ブラインドボックス及びカーテンボックス

・再使用する　[5.1.6]
・新設する
材質　※アルミニウム製　・　[5.2.4]
表面処理　※ＢＣ－１　・ＢＣ－２（・　　）
溝幅×深さ（mm）　・90×150　・120×80　・120×150　・150×80　・図示

28. フリーアクセスフロア

※耐荷重性能（５０００Ｎ、高さ３００以上）については平成元年建設省告示第１３２２号「耐震型フリーアクセスフロアの開発」の建設技術評価において評価を取得したものまたは同等のものとする。　(20.2.2)

施工箇所	寸法（mm）	高さ（mm）	耐震性能	所定荷重	帯電防止性能（U値）	漏えい抵抗	表面仕上げ材
・	・	・	・1.0G ・0.6G	・3,000N ・5,000N ・	・5.2以上 ・3.2以上 ・1.2以上 ・1.2未満	※1×10 Ω より大きい	・帯電防止床タイル ・タイルカーペット

表面仕上材の品質・性能は、標準仕様書19章による。
構成材の材質　・アルミニウム製　・鋼製　・
コンセント等の取付け対応　※製造所の標準仕様
コンセント本体　・別途設備工事
配線用取り出し用開口
※対応品または工場加工品
（インナータイプコンセント取付タイプとし容易に破損しないものとする。また、全てのパネルに1箇所程度設ける）
空調用吹き出し（吸い込み）パネル
※なし
・有り（※固定式　・可変式）　：施工箇所(※図示　・　)

29. 可動間仕切

(20.2.3)

種　類 構成形式	構成基材	表面仕上	寸法・形状（パネル内の建具共）	遮音性
※パネル式 ・スタッド式 ・スタッドパネル式	・	・	※図示	・一般タイプ ・遮音タイプ

遮音タイプの天井裏は図示による

30. 移動間仕切

(20.2.4)

走行方向	操作方法	パネル表面材・仕上	パネル圧接装置の操作方法	遮音性
・平行方向移動式 ・二方向移動式	・手動式 ・電動式 ・部分電動式	※鋼板		・一般タイプ ・遮音タイプ

遮音タイプの天井裏は図示による
ハンガーレール取付下地補強　※図示　・
ハンガーレールの躯体または下地補強材に対する固定は溶接とする

31. トイレブース

(20.2.5)

パネル表面材	脚部 形　状	材　質	ドアエッジ 形　状	材　質
※メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板 ・	※幅木 ・支柱 ・なし	・アルミニウム製 ※ステンレス製 ・	・標準 ※R	※アルミニウム製 ・ステンレス製 ・表面材と同材

32. 表示

(20.2.10)

区　分	材　質	寸法（mm）	厚さ(mm)	取付高さ	書　体
・ガラススクリーンに対する対人衝突防止表示 （※両面　・片面）	※ステンレス製 ・図示	※30φ ・	※市販品 ・	※図示 ・	
・室名札 ・ピクトグラフ ・とびら番号	※アクリル板 ・	※図示 ・	※5	※図示	
・庁舎案内板 ・各階案内板	※アクリル板 ・	※図示 ・	※5 ・	※図示 ・	

案内用図記号はJIS Z 8210による。
車イス使用車停止の明示板は、蛍光性を持つものであること。(・TA-1　・TA-2　・TA-3)
・誘導標識、非常用進入口表示等は市販品とし、その他は標準詳細図による。
製造所　監督員の承諾する製造所

33. 天井見切縁

材　種　・アルミニウム製　・塩化ビニル製

34. 天井点検口

材　種	寸　法	形　式	外　枠	内　枠	枠の許容差	クリアランス
※アルミニウム製 ・	・450×450 ・600×600 ・	・一般形	・額縁タイプ ・目地タイプ	・額縁タイプ ・目地タイプ	±0.5mm以内	片側 2.0mm以内
		・密閉形				

アルミニウム合金押出形材は JIS H 4100 A6063S-T5 により、表面処理は陽極酸化被膜
JIS H 8601(AA6)をおこなったものとする。
内枠、外枠のコーナーピース、及び吊り金物、取付ボルトは鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理をおこなったものとする。
仕上材の留付金具はアルミニウム合金押出形材、亜鉛めっき鋼板の類とする。
製造所　評価名簿によるもの

35. 床点検口

材　種	寸　法	形　式		枠の許容差	クリアランス
※アルミニウム製 ・ステンレス製 ・鋼製 ・鉄鉄製	・450×450 ・600×600 ・	・一般形 ・密閉形 ・結露防止形	・屋内外用 ・屋内用	受枠、蓋枠とも±0.5mm以内	片側 2.0mm以内

一般形：パッキンを装着しないもの、または がたつき防止用パッキンを装着したもの
密閉形：ボルト、ナット等のメカニカル構造にパッキンを装着したもの
製造所　評価名簿によるもの（結露防止型を除く）

36. かぎ箱

（　）本用　（　）　個

⑦ 塗装改修工事

①材料

建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒドの放散量　[7.1.3]
※F☆☆☆☆　・
防火材料　[7.1.3]
※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
・次の箇所を除き防火材料とする（箇所　　）

2. 塗装業者

・塗装工事及び仕上げ塗材仕上げの塗り面積の合計が概ね500m2以上の工事、または塗装専門業者が元請業者である工事
※日本塗装工業会の会員（「日本塗装工業会指導要領」に基づき、指導員の指導を受けること。）
・上記に該当しない工事
※監督員の承諾する業者

③下地調整

既存塗膜の除去範囲（塗替えでRB種の場合）
※劣化部分は除去し、活膜部分は残す　・図示
下地調整　[7.2.2～7.2.7][表7.2.1～7.2.7]

下地面の種類	下地調整の種別 塗替え	新　規	ひび割れ部の補修
木部	・ＲＢ種　・	・ＲＡ種　・ＲＢ種	
鉄鋼面	※ＲＢ種　・	ＲＡ種	
亜鉛めっき鋼面	※ＲＢ種　・	ＲＡ種	
亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	※ＲＢ種　・	ＲＣ種	
モルタル、プラスター面	※ＲＢ種　・	・ＲＡ種　・ＲＢ種	・行う
コンクリート、ＡＬＣパネル面	※ＲＢ種　・	・ＲＡ種　・ＲＢ種	・行う
コンクリート、押出成形セメント板面	・	・ＲＡ種　・ＲＢ種	・行う
せっこうボード、その他ボード面	※ＲＢ種　・	・ＲＡ種　・ＲＢ種	

④素地ごしらえ

[7.3.2～7]

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	※Ａ種　・Ｂ種
	透明塗料塗りの場合	※Ｂ種　・Ａ種
鉄鋼面（DP以外）		※Ｃ種　・Ａ種　・Ｂ種
鉄鋼面（DP）		※Ｂ種　・Ａ種　・Ｃ種
亜鉛めっき鋼面		・Ａ種　・Ｂ種
モルタル面及び石膏プラスター面		※Ｂ種　・Ａ種
コンクリート面（DP以外）及びALCパネル面		※Ｂ種　・Ａ種
押出し成形セメント板面及びコンクリート面（DP）		・Ａ種　・Ｂ種
コンクリート面（DPのみ）		※Ｂ種　・Ａ種
石膏ボード面及び その他のボード面	目地：継ぎ目処理工法	※Ａ種　・Ｂ種
	目地：継目処理工法以外	※Ｂ種　・Ａ種

5. 錆止め塗料塗り

錆止め塗料塗りの種別　[7.4.2][7.4.3]

塗装面			塗料	工程
鉄鋼面	SOP（工程の種別は表7.4.3）	塗替え	※ Ａ種　・	※Ｃ種　・
		新規見え掛り	※ Ａ種　・	※Ａ種　・
		新規見え隠れ	※ Ａ種　・	※Ｂ種　・
	EP-G（工程の種別は表7.4.3）	塗替え	※Ｂ種　・Ａ種	※Ｃ種　・
		新規見え掛り	※Ｂ種　・Ａ種	※Ａ種　・
		新規見え隠れ	※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・
	DP（工程の種別は表7.4.4）	塗替え	7.4.2(1)(ｲ)(b)による	・Ｂ種　・Ｃ種
		新規	7.4.2(1)(ｲ)(a)による	※Ａ種　・
亜鉛めっき面	SOP（工程の種別は表7.4.5）	塗替え	※ Ａ種　・Ｂ種	※Ｃ種　・
		新規　鋼製建具等	※ Ａ種　・Ｂ種	※Ａ種　・
		新規　その他	※ Ｂ種　・	※Ｂ種　・
	EP-G（工程の種別は表7.4.5）	塗替え	※Ｃ種　・	※Ｃ種　・
		新規　鋼製建具等	※Ｃ種　・	※Ａ種　・
		新規　その他	※Ｃ種　・	※Ｂ種　・
	DP（工程の種別は表7.4.6）	塗替え	※Ｂ種　・	
		新規	※Ｂ種　・	

⑥塗装

[7.5.2～7.13.2][表7.5.1～7.13.1]

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	新　規
・合成樹脂調合ペイント塗り	木部	※ Ｂ種	※Ａ種（外部） ※Ｂ種（内部）
塗装の種類 ※１種　・２種	鉄鋼面	※ Ｂ種	・Ａ種　・Ｂ種
	亜鉛めっき鋼面	※ Ｂ種	※ Ｂ種
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	※ Ａ種	※ Ｂ種
・クリアラッカー塗り		※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
・アクリル樹脂系非水分散系塗料塗り		※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
・耐候性塗料塗り	鉄鋼面　上塗り等級（　）級	・	
	亜鉛めっき鋼面　上塗り等級（　）級	・	
	コンクリート面及び押出成形セメント板面	・	・A-1種　・B-1種 ・C-1種
・つや有り合成樹脂エマルションペイント塗り	コンクリート・モルタル・プラスター・せっこうボード面等	※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種
	屋内木部	※Ｂ種　・	※Ａ種
	屋内鉄鋼面	※Ｂ種　・	
	屋内亜鉛めっき鋼面	※Ａ種　・	※Ａ種　・Ｂ種
⊙合成樹脂エマルションペイント塗り		※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り		※Ｂ種	・Ａ種・Ｂ種
・ウレタン樹脂ワニス塗り		※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種
・ステイン塗り			・ピグメントステイン塗り ・オイルステイン塗り
・木材保護塗料塗り		※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面）の塗替えの場合のしみ止め　[7.9.2]
※改修特記仕様書表7.9.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする　・
合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め　[7.10.2]
※改修特記仕様書表7.10.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする　・

8 耐震改修工事 共通事項

1. 適用範囲

工事内容　[8.1.1]
・現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事
・鉄骨ブレースの設置工事
・柱補強工事（溶接金網巻き工法または溶接開鎖フープ巻き工法）
・柱補強工事（鋼板巻き工法または帯板巻き工法）
・柱補強工事（連続繊維補強工法）
・耐震スリット新設工事
・免震改修工事
・制振改修工事
・土工事及び事業工事
工事種別
・施工調査（施工計画調査、施工数量調査、調査のための破壊部分の補修）
・撤去工事（設備機器配管及び仕上げの取り壊し・撤去（下地の一部又は全てを含む）、構造体のはつり）
・鉄筋工事
・コンクリート工事
・あと施工アンカー工事
・鉄骨工事
・ブラウト工事
・連続繊維補強工事
・スリット新設工事
・その他工事

8-1 撤去工事

1. 既存仕上げ等の撤去

既存仕上げの撤去範囲　[8.21.2][8.22.2][8.23.2][8.24.4][8.26.5][8.27.2]
※図示
・新設のコンクリート、モルタル、グラウト材、鉄骨、連続繊維に接する部分
・既存コンクリート撤去範囲に接面する部分
・
既存機械設備、配管の撤去、新設、移設等の処置
※設備機器及び配管、盤類の撤去及び処分は本工事の範囲としない
・本工事の範囲として図示された設備機器及び配管、盤類の撤去及び処分
・

2. 既存コンクリートの撤去

撤去範囲　※図示　・　[8.21.2][8.22.2][8.23.2][8.24.4][8.26.5][8.27.2]
撤去する既存コンクリート内の鉄筋の切断

切断範囲	範　囲	適　用
・既存鉄筋は切断せず残す	※図示　・全ての撤去部分 ・適用なし	
・コンクリート撤去範囲の周囲より一定長を残し切断	※図示　・全ての撤去部分 ・適用なし	残す一定長※継手長さ
・コンクリート撤去範囲の鉄筋は切除する	※切断せず残す範囲を除く撤去する既存鉄筋コンクリートの範囲 ・	

はつり出した鉄筋の処理
※鉄筋に損傷を与えないように適切な養生を施す
撤去する既存コンクリート内にあった鉄骨の処理
※コンクリート等を除去し鉄面を現す

3. 既存鉄骨の撤去

撤去範囲　※図示　・　[8.27.2]

4. 既存コンクリートの表層目荒らし

目荒らしの範囲　[8.21.3][8.22.3][8.23.3][8.26.6][8.27.3]
※既存コンクリートとの打継ぎ面全面
※既存コンクリートとモルタルまたはグラウト材の充填部の接合面
・図示
・
目荒らしの程度
※平均深さ2～5mm、最大深さ7mm程度の凹凸を50～100mm間隔程度で施す。
・図示

8-2 鉄筋工事

1. 鉄筋の種類

鉄筋の種類　[8.2.1][表8.2.1]

種類の記号	径（mm）
※SD295A	
※SD345	
・	

2. 溶接金網

網目の形状寸法及び鉄線の径　[8.2.2]

網目の形状、寸法、鉄線の径（mm）	使用部位
6φ　100×100　丸鉄線	・保護コンクリート
6φ　150×150　丸鉄線	・コンクリート舗装

KMR 株式会社 木村建築事務所
1級建築士事務所　福井県（い）115号
管理建築士　一級建築士　第167899号　木村憲一

3. 鉄筋の加工及び組立て

鉄筋の種類に応じた継手工法 [8.3.4][8.4.2][8.4.3]

部　位	継　手　方　法	径（mm）
柱・梁の主筋	※ガス圧接　・機械式継手　・溶接継手	
その他	※重ね継手　・	

継手位置 [8.3.4]
・図示による
柱及び梁の主筋の重ね継手長さ [8.3.4]
・図示による
耐力壁の重ね継手の長さ [8.3.4]
・図示による
鉄筋の定着長さ [8.3.4]
・図示による
機械式定着工法 [8.3.4]
・適用する
適用箇所　・図示による
種類
・摩擦圧接接合　・螺合グラウト固定　・
工法　※第三者機関の評定等を取得している工法とする
必要定着長さ　※評定等の評価内容による
補強筋形状　※評定等の評価内容による
かぶり厚さ　※評定等の評価内容による
品質確認　※評定等の評価内容による
検査　※評定等の評価内容による
鉄筋のかぶり厚さ [8.3.5]
※改修標準仕様書表8.3.6による　・図示　・

4. 機械式継手

適用箇所　・図示による（　　）　・ [8.4.2]
H12建設省告示第1463号に適合する性能　・A級　・
種類　・図示による　・（　　）
工法　※第三者機関の評定等を取得している工法
鉄筋相互のあき、品質の確認、検査
※評定等の評価内容による　・
施工完了後の継手部の試験
・外観試験
試験対象　※全数　・
試験項目　・評定等の評価内容による
試験方法　・評定等の評価内容による
・超音波探傷試験
試験項目　※JIS Z 3064による　・
試験数量　・抜き取り検査　・
試験ロット　・
不合格となった場合の措置
・

5. 溶接継手

適用箇所　・図示による（　　）　・ [8.4.3]
H12建設省告示第1463号に適合する性能　・A級　・
溶接継手の工法　・図示による　・（　　）
施工完了後の溶接部の試験
・外観試験
試験対象　※全数　・
試験項目　・評定等の評価内容による
試験方法　・評定等の評価内容による
・超音波探傷試験
試験項目　※JIS Z 3063による　・
試験数量　・抜き取り検査
試験ロット　・
不合格となった場合の措置
・

6. 柱の配筋

帯筋の組立ての形の種別 [8.3.4][参考図1.1]
・H形　・W－I形　・W－III形（フレア溶接部を２箇所としたもの）

7. 梁の配筋

あばら筋の種類、径及び間隔　※図示　・ （参考図3.2）

8. 壁の配筋及び補強

壁の配筋及び壁開口部の補強　※図示　・ [8.3.7]

9. 各部配筋

※標準仕様書の各部配筋参考図の図及び表による　・図示 (5.3.7)
・

10. ガス圧接

圧接完了後の試験 [8.3.8] (5.4.9)
※超音波探傷試験　・引張試験

11. 割裂補強筋

割裂補強筋の適用 [8.21.6][8.22.7]

種　類	材　料	材　質	径	本数ピッチ等	適用箇所
※スパイラル筋	※鉄筋コンクリート用棒鋼 ・	※ＳＲ235 ・	※6φ ・9φ ・	スパイラルの径（mm） （　　） スパイラルのピッチ（mm） （　　）	※図示 ・
・はしご筋	※鉄筋コンクリート用棒鋼 （異形鉄筋）	・ＳＤ295Ａ ・	・D10 ・	壁面内方向筋 （　　） 壁面外方向筋 （　　）	
・	・		・9φ ・	・100×100 ・	

8-3 コンクリート工事

1. コンクリートの種類及び強度

コンクリートの類別　※Ⅰ類　・Ⅱ類 [8.1.3]
※普通コンクリート [8.1.3][8.1.4]

設計基準強度Ｆｃ（Ｎ／mm²）	スランプ	適用範囲
※24　・	・	

・軽量コンクリート　・１種　※２種 [8.1.3][8.1.4][8.9.1]

設計基準強度Ｆｃ（Ｎ／mm²）	スランプ（cm）	気乾単位容積質量（t／m³）	適用範囲
・24　・21	・		

2. セメントの種類

※普通ポルトランドセメントまたは混合セメントのＡ種 [8.2.5][表8.2.3]
上記の普通ポルトランドセメントは、JIS R 5210（ポルトランドセメント）に示された規定の他、水和熱が7日目で352J／g以下、かつ28日目で402J／g以下であること。
・高炉セメントＢ種 G　（適用箇所　　）
・フライアッシュセメントＢ種 G　（適用箇所　　）

3. 骨材

アルカリシリカ反応性による区分　※Ａ　・Ｂ [8.2.5]

4. 混和材料

・混和剤の種類　※標準仕様書8.2.5(4)(a)による　・ [8.2.5]
・混和材の種類　※標準仕様書8.2.5(4)(b)による　・

5. 構造体用モルタル

構造体用モルタル [8.2.6]
圧縮強度（　　）　フロー値（　　）

6. 構造体強度補正値及び適用期間

※普通ポルトランドセメント、混合セメントのＡ種 [8.2.5] (6.3.2)（表6.3.2）(6.12.2)

地区＼補正値	３Ｎ	暑中６Ｎ	６Ｎ
福井・丹南地区	3/7～7/3 9/8～11/18	7/4～9/7	11/19～3/6
大野・勝山地区	3/15～7/10 8/30～11/9	7/11～8/29	11/10～3/14
敦賀地区	2/28～7/3 9/10～11/28	7/4～9/9	11/29～2/27
小浜地区	3/6～7/5 9/5～11/21	7/6～9/4	11/22～3/5

・構造体強度補正値（　　）Ｎ

・高炉セメントＢ種

地区＼補正値	３Ｎ	暑中６Ｎ	６Ｎ
福井・丹南地区	4/2～7/3 9/8～10/22	7/4～9/7	10/23～4/1
大野・勝山地区	4/7～7/10 8/30～10/15	7/11～8/29	10/16～4/6
敦賀地区	3/30～7/3 9/10～10/30	7/4～9/9	10/31～3/29
小浜地区	4/3～7/5 9/5～10/24	7/6～9/4	10/25～4/2

構造体強度補正値（　　）Ｎ

7. 寒中コンクリートの適用期間

(6.11.1)

地区＼種類	普通ポルトランドセメント　混合セメントのＡ種　高炉セメントＢ種
福井・丹南地区	1/1～ 2/20
大野・勝山地区	12/11～ 3/10
敦賀・小浜地区	1/11～ 2/20

8. 無筋コンクリート

コンクリートの種類　・普通コンクリート　・ [8.11.1]
設計基準強度　※18N/mm2　・
スランプ　※15cmまたは18cm
セメントの種類
※普通ポルトランドセメント、高炉セメントＡ種、シリカセメントＡ種またはフライアッシュセメントＡ種
・高炉セメントＢ種 G
・フライアッシュセメントＢ種 G
適用箇所　・図示　・

9. 打継ぎの位置、打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地

打継ぎの位置 (6.6.4)(6.8.1)
※標準仕様書6.6.4.(1)による　・図示による（　　）
目地寸法
※標準仕様書9.7.3.(1)(7)による　・図示による（　　）
ひび割れ誘発目地の位置・形状・寸法
・図示による（　　）

10. せき板合板等の材質等

材料　・合板（※12mm　・　）G [8.2.7]
・メッシュ型枠JIS G 3302（使用部位　埋設となる基礎、基礎梁及び関連する柱部分（ただし、見えがかりで仕上げの無い部分は除く）とする。その際、コンクリートは10mmふかすこととし、寒中コンクリートの養生方法、型枠締付け方法については、監督職員の承諾を得ること。
・断熱材兼用型枠　（使用部位　　）
・MCR工法用シート　（使用部位　　打増し厚さ　・20mm　・　）
・床型枠用鋼製デッキプレート　（使用部位　　）
・　（使用部位　　）
スリーブの材種及び規格等 [8.2.7]
改修標準仕様書表8.2.6による
円形スリーブ（溶解亜鉛めっき鋼板）は、筒形の両側を外側に折り曲げてつば状を設ける。
硬質ポリ塩化ビニル管は、防火区画を貫通する場合には使用しない。

11. 型枠工事

シアコネクターをセパレーターとして使用 [8.7.8]
使用箇所　・図示による（　　）　・
外部に面するコンクリートの打ち増し厚さ　※図示 [8.7.8]

12. コンクリートの打込み工法等

部位毎のコンクリートの打設工法の指定 [8.21.8][8.23.5]

補強工法	打　設　工　法	部　位
現場打ちコンクリート壁の増設工事	・流込み工法[8.21.8(1)(7),(2)]	・全ての増設壁　・図示
	・圧入工法[8.21.8(1)(4),(3)]	・全ての増設壁　・図示
	・工法指定なし	・全ての増設壁　・図示
	・	・図示
鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻き及び溶接閉鎖フープ巻き工法	・流込み工法[8.21.8(1)(7),(2)]	・全ての補強柱　・図示
	・圧入工法[8.21.8(1)(4),(3)]	・全ての補強柱　・図示
	・工法指定なし	・全ての補強柱　・図示
	・	・図示

鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法での型枠等 [8.23.6]
柱頭柱脚の隙間部周の型枠
※発泡プラスチック保温材等を埋込む　・
柱頭柱脚の隙間寸法
※図示　・
あと打ちコンクリートまたは構造用モルタルの厚さ
※図示　・　mm　・
補強後の仕上げ　※図示による

13. コンクリートの仕上り

打ち放し仕上げ [8.1.4][表8.1.4]

種　別	施　工　箇　所
・Ａ種	
・Ｂ種	
・Ｃ種	

仕上り平たんさ [8.1.4][表8.1.5]

種　別	施　工　箇　所
・ａ種	
・ｂ種	
・ｃ種	

8-4 あと施工アンカー工事

1. あと施工アンカーの材料

あと施工アンカーの種類 [8.2.4]
・金属系

セット方式	呼び径（mm）	埋込深さ（mm）	引張耐力（ｋＮ）	せん断耐力（ｋＮ）	備　考
※本体打込み式改良型					
・					

接合筋の種類、径、長さ　※図示

・接着系

種　類	呼び径（mm）	埋込深さ（mm）	引張耐力（ｋＮ）	せん断耐力（ｋＮ）
※カプセル式　回転・打撃式				
・				

アンカー筋の径及び埋込み深さ　※図示
接着剤の品質　※有機系　・無機系
アンカー筋の種類　※表8.2.1の異形棒鋼　・図示
アンカー筋の新設壁内への定着長さ　※頭部ナット付き　20ｄ
・頭部ナット無し　30ｄ（ｄはアンカー筋径）

2. あと施工アンカーの確認試験

性能確認試験 [8.2.4]
※実施しない
・実施する（試験方法及び試験数　・図示　・　　）
施工確認試験 [8.12.7]
※実施する
試験方法　※引張試験　・
１ロット　※1日に施工されたものの径及び仕様ごとによる　・
試験箇所数　※１ロットに対し３本とし、ロットから無作為に抜き取る
確認強度　※図示　・
・実施しない
穿孔前の埋込み配管等の探査 [8.12.4]
※鉄筋探知器（金属探知器）により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出を行う
・はつり出しによる

3. シアコネクタ

現場打ちコンクリート壁の打増部に用いる既存部とのシアコネクタ
種類　※金属拡張系あと施工アンカーの異形差筋アンカー　・
径（mm）　※D10　・
長さ（mm）　※8d（d:シアコネクタの径）　・
埋込み深さ（mm）
間隔（mm）　※500×500　・

4. 穿孔機械

・ハンマードリル
※低騒音、低振動型穿孔機
（ダイアモンドコアドリル、ハイブリッドコアドリル、ミストドリル、ソノドリル等）

8-5 鉄骨工事

[8.1.5](7.1.3)

1. 鉄骨製作工場

※建築基準法第６８条の２５に基づき国土交通大臣から構造方法等の認定を取得している鉄骨製作工場または同等以上の能力のある工場
（・Ｓ　・Ｈ　・Ｍ　・Ｒ　・Ｊ）グレード以上
・監督職員の承諾する工場

2. 施工管理技術者

※適用する　・適用しない [8.1.5]

3. 鋼材

鋼材の材質 [8.2.8][表8.2.7]

種類の記号	規　格　等	使　用　箇　所

4. 高力ボルト

・トルシア形高力ボルト [8.2.9]
・ＪＩＳ形高力ボルト
ナット回転法の場合、ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える場合の回転量： [8.14.7]
・溶融亜鉛めっき高力ボルト
摩擦面処理　・ブラスト処理 [8.20.5]
・りん酸塩処理
すべり試験の実施 [8.14.2]
・実施する（・すべり係数試験　・すべり耐力試験）　・実施しない
高力ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等　※図示 [8.13.2]

5. 普通ボルト

ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等　※図示 [8.13.2]
母屋又は胴縁の取付けに使用するボルトの孔径 [8.13.8]
※ねじの呼び径+1.0mm

6. アンカーボルトの設置等

・構造用アンカー (7.2.4)(7.10.3)（表7.10.1）
材質　※SNR400B　・
アンカーフレームの形状及び寸法　※図示
・建方用アンカー
材質　※SS400　・
アンカーボルトの保持及び埋め込み工法
種別　・A種　※B種　・C種
均しモルタルの厚さ　※50mm　・30mm
ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等　※図示 [8.13.2]

7. 溶接材料

溶接材料 [8.2.10]
・[8.2.10(1)及び(2)] による
・

8. スタッド

種類等 [8.2.11]

呼び名	呼び長さ（mm）	適用箇所
・16		
・19		
・22		

9. 仮組

仮組の実施　・実施する（　　）　・実施しない [8.13.10]

10. 技能資格者

溶接作業における技能資格者の技量付加試験 [8.15.3]
・実施する（　　）　※実施しない

11. 溶接接合

開先の形状　※図示 [8.15.4]
スカラップの形状　※図示 [8.15.7]
鋼製エンドタブの切除する部分 [8.15.7]
・見え掛り部となる部分　・見え隠れ部となる部分　・切除する部分なし

鋼製エンドタブの切断範囲 [8.15.7]
・鋼製エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジの端から5mm以下を残して直線状に切断する。
なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する。
鋼製エンドタブの切断面の仕上げ [8.15.7]
・[8.15.7(1)(ｽ)(b)②] による　・

12. 溶接部の試験

H12建設省告示第1464号第二号に関する外観試験の方法 [8.15.12]
・「突合わせ継手の食い違い仕ロずれの検査・補強マニュアル（独立行政法人建築研究所）」3.5.2による受入検査
・抜き取り検査①　※抜き取り検査②
JASS6付則6「鉄骨精度検査基準」の付則3「溶接」に関する試験方法等
・JASS6　10.4「受入検査」e.溶接部の外観検査(1)から(5)、までによる。ただし、溶込み溶接部の外見検査の抜取箇所は、超音波探傷試験の試験箇所と同一とする。外観試験の不合格箇所は、すべて標準仕様書7.6.13による補修を行い、再試験する。
完全溶込み溶接部の超音波探傷試験
※全数試験とする

13. 錆止め塗装

塗装の範囲 [8.17.2]
耐火被覆材の接着する面の塗装範囲　・図示による（　　）
耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲　※標準仕様書7.8.2(1)(ｱ)～(ｵ)
・図示による（　　）
塗料の種別 [7.4.2]
鉄鋼面にEP-G塗りの場合　※B種　・
亜鉛めっき鋼面にSOP塗りの場合　※Ａ種　・

鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨で溶接されたものの内側の錆止め塗料の種別
※Ａ種　・ [8.17.4]
耐火被覆材の接着する面への塗装　・行わない　・行う [8.17.4]

14. 耐火被覆材の種類及び性能

種類、材料、工法等 [8.18.2]～[8.18.8]

種　類	材料・工法	性能（耐火時間）	適用箇所（部位・部分）
・耐火材吹付け	・乾式吹付ロックウール		
	・半乾式吹付ロックウール		
	・湿式ロックウール ・		
・耐火板張り	・繊維混入ケイ酸カルシウム板 ・		
・耐火材巻付け	・高断熱ロックウール ・		
・ラス張りモルタル塗り	ー		
・耐火塗料			

材料及び工法は、建築基準法に基づき指定または認定を受けたものとする

15. 鉄骨ブレース設置後の仕上げ

・図示による（　　） [8.23.9]
・

8-6 グラウト工事

1. モルタル及びグラウト材

構造体用モルタル [8.2.6][8.2.12][表8.2.5]
※[8.2.6]による
柱底均しモルタル
※無収縮モルタル

グラウト材 [8.2.12]
無収縮グラウト材　プレミックス及び現場調合形

混和材料	セメント系（酸化カルシウム及びカルシウムサルファルミネート等によって膨張する性質を利用するもの）とする
セメント	JIS R 5210（ポルトランドセメント）による普通または早強ポルトランドセメントとする
砂	土木学会コンクリート標準示方書に定められた品質を有するもので、特に精選されたものを絶対乾燥状態で使用する

無収縮グラウトの品質及び試験方法（現場調合形においては標準使用量・配合値における品質）

ブリージング	練り混ぜ2時間後のブリージング率　：　2.0%以下
凝結時間	凝結開始時間　１時間以上 終結時間　10時間以内
無収縮性	材齢　7日　収縮しない
圧縮強度	材齢　3日　20N／mm2以上 材齢　28日　40N／mm2以上
付着強度	材齢　28日　2.5N／mm2以上
塩化物量	0.30kg／m³以下
試験方法	日本道路公団規格（JHS）「無収縮モルタル品質管理試験方法」312-1999によるプレミックス形と現場調合形で混和材料が同一の場合はプレミックスのみ試験を行う

2. 既存構造体と増設壁との取合部の処理方法

増設の現場打ち鉄筋コンクリート壁と既存構造体との隙間の処理方法 [8.21.9]

部　位	処理方法	備　考
・増設壁の上部	※グラウト材を注入 ・	寸法は図示による
・		

8-7 連続繊維補強工事

1. 連続繊維シート

連続繊維補強工法
※連続繊維補強材を用いた既存鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計・施工指針第4章補強工事の施工による工法または同等の性能を有する工法
・
連続繊維の材料 [8.2.13]
・炭素繊維　・アラミド繊維　・ガラス繊維
連続繊維の形状
※一方向織物または一方向シート　・一方向プレプリグ　・二方向織物
連続繊維の強度
引張強度（含浸硬化後）
・（　　）N/mm2
ヤング係数（含浸硬化後）
・（　　）N/mm2
・下地処理
・ひび割れ部補修 [8.24.6]
範囲　・図示による（　　）
工法の種類　・4.1.4（a）、（b）による
・柱及び梁の隅角部の面取りの大きさ [8.24.6]
・図示による
※工法の評価内容により半径は20mmまたは30mmとする

年度別	公立大学法人　福井県立大学						
R7	分類番号	第一分類	第二分類	第三分類	審査		
令和 7年　6月							

株式会社 木村建築事務所
KMR
1級建築士事務所　福井県（い）115号
管理建築士　一級建築士　第167899号　木村憲一

設計

工事名称	永平寺キャンパス　学生会館照明器具更新工事(その1)	図面番号
図面名称	建築改修工事特記仕様書6	A-06
縮尺	N.S	

A1：　原寸
A3：50%縮小図

		既存仕上げモルタルの除去 [8.24.4] ※構造躯体まで除去する　・モルタル除去は行わない 既存モルタルの圧縮強度測定 ・行う（　　）　・行わない
		連続繊維補強材の強度試験 [8.24.6] 引張強度試験 ・実施しない ・実施する（試験数量　　） ※ JIS A 1191（コンクリート用連続繊維シートの引張試験方法）による ・
		付着強度試験 [8.24.6] ・実施しない ・実施する（試験数量　　）
	2.補強工事後の仕上げ	補強工事後の仕上げ　・図示による（　　）　・ [8.24.7]
8-8 耐震スリット新設工事	1.耐震スリットの方式、幅及び深さ	方式　・完全　・部分 [8.25.2] 幅及び深さ　・図示　・ 設置個所　・図示　・（　　）
	2.スリットの施工	スリット部の配管等の調査 [8.25.2] 範囲　※スリット新設部に伴う鉄筋コンクリートの撤去の範囲全て　・図示 方法　※鉄筋探知器（金属探知器）により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出を行う ・はつり出しによる
	3.スリットの充填材の挿入及び周囲補修等	・耐火材　使用箇所及び仕様　・図示による（　　） [8.25.2] ・遮音材　使用箇所及び仕様　・図示による（　　） 撤去部の補修　※撤去材と同一材で補修
8-9 免震・制振改修工事	1.材料及び性能確認試験	※図示　・ [8.26.7][8.27.4] 製品検査における項目、内容、判定基準、検査頻度等　・図示　・
	2.支承材または減衰材の設置	支承材または減衰材の種類、形状、寸法、数量及び設置条件 [8.26.10][8.27.6] ※図示　・設置しない 防錆処置　・図示　・
	3.既存構造体との取合い	※図示 [8.26.10][8.27.6] 割裂補強筋の適用　・有　・無
	4.設置後の仕上げ	※図示　・ [8.26.13][8.27.8]
	5.耐火被覆	免震支承材への耐火被覆の適用　・有（仕様　※図示）　・無 [8.26.14]
	6.免震エキスパンションジョイント	※図示　・ [8.26.15]
	7.検　査	検査項目及び数量　※図示 [8.26.16][8.27.9]
	8.維持管理要領	維持管理に必要な計測機器等設置の有無及び仕様　・図示　・ [8.26.17]
8-10 基礎工事	1.一般事項	本工事の基礎杭工事は、「基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン」（H28.3.4国土交通省策定）による監理を行う。また、杭ごとに電流計データの写真を監督職員に提出する。
	2.既存杭の撤去等	既存杭の撤去範囲及び撤去方法　※図示　・ [8.28.2] 既存杭の杭頭部処理　・行う（　　）　・行わない 既存杭の補強　・行う（・図示　・　　）　・行わない 既存杭の健全性確認試験　・行う（・　　）　・行わない
	3.埋戻し及び盛土	埋戻し及び盛土の種別　（・A種　・B種　・C種　・D種） [8.28.3] 発生土の処理 ※構外搬出適切処理　・構内指定場所に敷き均し ・構内指定場所にたい積　・構外指定場所に処分

受入施設名	受入場所	仮置場所	備　考

	4.山留めの存置	鋼矢板等の抜き後の処理　※直ちに砂で充填する　・ [8.28.3] 存置範囲　※図示　・
	5.杭地業	試験杭の位置　※図示　・ [8.28.4] 杭の載荷試験　・鉛直載荷試験　・水平載荷試験 [8.28.4] 試験の方法、報告書の記載事項等は「敷地調査共通仕様書」による。 地盤の載荷試験 [8.28.4] 試験位置（ケ所）　・図示　・　試験深さ（m）　・設計GLより（　）m 試験対象土質（　　）　最大荷重（t）（　　） 試験の方法は「敷地調査共通仕様書」4章9節による。 ・既製コンクリート杭地業／鋼杭地業 [8.28.4] 種類　※PHC杭　・PRC杭　・SC杭　・鋼杭（・SKK400　・SKK490）　・ 寸法及び継手

	杭径（mm）	杭長（m）及び種類	継手数	セット数	長期支持力(kN/セット)
試験杭				・	
本　杭					

		杭頭の切断方法　※ダイヤモンドカッター　・ [8.28.4] 杭継手工法　・アーク溶接継手　・機械式継手 [8.28.4] 溶接継手の技能資格者の技量の確認　※図示　・ [8.28.4] 溶接継手部の確認　※図示　・ 先端部形状　※開放型　・閉そく平たん型 [8.28.4] 杭の精度　・水平方向の位置ずれ　mm以下　・杭の傾斜　1/100以内 [8.28.4] 支持層及び根入れ深さ　※図示　・SGL-　m（土質　　） [8.28.4] 施工方法 ※特定埋込杭工法 ・プレボーリング拡大根固め工法 ・中堀り拡大根固め工法 国土交通省告示第1113号第6に定める地盤の許容支持力式の内 α、β、γが下記の値をとれる工法とする α=（　）、β=（　）、γ=（　） 杭周固定液　・使用する　・使用しない ・打込み工法 ※ プレボーリング併用打撃工法 プレボーリングの掘削深さ及び径　深さ（　）m 径（　） 推定支持力の算定方法　・R＝F/（5S+0.1）kN/セット

⑨環境配慮改修工事		・セメントミルク工法 アースオーガーの支持地盤への掘削深さ　※図示 杭の支持地盤への根入れ深さ　※図示 杭打機の種類 ※３点支持式クローラークレーン　・ ・その他の杭地業（　　）※詳細は図示　・ 記録する施工状況等　※図示 [8.28.4]
	6.砂利地業	厚さ　※６０ｍｍ [8.28.4] ※再生クラッシャラン G 環　・切込み砂利及び切込み砕石
	7.捨てコンクリート地業	厚さ　※５０ｍｍ [8.28.4]
	①一般事項	関係法令等の遵守 大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則（以下石綿則） 特定化学物質等障害予防規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下廃掃法） 福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例 既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針・同解説

・石綿粉じん濃度測定 [9.1.1]
適用、測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）	備　考
・	測定１	処理作業前	処理作業室	計　点	
・	測定２		調査対象室外部の付近	計　点	
・	測定３	処理作業中	処理作業室内	計　点	
・	測定４		負圧・除じん装置の排出吹出し口	出口吹出し風速１m/sec以下の位置　計　点	
・	測定５		処理作業室外（敷地境界）	４方向計　点	
・	測定６	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	計　点	
・	測定７	処理作業後シート撤去後１週間以降	処理作業室内	計　点	
・	測定８		調査対象室外部の付近	計　点	

石綿粉じん濃度測定方法 [9.1.1]
・自動測定器による測定

測定名称	測定方法
・測定４ ・測定５	粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター 繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・JIS K 3850-1に基づいた測定

測定名称	メンブランフィルタ直径（mm）	試料の吸引流量（L／mm）	試料の吸引時間（min）
・測定４ ・測定５ ・	25	5	30
・ ・	47	10	120
・ ・	47	10	240
・ ・			

	2.石綿含有吹付け材の除去等	処理を行う吹付け石綿の仕様等

材料名	厚さ（mm）	処理を行う範囲
		※図示　・

		処理工法 [9.1.3] ※除去工法（固形化　・行う） ・封じ込め工法 劣化の著しい部分、下地との接着が不良な部分については改修標準仕様書9.1.3により除去し、粉じん飛散防止処理剤を用いて封じ込め処理を行う。また、封じ込めの工法は施工業者の仕様による。 なお、施工にあたっては、改修標準仕様書9.1.2除去工事共通事項を適用する。 ・囲い込み処理 専門工事業者が工事に相応した技術を有することを証明する資料 [9.1.2.] 「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」（民間開発建設技術の技術審査・証明事業認定規定）の証明書または、同等の技術を有することを証明する資料（監指） 石綿作業主任者 石綿障害予防規則に基づき、石綿作業主任者の選定を行う。なお、石綿作業主任者は、石綿作業主任者技能講習修了者または平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者の有資格者とする。 特別管理産業廃棄物管理責任者 吹付け材については、排出事業者は特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものを選任し管理させる。 除去作業者 1．施工業者より下記の科目について、石綿処理に関する衛生のための特別の教育を受けていること。（石綿則） イ　石綿等の有害性 ロ　石綿等の使用状況 ハ　石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置 ニ　保護具の使用方法 ホ　前各号に掲げるもののほか、石綿等のばく露防止に関し必要な事項 2．以下の健康診断を受診し、診断の結果、肺機能に異常がない者とする。 イ　労働安全衛生法に基づく一般健康診断（１年以内に受診） ロ　石綿障害予防規則に基づく特殊健康診断（６カ月以内に受診） ハ　じん肺法に基づくじん肺健康診断（３年以内に受診） 施工計画書 施工計画書に下記事項についても記載する。（石綿則） 1.作業の方法及び手順 2.石綿粉じんの発散を防止し、また制御する方法 3.労働者への石綿粉じんのばく露を防止する方法 監9.1.2(1)(イ)(b)⑪のその他必要な事項として下記の書類を添付する。 1.石綿作業主任者が特定化学物質等作業主任者技術講習修了証の写し 2.特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有することを証明する書類の写し 3.委託する特別管理産業廃棄物処理業者の都道府県知事の許可書の写し

		官公署その他への手続き 1.労働安全衛生法の工事計画届（労働基準監督署） 2.石綿障害予防規則の作業届（労働基準監督署） 3.大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業実施届(知事) 4.アスベスト排出等作業等完了届出書(知事)ー県条例 石綿の除去処理(密封処理) 保管、表示（廃掃法） 石綿廃棄物は保管にあたって、他の廃棄物と分別する。石綿廃棄物を収納する袋等に、個々に石綿廃棄物である旨を表示する。 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置　※湿潤化　・固形化　・ [9.1.3] 収集・運搬（廃掃法） 石綿廃棄物の収集・運搬にあたっては、他の廃棄物と混載してはならない。 廃棄物が飛散、流出しないように措置を講じる。 注）石綿廃棄物とは吹付け石綿除去物、仮設養生プラスチックシート、ＨＥＰＡフィルター、プラスチック系特殊作業服、靴カバー、室内掃除用スポンジ等を含む。 最終処分 [9.1.3] 石綿廃棄物の最終処分は、埋立処分により行うこととし、都道府県知事に許可を受けた最終処分場で行う。 石綿含有建材除去後の仕上げ [9.1.1] ※図示（耐火被覆及び断熱材の除去後は、除去材料同等以上の性能の仕上材とする）
3.石綿含有保温材等の除去		処理を行う石綿保温材等の仕様等

材料名	厚さ（mm）	処理を行う範囲
		※図示　・

		石綿粉じん濃度測定　※行わない　・ 行う 石綿作業主任者 石綿障害予防規則に基づき、石綿作業主任者の選定を行う。なお、石綿作業主任者は、石綿作業主任者技能講習修了者または平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者の有資格者とする。 特別管理産業廃棄物管理責任者 保温材等については、排出事業者は特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものを選任し管理させる。 除去工法　・破砕して除去　・手ばらし [9.1.4] 除去した石綿含有保温材等の材等の飛散防止措置　※湿潤化　・固形化　・ [9.1.4] 官公署その他への手続き 1.労働安全衛生法の工事計画届（労働基準監督署） 2.石綿障害予防規則の作業届（労働基準監督署） 3.大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業実施届(知事) 4.アスベスト排出等作業等完了届出書(知事)ー県条例 石綿含有建材除去後の仕上げ [9.1.1] ※図示
④石綿含有成形板の除去		処理を行う石綿成形板の仕様等

材料名	厚さ（mm）	処理を行う範囲
ケイ酸カルシウム板	6.0	※図示　・
岩綿吸音板	9.0	※図示
GB-R	9.5	※図示

		石綿粉じん濃度測定　※行わない　・ 行う 石綿作業主任者 石綿障害予防規則に基づき、石綿作業主任者の選定を行う。なお、石綿作業主任者は、石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者の有資格者とする。 石綿含有建材除去後の仕上げ [9.1.1] ※図示 作業場から外部への石綿の飛散防止のために行う作業場所周辺の養生 [9.1.5] ・行う　・行わない 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成型板等の処分 [9.1.5] ・埋立処分　・中間処理
5.石綿含有仕上塗材の除去		除去方法　※図示　・ [9.1.6] 汚泥として処理が必要な場合　※管理型処分場にて処分　・ [9.1.6]
6.外断熱改修工事 G		断熱材 [9.2.2] 断熱材の種類　・ 断熱材の厚さ（mm）・ 施工箇所　・図示　・ ホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・ 外装材 種類（　　）防火性能（　　） 既存外壁仕上げ材の撤去　・あり　・なし [9.2.3] 下地面の清掃　・行う　・行わない [9.2.3] 断熱材を設置する部分の下地に欠損部がある場合の改修方法 [9.2.3][4.1.4] ・ 工法 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 [9.2.4] 建築基準法に基づく風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法 不陸等の下地調整　・ [9.2.4] 断熱材の施工　・断熱材製造所の仕様による　・ [9.2.4] 外装材の施工　・外装材製造所の仕様による　・ [9.2.4] 通気層の有無　・有り（　mm）　・無し [9.2.4] 外装材の外壁への取付　・図示　・ [9.2.4]
7.断熱材 G		ロックウール、グラスウール、フェノールフォーム断熱材及び使用する接着剤のホルムアルデヒドの放散量　※F☆☆☆☆　・ [9.3.2][9.3.4] ・断熱材打込み工法 [9.3.2] 断熱材　JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材 種類　・ 厚さ（mm）・ 施工場所　・ ・断熱材現場発泡工法 [9.3.3] 断熱材の種類　・A種1　・A種1H 吹付け厚さ(mm)　・２５　・３０ 施工箇所 ※窓回り等の断熱材補修部分、ルーフドレイン回りの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所 ・図示

		・断熱材後張り工法 [9.3.4] 断熱材　JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材 種類　・ 厚さ（mm）・ ・断熱材にせっこうボード等を張り付けたパネル [9.3.4] （材質　・　厚さ　・　mm） ・張付け工法 [9.3.4] 断熱材へのボードの張付け工法　・ 断熱材にせっこうボード等を張り付けたパネルを使用する場合の工法 ・
8.屋上緑化改修工事 G		植栽基盤及び材料 [9.4.2] ・屋上緑化軽量システム 芝及び地被類の樹種ならびに種類等　※　図示 見切り材、舗装材、水抜き管、マルチング材等　※　図示 工法 [9.4.3] 建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法 かん水装置　・設ける　（別途機械設備工事による）　・設けない [9.4.3] 既存保護層の撤去　・行う [9.4.3] 新植芝及び地被類の枯補償　※引き渡し日から1年　・ [9.4.4]
9.既設舗装の撤去及び再利用		既設舗装の撤去　・行う [9.5.2] 既設舗装の再利用　・行う
10.路床		凍上抑制層　・適用する　※適用しない [9.5.3] 厚さ（mm）・150　・ 材料　・ フィルター層　・適用する　※適用しない [9.5.3] 厚さ（mm）　車道部　※150　・ 歩道部　※50　・ 材料　・ 路床安定処理　・適用する（方法　・　）　※適用しない [9.5.3] 砂の粒度試験　・行う　※行わない [9.5.3] 盛土用材料 [9.5.3] ・A種　※B種G 環　・C種G 環　・D種　・建設汚泥から再生した処理土G 環 路床安定処理用添加材料 [9.5.3] 種類　・ 添加量・　kg（目標CBR　・3以上　・　） 目標CBRを満足する添加量の確認方法 [9.5.3] ・安定処理土のCBR試験　・ 路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験　・行う　※行わない [9.5.3] 現場ＣＢＲ試験　・行う　※行わない 路床の締固め度試験　・行う　※行わない
11.路盤		[9.5.4]（22.3.2～3）

舗装の種類	路盤の厚さ（cm） 車道部	路盤の厚さ（cm） 歩道部	路盤材料
・アスファルト舗装	・10　・15　・25　・35	10	※再生クラッシャラン G
・インターロッキングブロック舗装	・10　・15　・25	10	・クラッシャラン
・コンクリート平板舗装	―	10	
・	・		

		透水性アスファルト舗装に用いる路盤材料は透水性の高いものとする 舗装の構成　※図示　・ [9.5.5]
12.アスファルト舗装		アスファルト混合物の抽出試験　・行う　※行わない [9.5.9]
13.ブロック系舗装		（22.8.2～22.8.3）

舗　装	種　類	寸法（mm）	厚さ（mm）	備　考
・コンクリート平板舗装	※普通平板（N） ・カラー平板（C） ・洗出平板（W） ・擬石平板（S）	※300角 ・	※60 ・	目地材 ※砂 ・モルタル ・
・インターロッキングブロック舗装	※普通ブロック ・透水性ブロック		車道部 ※ 8 0 歩道部 ※ 6 0	色彩及び表面加工 ※標準品 ・
	・植生ブロック		※80 ・100	

14.舗装の平たん性		※通行の支障となる水たまりを生じない程度　・ [9.5.5]

年度別 R7 令和 7年 6月	公立大学法人　福井県立大学	株式会社 木村建築事務所 1級建築士事務所　福井県（い）115号 管理建築士　一級建築士　第167899号　木村憲一	工事名称：永平寺キャンパス 学生会館照明器具更新工事(その1)
分類番号 第一分類 第二分類 第三分類 審査		設計	図面名称：建築改修工事特記仕様書7
			縮尺 N.S
			図面番号 A-07

A1：　原寸
A3：50%縮小図

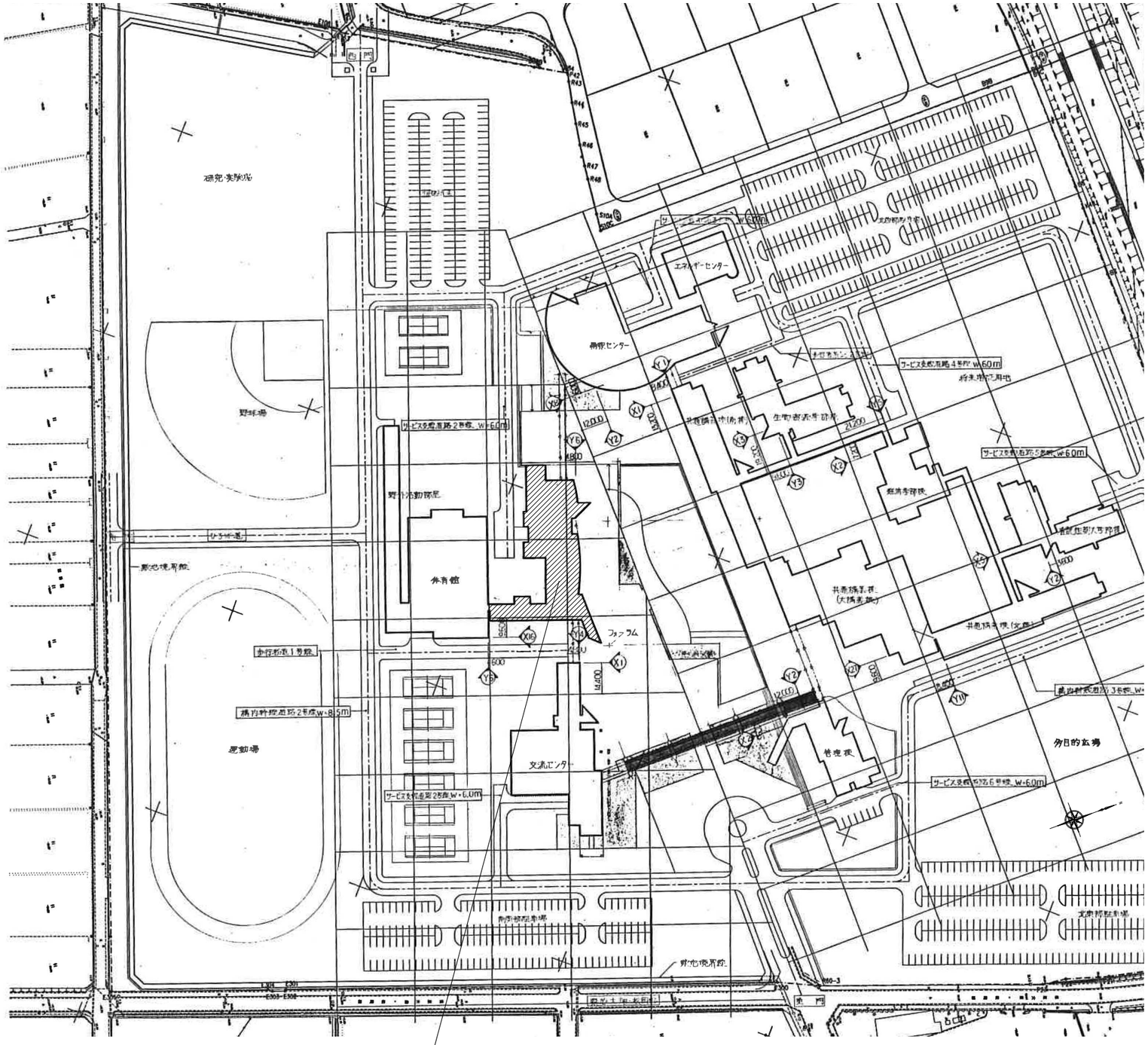

配置図　N.S

■特記事項

照明器具更新工事

本工事では、既設の照明器具の更新を行なう。蛍光灯，白熱灯及び水銀灯を撤去・処分した上で、
新規にLED照明器具を設置する。なお、既存の配管，配線及び配線器具等は全て残置・再使用するため、
作業の際には注意すること。
照明器具の更新後は、各々の回路の絶縁試験を行なうと共に、器具の点滅が正常に行なわれる事を確認する。
工事着手前の現況調査は、十分に行なうこと。なお、附帯工事一式を含む。
照明更新に伴う天井改修を行うこと。
天井材はみなし石綿含有材（レベル3）として扱う。養生、原形取外し、処分を適切に行うこと。

工事場所：福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1（福井県立大学）

付近見取図　N.S

年度別	公立大学法人　福井県立大学					株式会社 木村建築事務所		工事名称	図面番号
R7	分類番号	第一分類	第二分類	第三分類	審査	1級建築士事務所　福井県（い）115号		永平寺キャンパス 学生会館照明器具更新工事（その1）	A-08
令和 7年　6月						管理建築士　一級建築士　第167899号　木村憲一	設計	図面名称：配置図、付近見取図　縮尺：1:150	

A1：　原寸
A3：50%縮小図

凡例

	撤去新設範囲を示す。		
C-1	改修前	天井:LGS下地(既存のまま)、 ケイ酸カルシウム板t6.0目透し、VP塗り 撤去	石綿 原形のまま取外し
	改修後	ケイ酸カルシウム板t6.0目透し、EP塗り	
C-2	改修前	天井:LGS下地(既存のまま)、 GB-Rt9.5、岩綿吸音板t9.0 撤去	石綿
	改修後	GB-Rt9.5、岩綿吸音板t9.0	

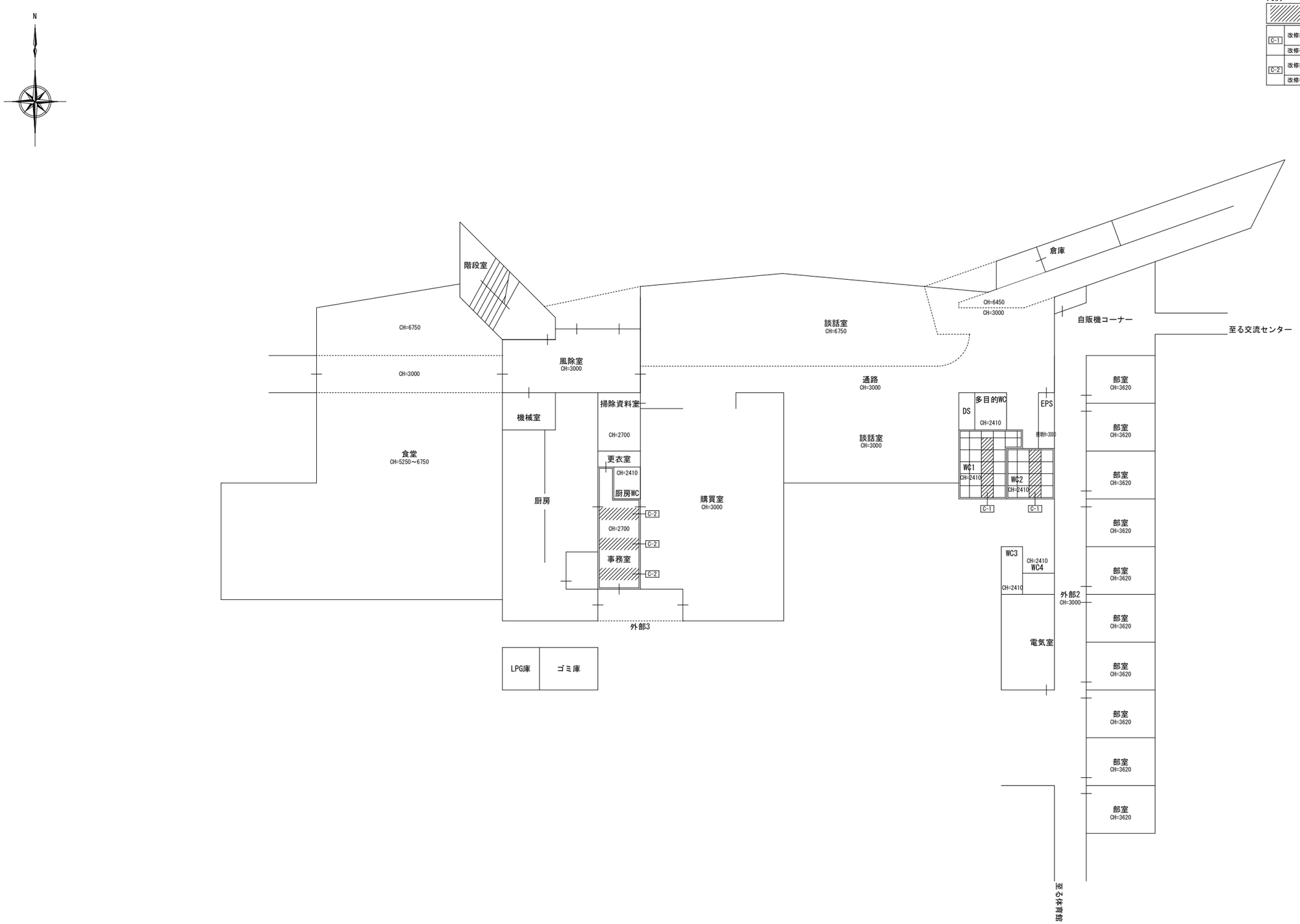

1階平面図(改修前後)　S=1:150

年度別	公立大学法人　福井県立大学				
R7	分類番号	第一分類	第二分類	第三分類	審査
令和 7年　6月					

株式会社 木村建築事務所
1級建築士事務所　福井県（い）115号
管理建築士　一級建築士　第167899号　木村憲一

設計

工事名称　永平寺キャンパス 学生会館照明器具更新工事(その1)

図面名称　1階天井伏図(改修前後)

縮尺　1:150

図面番号　A-09

A1：　原寸
A3：50%縮小図

電 気 設 備 工 事 特 記 仕 様 書

（R 6. 7改訂）

Ⅰ．工 事 概 要

1．工 事 場 所　福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

2．建 物 概 要

様 名 称	構 造	階 数	延べ面積（m²）	消防法施行令 別 表 第 一	建築基準法 別表第一の用途	備 考
A：学生会館	RC造	2階	2569.91	第7項	学校	
B：						
C：						
D：						

3．工 事 種 目 （●印を付けたものを適用し、各一式とする）

様別および屋外 ＼ 工 事 種 目	適 用 区 分 A	B	C	D	屋 外
電灯設備	●	○	○	○	
動力設備	○	○	○	○	
電熱設備	○	○	○	○	○
雷保護設備	○	○	○	○	
受変電設備	○	○	○	○	○
電力貯蔵設備	○	○	○	○	
発電設備	○	○	○	○	
構内情報通信網設備	○	○	○	○	
構内交換設備	○	○	○	○	
情報表示設備	○	○	○	○	
映像・音響設備	○	○	○	○	
拡声設備	○	○	○	○	
誘導支援設備	○	○	○	○	
テレビ共同受信設備	○	○	○	○	○
テレビ電波障害防除設備	○	○	○	○	○
監視カメラ設備	○	○	○	○	
駐車場管制設備	○	○	○	○	
防犯・入退室管理設備	○	○	○	○	
火災報知設備	○	○	○	○	
中央監視制御設備	○	○	○	○	
撤去工事	●	○	○	○	○
構内配電線路	（外灯設備も含む）				○
構内通信線路					○

4．別契約の関連工事

○建築関係工事　○電気関係工事　○給排水関係工事　○空調関係工事

○その他工事　（　　）

5．工　期

別に示す公告等による。（但し、下記に指定する部分の工事については令和　　年　　月　　日完成）

指定部分（　　）

Ⅱ．工 事 仕 様

1．共 通 仕 様

1）現場説明書、特記仕様書、設計図面に記載がない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の仕様書等による。

「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）」（以下、「標準仕様書」という。）

「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）

「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和7年版）」（以下、「標準図」という。）

2）工事種目に機械設備工事および建築工事を含む場合、その仕様は当該図面による。

3）設計変更の対象事項および手続きならびに工事一時中止に係る手続き等は、「工事請負契約におけるガイドライン（総合版）」（福井県土木部）による。

2．特 記 仕 様

1）項目および特記事項は、※、●印のついたものを本工事に適用する。ただし、●印のない場合は※印を適用する。

章	項 目	特 記 事 項
一般事項	●施工条件	現場説明書による。
	●事務処理	福井県営繕工事監督事務処理要領による。
	●近接工事の間接費等の調整について	密接に関係のある同一工事区内の工事と同一施工業者が落札した場合は、両工事を合算したもので落札後調整を行う。
	●施工計画書	標準仕様書第１編1.2.2により施工計画書を作成し、監督職員に提出する。
	●施工体制の確保	建設業法によるほか、下記により工事現場における適正な施工体制の確保を図る。 (1) 提出書類 1 施工体制台帳および施工体系図の写し 2 工事担当技術者台帳の写し 監理技術者および主任技術者（下請負を含む）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載し、施工体制台帳または施工計画書に添付する。 3 工事元請・下請関係者届出書 該当なき場合はその旨を記入し提出する。 (2) 工事実績情報の登録（工事請負代金額が500万円以上の工事） 工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、工事の受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、期限内に登録機関に登録申請をしなければならない。 また、登録完了後は「登録内容確認書」をただちに監督職員に提出しなければならない。 (3) 名札の着用 監理技術者および主任技術者（下請負を含む）および元請業者の専門技術者は、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、氏名、所属会社名、社印および発行年月日が記載された名札を着用する。
	●官公署への手続き	工事に必要な官公署等への手続きは標準仕様書第1編1.1.3又は改修標準仕様書第1編1.1.3による。官公署等への諸手続および費用は受注者の負担とする。
	●主任技術者等の資格	別に示す公告等による。
	●下請負人の選定	下請負人を選定する場合には、福井県内に主たる営業所を有する者の中から選定すること。ただし、あらかじめ書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。（福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱第6条）
	●公共事業労務費調査	公共事業労務費調査の対象工事となった場合（工期経過後も同様）には、調査票の記入等について必要な協力を行う。
	●工事用資材の選定	工事材料や物品等の調達においては、福井県内に主たる営業所を有する者の中からの調達および県産品の活用に努める。また工事完成時に県産品使用実績報告書を監督職員に提出する。
	●設備機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの、または、これらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 また、設備機材等の製造者等は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとし、証明となる資料または外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。 (1) 品質および性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 生産施設および品質の管理が適切に行われていること。 (3) 安定的な供給が可能であること。 (4) 法令等で定める許可、認可、認定または免許等を取得していること。 (5) 製造または施工の実績があり、その信頼性があること。 (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。
	●機材等の検査・試験	標準仕様書または改修標準仕様書による。
	●工事検査・技術検査	監督職員の指示による。
	●工事成績評定の対象（工事成績評定要領　第2条）	※評定する。 ○評定しない（○応急工事　○取壊解体工事　○土砂運搬工事　○規格品据付工事　○規格品交換工事　○部品交換工事（オーバホール含む）　○その他）
	●化学物質を放散させる建築材料等の使用制限	本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質および性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗装、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 (2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 (3) 接着剤は可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 (4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
	●室内空気中の化学物質の濃度測定および確認	※ ２４時間測定　○（　）時間測定　延べ（　　）箇所 (1) 測定対象室および各室測定箇所数　※図示　●（ 1階 事務室 ） (2) 測定対象物質　※室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン（学校の場合はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、スチレン、エチルベンゼン） 測定はパッシブ型採取機器により行う。測定条件等は、監督職員の指示による。 測定対象物質の濃度を測定し、報告する。
	●電気工作物の種類	※事業用電気工作物　○一般用電気工作物
	●電気保安技術者	標準仕様書または改修標準仕様書に規定する電気保安技術者をおくものとする。
	●品質管理	標準仕様書第１編1.3.4または改修標準仕様書第１編1.3.4による。
	●施工中の安全確保および環境保全	施工中の安全確保および環境保全は標準仕様書第１編1.3.5および1.3.8または改修標準仕様書第１編 1.3.5 および 1.3.9 による。
	●火気の取り扱い	改修標準仕様書第１編 1.3.6 による。
	●施工調査	施工計画調査は、改修標準仕様書第１編 1.5.1 および 第２編 2.1.1 による。 事前調査の内容は次による。 調査項目　改修対象建物および同建物内設備配管・配線等・屋外埋設配管等埋設物 調査範囲　本工事と取り合いのある範囲および本工事の施工により影響が及ぶ範囲 調査方法　スケール・レベル・目視による他、監督職員との協議による ○改修範囲の既存機器絶縁油へのＰＣＢ混入の有無について調査し、監督職員に報告する。 ○型式調査：○照明器具安定器　○変圧器　○高圧ｺﾝﾃﾞﾝｻ　○高圧ﾘｱｸﾄﾙ　○交流遮断器 ○絶縁油分析調査：変圧器　台　高圧ｺﾝﾃﾞﾝｻ　台　高圧ﾘｱｸﾄﾙ　台　交流遮断器　台 分析は「絶縁油中の微量ＰＣＢに関する簡易測定法マニュアル」により行う。 分析機関による分析費用は本工事とする。
	●埋設物等	標準仕様書または改修標準仕様書によるほか、下記による。 施工前に当該工事に係る地中埋設物等（建物または既設コンクリート内の既設配管・配線も含む）について事前調査を行う。既設構造物の位置および既設埋設配管の経路等が不明な場合は、探査方法および試験堀方法を監督職員と協議する。
	●非破壊調査	はつりおよび穴開け、あと施工アンカー等の施工にあたり、埋設物の事前調査を行う。 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋・配管類の位置に墨出しを行うものとし、費用は本工事とする。放射線透過検査を用いる場合は、監督職員と協議する。
	●工法等の提案	工法等の提案は、標準仕様書第１編 1.5.6 または改修標準仕様書第１編 1.6.7 による。
	●工事用電力・水・その他	(1) 本工事に必要な工事用電力、水等の費用　※含む　○含まない (2) 本電源受電後、引き渡しまでの電気料金　※含む　○含まない （水道料金およびガス料金も同様とする。ただし、増設工事にあっては増加分）
	○工事負担金等	下記の費用を（ ○含む　※含まない ） ○電力引込負担金　（　　）円　○変電所建設負担金（　　）円 ○ＣＡＴＶ加入料金（　　）円
	●現場表示板	地域住民への工事に関する情報提供のため、現場表示板を設ける。表示板には、県内間伐材を使用し、工事名称、発注者名、受注者名、連絡先等を簡明に示す。
	●工事用仮設物	構内につくることが　※できる　○できない　（すべて受注者の負担とする）
	●足場・作業構台	別契約の関係受注者が定置したものは、無償で使用できる。 ※　本工事で設ける場合は改修標準仕様書第１編 2.2.2 によるほか、足場の設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の２の (1) 手すり据置き方式または (2) 手すり先行専用足場方式により行うこと。 内部足場　※Ａ種、Ｂ種、Ｃ種、Ｄ種　○Ｅ種（単管足場） ○Ｆ種（くさび緊結式足場）　○Ｇ種（枠組足場） 外部足場　○Ａ種（枠組足場）　○Ｂ種（くさび緊結式足場）　○Ｃ種（単管足場） ※Ｄ種、Ｅ種　○Ｆ種（高所作業車） なお、単管足場、枠組足場の設置場所は図示または監督職員の指示による。
	●仮設間仕切り	屋内に仮設間仕切りを設ける場合は、改修標準仕様書第１編 2.2.3 による。
	●養生	標準仕様書第１編 1.3.10 または改修標準仕様書第１編第１章第７節による。 既存部分の養生　※行う　○行わない 養生の方法　※改修標準仕様書による　（　　） 固定された備品、机・ロッカー等移動・復旧　○行う　数量等（　　）　※行わない
	●後片付け	標準仕様書第１編 1.3.11 または改修標準仕様書第１編 1.3.11 による。
	●撤去	撤去を行う場合は、改修標準仕様書第１編第１章第８節によるほか、次による。 工作物撤去後の補修は（ ※モルタル補修　○　　）とする。
	●再使用機材	取外した上再使用する機材は、清掃を行い、絶縁状態を確認後に取付けるほか、改修標準仕様書第１編 1.4.3 による。なお照明器具等の見えがかり部分は、洗剤を使用するなどして十分に清掃を行う。
	●発生材の処理等	(1) 標準仕様書第１編 1.3.9 または改修標準仕様書第１編第１章第９節による。 引き渡しを要するもの　※なし　○あり （○金属類　○盤類　○電線、ケーブル　○機器類　○　　） 家電リサイクル法による処分を要するもの　○なし　○あり（図示） (2) 特別管理産業廃棄物　※無 ○有（ＯＰＣＢ含有機器　○据置鉛蓄電池（廃酸）　○廃油　○　　） （運搬および処分費は　○本工事（ＰＣＢ含有機器を除く）　○別途） ＰＣＢを含有する電気機器等は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適切な処理の推進に関する特別措置法（平成１３年法律第６５号）」によるほか、ＰＣＢが流出しない保管容器に収納し、建物管理者に引渡す。 (3) 放射性物質を含むイオン化式感知器　※無　○有（運搬・処分費は ※本工事　○別途） 製造業者または販売業者に回収を委託する。 (4) 六ふっ化硫黄（ＳＦ６）ガス　※無　○有（運搬・処分費は ※本工事　○別途） ガス絶縁開閉器、ガス絶縁変圧器等、受変電機器に含まれるＳＦ６ガスは、製造者又はガス回収業者に回収を委託し、再利用または再資源化する。 (5) ボード等内外装材の撤去復旧に際しては、アスベスト含有建材とみなして必要な対策を講じた上、適切に処分すること。 (6)上記以外のものについては関係法令に従い適切に処理する。
	○建設発生土の処分	※構外搬出適切処理（※運搬・処分費を含む　○処分地：　　） ○構内指示の場所に敷きならし　○構内指示の場所にたい積　○現場説明書による
	●環境への配慮	(1) 「建設機械に関する技術基準」および「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(国土交通省)による排出ガス対策型および低騒音型建設機械を使用する。 (2) 発生材の処理等 再資源化を図るもの ○蛍光ランプ、ＨＩＤランプ　○小型二次電池　○金属類　○建設汚泥 ○アスファルト・コンクリート塊　○コンクリート塊　○建設発生木材 (3) 再生資源の利用 ※再生クラッシャラン　※再生アスファルト合材 (4) 提出書類 以下の書類について、提出用ファイル（電子データ）を監督職員に提出する。 ①再生資源利用（計画・実施）書 ②再生資源利用促進（計画・実施）書
	●グリーン購入調達記録表の提出	資材、工法、建設機械において、工事の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「福井県庁グリーン購入推進方針（平成13年4月27日策定）」に基づき環境資材等の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績を記録した「公共工事に係るグリーン購入調達記録表」を監督職員に提出する。
	●情報共有システム	※利用しない （ただし、受注者より利用したい旨の申し入れがあった場合は、発注者はこれを承諾する。） ○利用する （情報共有システム運用ガイドライン（案）福井県版を基に、福井県仕様のシステムに登録し利用すること。）
	●電子納品	(1) 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品は、「電子納品の手引き（案）福井県版」（以下「要領等」という。）に基づいて行う。 (2) 成果品は「要領等」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R)で２部提出する。 (3) 電子成果品の提出の際には電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを実施したうえで提出する。 ~~(4) 完成検査までに（公財）福井県建設技術公社に電子納品保管管理システムの登録料を支払い、完成検査終了後、正を監督職員に副を（公財）福井県建設技術公社に提出する。~~
	●電子納品の対象	工事関係資料のうち電子納品の対象とする納品資料を下表に示す。 詳細については、「電子納品の手引き（案）福井県版」による。

フォルダ名称	資料大分類	ファイル形式
PLAN	施工計画書	PDF形式
SCHEDULE	工程表	PDF形式
MEET	打合せ簿	PDF形式
MATERIAL	機材関係資料	PDF形式
PROCESS	施工関係資料	PDF形式
INSPECT	検査関係資料	PDF形式
SALVAGE	発生材関係資料	PDF形式
DRAWINGF	完成図	※SXF(sfc)形式および ※JW-CAD形式
MAINT	保全に関する資料	PDF形式
OTHRS	契約関係資料	PDF形式　（注１）
	施工図	※SXF(sfc)形式
	完成写真	JPEG形式　（注３）
	工事実績情報	PDF形式
	工事の一時中止	PDF形式
	工期の変更	PDF形式
	文化財その他埋蔵物	PDF形式
	その他の資料	PDF形式
（注４）	工事写真	JPEG形式(100万画素程度)

注１：元請・下請関係届出書、現場指示書は契約関係資料に入れる。それ以外については手引きによる。

注２：ファイル形式は上表による。これにされない場合は監督職員と協議する。

注３：完成写真は電子画像の他、[○四つ切　○キャビネ版]のプリントを（　　）部提出する。

注４：フォルダ構成など、「営繕工事写真撮影要領令和5年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）によるほか、監督職員の指示による。ただし画像データの編集はファイル名のみとする。

●完成時の提出図書等	(1) 標準仕様書および改修標準仕様書による完成図等を作成し、監督職員に提出する。 電子納品によるほか、提出部数および作成様式等は下記のとおりとする。 区分 ＼ 種類 ／ 製本 ／ 備考 ※完成図（変更設計図を含む）（注） ※保全に関する資料　２部 ○長期保全計画書　２部 注：完成図白焼製本　Ａ１版（　　部）、Ａ３版 ２部 を提出する。 (2) 保守点検に必要な工具類一式を、監督職員に提出する。
●設計図	○設計図　Ａ１の白焼きを（　　）部、Ａ３の白焼きを（ 2 ）部製本し提出する。
●著作権等	当該建物において取得する、施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。
●一年点検等	対象となる点検　※一年点検　○一年点検および二年点検 受注者は「県有施設一年点検等実施要領」（土木部公共建築課）に基づき一年点検等を実施する。施工に起因する不良個所があれば補修する。
●耐震施工	設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」(独立行政法人　建築研究所監修）により、基礎、架台、アンカーボルトについて耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基礎施工要領は標準図（機械設備工事編）（施工25～29）による。 (1) 設計用水平震度 設置場所 ＼ 耐震安全性の分類 ○特定の施設 重要機器・水槽 ／ ○特定の施設 一般機器・水槽 ／ ○一般の施設 重要機器・水槽 ／ ○一般の施設 一般機器・水槽 上層階 屋上および塔屋　2.0 (2.0) 〈2.0〉　1.5 (2.0) 〈1.5〉　1.5 (2.0) 〈1.5〉　1.0 (1.5) 〈1.0〉 中間階　1.5 (1.5) 〈1.5〉　1.0 (1.5) 〈1.0〉　1.0 (1.5) 〈1.0〉　0.6 (1.0) 〈0.6〉 １階 および地下階　1.0 (1.0) 〈1.5〉　0.6 (1.0) 〈1.0〉　0.6 (1.0) 〈1.0〉　0.4 (0.6) 〈0.6〉 注１　（　）内の数値は防振支持の機器の場合、〈　〉の数値は水槽類に適用する。 ２　重要機器（水槽類）は、下記による。（水槽類には燃料タンク等を含む。） ○配電盤　○直流電源装置　○非常用発電装置　○交換機 ○電算用電源　○ＵＰＳ装置　○自動火災報知設備　○防災設備 ○監視制御装置　○危険物貯蔵装置　○火を使用する設備 ●避難経路上に設置する機器　○ ３　上層階の定義は、次による。 ６階建以下の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、 １０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上の場合は上層４階 (2) 設計用鉛直震度 設計用鉛直震度は設計用水平震度の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
○建物への配管引込部の耐震処置	地盤変位への対応 想定沈下量　※小規模0.2m以下　○中規模0.6m以下　○大規模1.0m以下
●あと施工アンカー	新規に作成する基礎・構造体に設備を設置する場合には、原則としてあと施工アンカーは使用してはならない。 配管、機器等の吊り下げ用アンカーには接着系アンカーを使用してはならない。 施工後確認試験を行う。ただし、吊りボルト用アンカー等軽微なものは監督職員との協議により省略することができる。 試験方法　国土交通省大臣官房官庁営繕部の公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）8.12.7による。 確認強度　監督職員との協議による。
●アンカーボルトのナット用合成樹脂製キャップ	屋外設置機器のアンカーボルトのナット部分には、合成樹脂製キャップをかぶせる。
○適用区分	建築基準法に基づき定められた風速および地表面粗度区分 Ｖ₀（Ｏ３０　○３２　○３４）　地表面粗度区分（ＯⅠ　ＯⅡ　ＯⅢ　ＯⅣ） 条例により定められた積雪荷重 垂直積雪量　ｃｍ　単位荷重　Ｎ／ｃｍ・ｍ２
○風圧力および積雪荷重の検討	以下の設備に対して建築基準法に定めるところによる風圧力および積雪荷重に対し、構造耐力上安全である旨の検討（計算等）を行い、監督職員に報告し承諾を得る。 ○受雷部および引下げ導線　○太陽電池アレイおよび接続箱　○風車発電装置 ○テレビ共同受信用アンテナおよびアンテナマスト　○太陽電池式ポール型屋外時計 ○
○防火区画貫通部等の処理	(1) 電線等が防火区画または防火上主要な間仕切りを貫通する場合には、関係法令(建築基準法施行令第112条、第113条、114条、第129条の2の4)に従うほか、標準仕様書第２編 2.1.10 および 2.1.11 または改修標準仕様書第２編 2.1.11および 2.1.12により、適切な措置を行う。 (2) 大臣認定を受けた工法で施工する場合は、認定書の写しを提出し、監督職員の承諾を受けるとともに、認定工法の表示を行う。
○はつりおよび穴開け	はつりおよび穴開けを行う場合は、改修標準仕様書第１編第２章第１１節によるものとし、既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを使用し、モルタル等を充てんして補修する。
●電線	特記なきものはＥＭ－ＩＥとする。
●電線類	ＥＭ電線、ＥＭケーブルで規格等の記載のないものは、ハロゲンおよび鉛を含まない材料で構成されたものとする。
●機器内配線等	下記の機器内配線およびケーブルには、ＥＭ電線およびＥＭケーブルを使用する。 ただし、高圧主回路配線はこの限りでない。 分電盤　ＯＡ盤　実験盤　開閉器箱　制御盤　キュービクル式配電盤 直流電源装置　交流無停電源装置（簡易型を除く）
●ケーブル配線	ケーブル配線の場合、接地線は原則としてケーブルの芯線数を追加して利用する。ただし、幹線は除く。原則として専用の支持材での支持とするが、改修工事等でこれによれない場合は監督職員の承諾を受ける。

年度別 R7 令和 7年 6月	公立大学法人　福井県立大学	株式会社 木村建築事務所 1級建築士事務所　福井県（い）115号 管理建築士　一級建築士　第167899号　木村憲一	工事名称：永平寺キャンパス 学生会館照明器具更新工事(その1) 図面名称：電気設備工事特記仕様書1 縮尺：N.S 図面番号：E-01
分類番号	第一分類 / 第二分類 / 第三分類 / 審査	設計	

A1：　原寸
A3：50%縮小図

共通適用事項

○電線管 （埋込配管・露出配管）	(1) 電線管表示（１９）（２５）～（７５）で特記なき場合は、ねじなし電線管とする。 (2) 梁の中に配管する場合は、主筋に近接して沿わせない。また、梁面より１００mm以上の間隔をあけてふ設する。 (3) 最上階天井スラブ（屋上スラブ）には、原則として埋込配管を行わない。 (4) コンクリート埋込配管は、（PF22）以下、（E25）以下とし、スラブ厚の1/4を超える外径の配管は埋込まない。 (5) ＰＦ管を使用する場合は、管相互との離隔および平行する配筋との離隔は３０mm以上とする。 (6) 分電盤、端子盤の２次側配線で配線が１０本以上集中する場所は、第１ボックスまで鋼製電線管で施工する。 (7) 屋内の露出配管は以下による。 ※ねじなし電線管 **○図示**
○屋外露出配管	屋外の露出配管は以下による。（図面特記のあるものを除く） ※厚鋼電線管（溶融亜鉛めっき　亜鉛付着量300g/m2以上）
●電線本数・管路等	(1) 電線の収容本数は内線規程による。 (2) 分電盤２次側以降の配線、制御盤、端子盤等の制御用配線および各通信機器間の配線（幹線部分を除く）において、配線経路、電線太さ、電線本数、管径等は設備機器の機能を充分満足するよう施工する。 (3) １区間の配線の恒長が３０m以上の場合、施工上必要な場合には、ジャンクションボックスを設ける。 (4) 増築用予備配管の管端は外壁面から１０ｃm程度内側に止め、キャップ等を使用して雨水の進入を防止する。 (5) 機械室等の床配管は図面上ＰＦ管等で記載している場合であっても、立上げ部分等の露出配管部分は金属管とし、その場合は全長に亘って接地線を設ける。 (6) 分電盤、制御盤、端子盤等の２次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管路等は監督職員の承諾を受けて変更することができる。
●位置ボックス等	(1) 天井隠ぺいの位置ボックスは、ケーブル配線で端末となる所には設けなくてよい。 (2) 結露するおそれのある外壁に埋込む場合は、結露防止断熱カバーを設ける。 (3) 盤類取付ボルトは必要以上に盤内に出さないようにする。また、耐震壁および外壁には盤を埋込まない。 (4) 樹脂管で配管する場合は、合成樹脂製ボックスを使用する。 （耐火間仕切部（軽量鉄骨下地）は図示による）
○予備配管	(1) 分電盤の予備の配線用遮断器が４個以下の場合（２５）を１本、５個以上の場合（２５）を２本天井内まで立上げる。 (2) 端子盤の立上がり予備配管は、５０Ｐを超えるものについては、５０Ｐ毎に（２５）を１本天井内まで立上げる。 (3) ケーブルラックの防火区画貫通部に、（５１）を１本以上設ける。
●フラッシュプレート	※金属製（ステンレス、新金属も含む）　　○樹脂製
○床用配線器具等	床用配線器具の形式は以下による。（図面特記のあるものを除く） 二重床　　※インナー形　○飛び出し形　内部固定形　○外部固定形 二重床以外　※飛び出し形　○引出し形　内部固定形　○外部固定形 （フロアベースは水平高低調整式（空転防止付リング付）　※砲金製　○アルミ製　とする）
●機器取付高さ	図面に特記なき場合は、表－１「機器標準取付高さ」による。
●図示寸法	盤その他機器類について図示した寸法は参考値とする。
○地中埋設管	(1) 埋設深度は、次のとおりとする。 ※地表面（舗装がある場合は、舗装下面（路盤））から　３００mm 以上 ○引込管・高圧線路・車両通路等　　地表面から　６００mm 以上 (2) 管径は２００mm以下とする。 (3) 配管下端（管底－１００mm）および配管上端（管頂＋１００mm）に砂地業（山砂類または再生材）を施したあと、根切り土の中の良質土で埋戻す。 (4) 埋設表示 標識シート（中間）　※高圧　※低圧　※データ回線等 埋設標　※高圧　○低圧　○データ回線等
○接地工事	接地埋設標は文字刻印式とする。 分電盤等の接地線は屋外にて埋設し、接地埋設表示を行う。 接地極の材料は、図面に特記なき場合は、表－２「接地極一覧表」による。
●鋼材および防錆処理	(1) 配管等の支持金物・鋼製架台・機器付属金物 ① 一般部　※SS400 ② 屋外部　※SS400（溶融亜鉛めっき(JIS H 8641)※HDZT49　○HDZT70　○HDZT77） ○ステンレス鋼製（SUS 304） 屋外部のボルト、ナット材質は上記に準ずる。 (2) 屋外の盤類・開閉器箱・地絡方向継電装置箱・プルボックスまたは鋼板製プレート ※SS400（溶融亜鉛めっき（JIS H 8641）　※HDZT49　○HDZT70　○HDZT77 ） ○ステンレス鋼製（SUS 304） (3) 屋内部分で湿気、水気のある部分の鋼板製函または鋼板製プレート ※SS400（溶融亜鉛めっき（JIS H 8641）　※HDZT49　○HDZT70　○HDZT77 ） ○ステンレス鋼製（SUS 304）
●塗装工事	図面に特記がない場合、機器および盤類は製造者の標準仕様とする。
●他工事との取り合い	表－３「工事区分表」によるほか、機器の設置位置等取り合いの検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。
●総合調整	関連工事と連係し総合調整を行う。停電・復電時の動作確認を行う。

電灯設備

●工事範囲	○配管　●配線　●機器取付　○機器移設・改設　○取外し再取付
○照明制御装置	照明制御装置の各センサーの設定は、監督職員の指示による。 ○照明制御器設定器を（　　個）附属すること。
○多重伝送制御システム	多重伝送制御システム（照明制御）の設定は、監督職員の指示による。 ○システム設定器を（　　個）附属すること。
●ＬＥＤ制御装置の種類	図面特記を除き、LED照明器具の制御装置の種類は、調光信号線が接続された器具にあってはLXまたはLZ、それ以外はLNまたはLJとする。
○分電盤等	(1) 本工事の分電盤、ＯＡ盤、実験盤で、分岐に用いる配線用遮断器および漏電遮断器の寸法は、JIS C 8201-2-1「低圧開閉装置および制御装置－第２－１部：回路遮断器（配線用遮断器およびその他の遮断器）」、同付属書 JC「電灯分電盤用協約形回路遮断器」、JIS C 8201-2-2「低圧開閉装置および制御装置－第２－２部：漏電遮断器」、同付属書 JC「電灯分電盤用協約形漏電遮断器」による１極サイズのものとする。 (2) ＳＰＤ分離器（配線用遮断器）は警報接点付きとする。 (3) ＳＰＤ分離器は、監督職員の承諾を受けて、ＳＰＤと一体とすることができる。 (4) ＯＡ盤の端子盤部に（※通気口　○冷却用ファン）を設ける。 （端子盤部が端子のみの場合を除く） (5) 照明制御用多量伝送信号用送り端子を設ける。（照明回路のあるものに限る）

動力設備

○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設・改設　○取外し再取付
○制御盤	(1) 単位装置の電流計は負荷端子の手前に接続する。（インバータ回路を除く） (2) 制御回路に用いる変圧器は絶縁変圧器とする。 (3) インバータ発熱対策用冷却装置を扉面に付ける場合、開扉時に冷却装置を停止させる。 (4) インバータ発熱対策用冷却装置の故障を、単位装置の故障に含める。
○火災インターロック	自動火災報知設備の受信機、連動制御器およびガス漏れ火災警報受信機と連動して、制御盤で空調機を停止させる。
○インバータ装置の規約効率	三相可変速運転用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。 電動機出力(kW)　0.4　0.75　1.5　2.2　3.7　5.5　7.5　11　15　18.5　22.30.37.45.55.75 規約効率(%)　200V　86.0　88.5　92.0　93.0　94.0　94.0　94.5　94.5　95.0　95.5　95.5 規約効率(%)　400V　87.0　90.5　93.5　94.0　94.5　94.5　95.0　95.0　96.0　96.5 注1)規約効率は、JEM－TR245「汎用インバータの規約効率」より算出した値とする。 2)0.4kWの効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V(上段)、400V(下段)、6極、50Hzの電動機を駆動した時の値とする。 3)0.75kW以上の効率は、JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機－トップランナーモーター」の定格電圧200V、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。

電熱設備

○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設・改設　○取外し再取付

雷保護設備

○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設・改設　○取外し再取付
○雷保護システム	○外部雷保護システム（ ○受雷部システム　○引下げ導線システム　○接地システム ） ○内部雷保護システム
○保護レベル	○Ⅰ　○Ⅱ　○Ⅲ　○Ⅳ
○その他	構造体底盤部の大地抵抗率測定のための大地抵抗率測定用補助接地極を構造体下部に設ける。

受変電設備

○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設・改設　○取外し再取付
○変圧器の規格	(1) 変圧器（スコット結線変圧器、モールド変圧器でＨ絶縁材料を使用するもの、一時電圧が低圧または特別高圧のものを除く。）は、グリーン購入法による特定調達品目の判断基準を満たすものとする。 (2) ダイヤル温度計は、最高温度指針付とする。
○基礎	※本工事　○別途工事　○既設
○サーモスタット	換気扇を設ける場合は回転センサ等の独立した検出装置を持つ故障警報装置を設け（盤面表示共）、盤内にサーモスタット（30℃～40℃可変形、35℃に設定）およびスイッチ（自動手動・断）を設ける。 また、外部換気扇連動（※端子　○スイッチ）を設け、サーモスタットと連動させる。
○付属品等	予備限流ヒューズは収納ケース等に入れ、盤内に収納する。
○その他	○屋内型は、押しボタン、ランプ、計器類を外扉の見やすい位置に配置する。 ○低圧配電盤の配線用遮断器は取付け板組込形で埋込形とする。（前面保守形は除く） ○低圧配電盤の裏面に負荷側引出し用端子を設ける。（前面保守形の場合は図面特記による） ○充電表示器は、断路器の１次側の適切な場所に設ける。

電力貯蔵設備

○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設・改設　○取外し再取付
○工事種類	○直流電源装置 ○交流無停電電源装置（ＵＰＳ）
○その他	○直流電源装置の過放電防止保護装置（直流不足電圧継電器）の設定電圧は、90Ｖとする。

発電設備

○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設・改設　○取外し再取付
○工事種類	○ディーゼル発電装置　○ガスエンジン発電装置 ○ガスタービン発電装置　○太陽光発電装置
○太陽電池アレイの架台	架台の材質が鋼材の場合は、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」による （※HDZT49　○HDZT63　○HDZT77 ）以上の溶融亜鉛めっきを施したものまたは同等以上の耐食性を有するものとする。

構内情報通信設備

○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設・改設　○取外し再取付

構内交換設備

○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設・改設　○取外し再取付
○形式	○交換装置　○ボタン電話装置
○フロアコンセント	○外部固定形　○内部固定形　○回転形または上下動形　○
○保安器用接地	電話回線引込用保安器の設置は（※本工事　○別途工事）とする。

情報表示設備

○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設・改設　○取外し再取付
○工事種類	○マルチサイン装置　○出退表示設備　○時刻表示設備
○子時計	特記なき子時計は、SWA_{33}－GpB_2とする。

映像音響設備

○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設・改設　○取外し再取付

拡声設備

○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設・改設　○取外し再取付
○増幅器	○自動放送はアッテネーターを経由した回路とする。
○スピーカ	特記なきスピーカは、（※ＳＣ６Ｈｉ－１Ｖ３－Ｍ　○　　）とする。

誘導支援設備

○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設・改設　○取外し再取付
○工事種別	○音声誘導装置　○インターホン　○トイレ等呼出装置　○受付呼出装置
○テレビインターホン	親機に子機カメラ角度調整機能（上下）を設ける。
○トイレ等呼出装置	プルスイッチのひもの長さは０．２m程度とする。 握りボタンのコードの長さは１．２m程度とする。

受信設備（テレビ共同）

○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設・改設　○取外し再取付
○電界強度測定	測定チャンネルは、監督職員と協議する。

監視カメラ設備

○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設・改設　○取外し再取付

駐車場管制設備

○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設・改設　○取外し再取付

防犯・入退室管理設備

○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設・改設　○取外し再取付
○工事種類	○機械警備用配管 ○防犯装置　○入退室管理制御装置

火災報知設備

○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設・改設　○取外し再取付
○工事種類	○自動火災報知装置　○自動閉鎖装置　○非常警報装置　○ガス漏れ火災警報装置
○消火ポンプの始動	※開閉弁開放（易操作性１号消火栓及び２号消火栓） ○消火栓箱内押ボタン（１号消火栓） ○発信機と連動（総合盤に始動表示灯を設ける。）
○連動制御器	○単独　○火報受信機等と一体 ○ダンパ等(全数)復帰用の予備電源容量をもつこと。
○自動閉鎖装置	○防火戸用（ＤＣ２４Ｖ　０．６Ａ以下　電磁式またはラッチ式） ○防煙ダンパ用　（別途工事　瞬時通電式または電動式ＤＣ２４Ｖ　０．６Ａ以下、 遠方復帰機構（電動式）ＤＣ２４Ｖ　０．７Ａ以下） ○防煙シャッタ用（別途工事　ＤＣ２４Ｖ　０．６Ａ以下　警報連動付）
○ガス漏れ 火災警報装置	○単独型　○火報受信機と一体 ガスの種類　※液化石油ガス　○都市ガス（　　）

中央監視制御設備

○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設・改設　○取外し再取付
○監視方式	○警報盤　○簡易形監視制御装置　○監視制御装置

構内配電線路

○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設・改設　○取外し再取付
○区分開閉器	外箱　※ステンレス鋼板製　○鋼板製 構造　○耐中塩じん用　○耐重塩じん用（耐塩じんの汚損特性　0.35mg/cm2） 内蔵機器　○避雷器　○制御電源用変圧器 ＳＯＧ制御装置　※屋外形（ステンレス鋼板製収納箱・鍵付）　○屋内用埋込形
○マンホール およびハンドホール	構造、寸法は　（※標準図　○図示　）による。 蓋の用途表示は（※電力　○　　）とする。 ハンドホールにおいてもケーブル支持材を設ける。
○高圧ケーブル	○屋外に使用するEM-高圧架橋ポリエチレンケーブルは、JCS 4395「6600V 架橋ポリエチレンケーブル（3層押出型）」によるものとする。 ○屋外の高圧ケーブルの端末処理材は（○一般屋外用　○耐塩用　○重耐塩用）とする。 ○屋外で高圧ケーブル相互の接続または端末処理を行う場合は、被覆の伸縮対策を施す。 ○高圧ケーブルは受変電設備までの配線経路中、１箇所以上で３m程度の余長を見込むこと。
○装柱材	屋外のがいしは（○一般屋外用　○重耐塩用）とする。
○屋外灯	基礎　※本工事　○別途工事 ※外灯ポールの材質が鋼製（ＳＰＣ）の場合は JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定する HDZT49を施し、指定色塗装とする。 ○照明用ポールに配線用遮断器（引外し装置無し）またはカットアウトスイッチ（素通しヒューズ）を設ける。

構内通信線路

○工事範囲	○配管　○配線　○機器取付　○機器移設・改設　○取外し再取付
○マンホール およびハンドホール	構造、寸法は　（※標準図　○図示　）による。 蓋の用途表示は（※通信　○　　）とする。

表－１「機器標準取付高さ」

	名　称	測　点	取付高（mm）		名　称	測　点	取付高（mm）
電力共通	取引用計器	地上～窓中心	1,800～2,000	時計・拡声	壁掛形戸時計	床上～中心	1,500（上端1,900以下）
	引込開閉器	地上～中心	1,800～2,000				
	分電盤	床上～中心	1,500（上端1,900以下）		子時計	〃	天井高×0.9
電灯	スイッチ	〃	1,300		壁掛形スピーカ	〃	天井高×0.9
	人感センサ操作スイッチ	〃	1,800～2,000		壁付アッテネータ	〃	1,300
	コンセント（一般）	〃	300	表示	表示盤	〃	天井高×0.9
	〃　（和室）	〃	150		壁付発信機	〃	1,300
	〃　（台上）	台上～中心	150～200		ベル・ブザー・チャイム	〃	2,300
	〃　（土間）	床上～中心	800～1,300		壁付押しボタン（一般）	〃	1,300
	〃　（車椅子用）	〃	900				
	ブラケット（一般）	〃	2,100～2,300	インターホン	外部受付用インターホン(子機)	標準図による	
	〃　（踊場）	〃	2,000～2,500		壁付インターホン（上記以外）	床上～中心	1,300
	〃　（鏡上）	鏡上端～下端	50		壁付アウトレット（一般）	〃	300
					〃　（和室）	〃	150
					壁付押ボタン（多目的トイレ）	〃	900
動力	壁掛形制御盤	床上～中心	1,500（上端1,900以下）	テレビ共同受信	機器収容箱	天井下～上端	200
					テレビ端子（一般）	床上～中心	300
	開閉器箱	〃	1,500		〃　（和室）	〃	150
	操作スイッチ	〃	1,300				
電話	端子盤（室内）	床上～下端	300	自動火災報知	受信機・副受信機	床上～中心	800～1,500
	集合保安器箱	天井下～上端	200		機器収容箱	〃	800～1,500
	壁付アウトレット（一般）	床上～中心	300		発信機	〃	800～1,500
	〃　（踊場）	〃	150		ベル	〃	2,300
					表示灯	〃	2,100
					液化石油ガス用検知機	床上～上端	300

注、天井高3,000mm以上の場合および機器の使用に支障がある場合は、監督職員と協議する。

表－２「接地極一覧表」

接地の種類	記　号	接地抵抗	接地極の規格・数量
○共同接地	$E_{A.B.C.D}$	Ω以下	ＥＰ－ 0.9　×
○共同接地	$E_{A.C.D}$	Ω以下	ＥＰ－ 0.9　×
○Ａ種接地	E_A	１０ Ω以下	ＥＰ－ 0.9　×
○Ｂ種接地	E_B	Ω以下	ＥＢ(D=14, L=1500またはW=40, L=1200)×３連一　組
○Ｃ種接地	E_C	１０ Ω以下	ＥＢ(D=14, L=1500またはW=40, L=1200)×３連一　組
○Ｄ種接地	E_D	１００ Ω以下	ＥＢ(D=10, L=1000またはW=30, L= 900)×１
○Ｄ種接地	E_D	Ω以下	ＥＢ(D=14, L=1500またはW=40, L=1200)×３連一　組
○高圧避雷器	E_{LH}	１０ Ω以下	ＥＢ(D=14, L=1500またはW=40, L=1200)×３連一 ２ 組
○低圧避雷器	E_{LL}	１０ Ω以下	ＥＢ(D=14, L=1500またはW=40, L=1200)×３連一 ２ 組
○雷保護設備	E_{LA}	１０ Ω以下	○ＥＰ－ 0.6 ×２ ○ＥＢ(D=14, L=1500またはW=40, L=1200)×２連一 ２ 組
○交換機用	E_t	Ω以下	ＥＢ(D=14, L=1500またはW=40, L=1200)×３連一　組
○通信用	E_{At}	１０ Ω以下	ＥＢ(D=14, L=1500またはW=40, L=1200)×３連一 ２ 組
○通信用	E_{Dt}およびE_{Dd}	１００ Ω以下	ＥＢ(D=10, L=1000またはW=30, L= 900)×１
○測定用	E_D		ＥＢ(D=10, L=1000またはW=30, L=1200)×１

表－３「工事区分表」

	工　事　内　容		建 築	電 気	機 械
設備機器基礎	屋内基礎			●	●
	屋上基礎		●		
	屋外基礎			●	●
	架台、アンカーボルト			●	●
	特記した基礎		●		
	下地補強		●		
設備用開口部	Ｓ・ＳＲＣ造梁の貫通部	補強	●		
		スリーブ	●		
	ＲＣ造梁・床・壁の貫通部	補強	●		
		スリーブ		●	●
		型枠	●		
	軽量鉄骨下地天井・壁の開口部	補強	●		
		補強を要する切込み	●		
		補強を要しない切込み		●	●
	貫通部・開口部の穴埋め補修			●	●
	貫通部・開口部の墨出し			●	●
その他	床、天井点検口		●		
	防　油　堤	オイルサービスタンクの防油堤	●		
	外部取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジ含む	●		
	雨水排水	配管、樹、蓋	●		
	汚水、雑排水	配管、樹、蓋			●
電気配管配線	別途機器等へ直接接続する配管配線			●	
	別途機器付属の制御盤以降の配管配線（接地共）		●		●
	別途機器付属の制御盤への電源供給配管配線			●	
	別途機器と専用操作スイッチの渡り配管配線		●		●
	パッケージ形空気調和機の２次側配管配線（接地共）				●

KMR 株式会社 木村建築事務所
1級建築士事務所　福井県（い）115号
管理建築士　一級建築士　第167899号　木村憲一

A- 22	LED 22W× 1	LSS1-2-30 LE9 3,200Lm	B- 43	LED 43W× 1	XFX469DEN LE9 相当品 6,900Lm	C- 21	LED 21W× 1	LSS9MP/RP-4-30 LE9 3,040Lm	D- 43	LED 43W× 1	LSS10MP/RP-4-64 LE9 6,560Lm	E- 21	LED 21W× 1	XLW433DENZ LE9 相当品 3,040Lm			
			リニューアル用			防湿型・SUS製			防湿型・SUS製			防湿型・SUS製 SUS製ガード:FK42553とも					
和室 （床の間）			部 室			厨房 （フード内）			厨 房			ゴミ庫					
F- 20	LED 20W× 1	XFX439KEN LE9 相当品 3,140Lm	G- 21	LED 21W× 1	XDL433KGN LE9 相当品 3,140Lm												
リニューアル用・反射笠付型			リニューアル用・反射笠付型 常 時:ライトバー点灯 非常時：本体組込LED点灯 点検スイッチ付 非常灯評定番号:LALE-027														
電気室・EPS			電気室														
H- 20	LED 20W× 1	XFX239UEN LE9 相当品 3,100Lm	I- 20	LED 20W× 1	XFX439UEN LE9 相当品 3,100Lm	J- 20	LED 20W× 1	XFX435EEN LE9 相当品 2,690Lm	K- 21	LED 21W× 1	XLW433UENZ LE9 相当品 2,950Lm	L- 21	LED 21W× 1	XDL433UGN LE9 相当品 3,100Lm	M- 43	LED 43W× 1	XFX469UEN LE9 相当品 6,680Lm
リニューアル用			リニューアル用			ルーバー付			防雨型・SUS製			リニューアル用 常 時:ライトバー点灯 非常時：本体組込LED点灯 点検スイッチ付 非常灯評定番号:LALE-027			リニューアル用		
厨房 （トイレ）			通路・トイレ・自販機コーナー・更衣室			トイレ洗面台			外部2・外部3			通 路			厨房事務室・掃除資料室・自治会室 保健管理室・保健管理診察室		
N- 15	LED 15W× 1	LRS1-17 LE9 2,070Lm	O- 19	LED 19W× 1	LRS1-22 LE9 2,515Lm	P- 69	LED 69W× 1	LRS1-85 LJ9 10,355Lm	Q- 50	LED 50W× 1	XLX182REN DZ9 相当品 8,000Lm						
通路 （和室）			通路・階段室			食堂 （上部）			風除室・相談室								
R- 32	LED 32W× 1	LGBZ6218K 相当品 3,350Lm	S- 41	LED 41W× 1	LGBZ8218K 相当品 4,450Lm	T- 4	LED 4W× 1	LGB58026K 相当品 403Lm	U- 23	LED 23W× 1	SLB17075 LB1 相当品 2,130Lm	V- 32	LED 32W× 1	XLJ4100 LE9 相当品 2,750Lm			
ペンダント灯			ペンダント灯			シーリングライト			ペンダント灯			耐圧防爆型LED器具 吊下型					
和室 （6畳間）			和室 （8畳間）			和 室			購買室			ＬＰＧ庫					
ア- 1	LED 1W× 1	K1-LRS11-3															
LED非常灯・電池内蔵形 30分間タイプ 非常時:非常用LED点灯/常時消灯 非常灯評定番号:LALE-006																	
通路・階段室																	

年度別 R7 令和 7年 6月	公立大学法人 福井県立大学	株式会社 木村建築事務所 1級建築士事務所 福井県（い）115号 管理建築士 一級建築士 第167899号 木村憲一	設 計	工事名称 永平寺キャンパス 学生会館照明器具更新工事(その1)	図面番号 E-03
分類番号	第一分類 第二分類 第三分類 番号			図面名称 照明器具姿図	縮 尺 N.S

A1： 原寸
A3： 50%縮小図

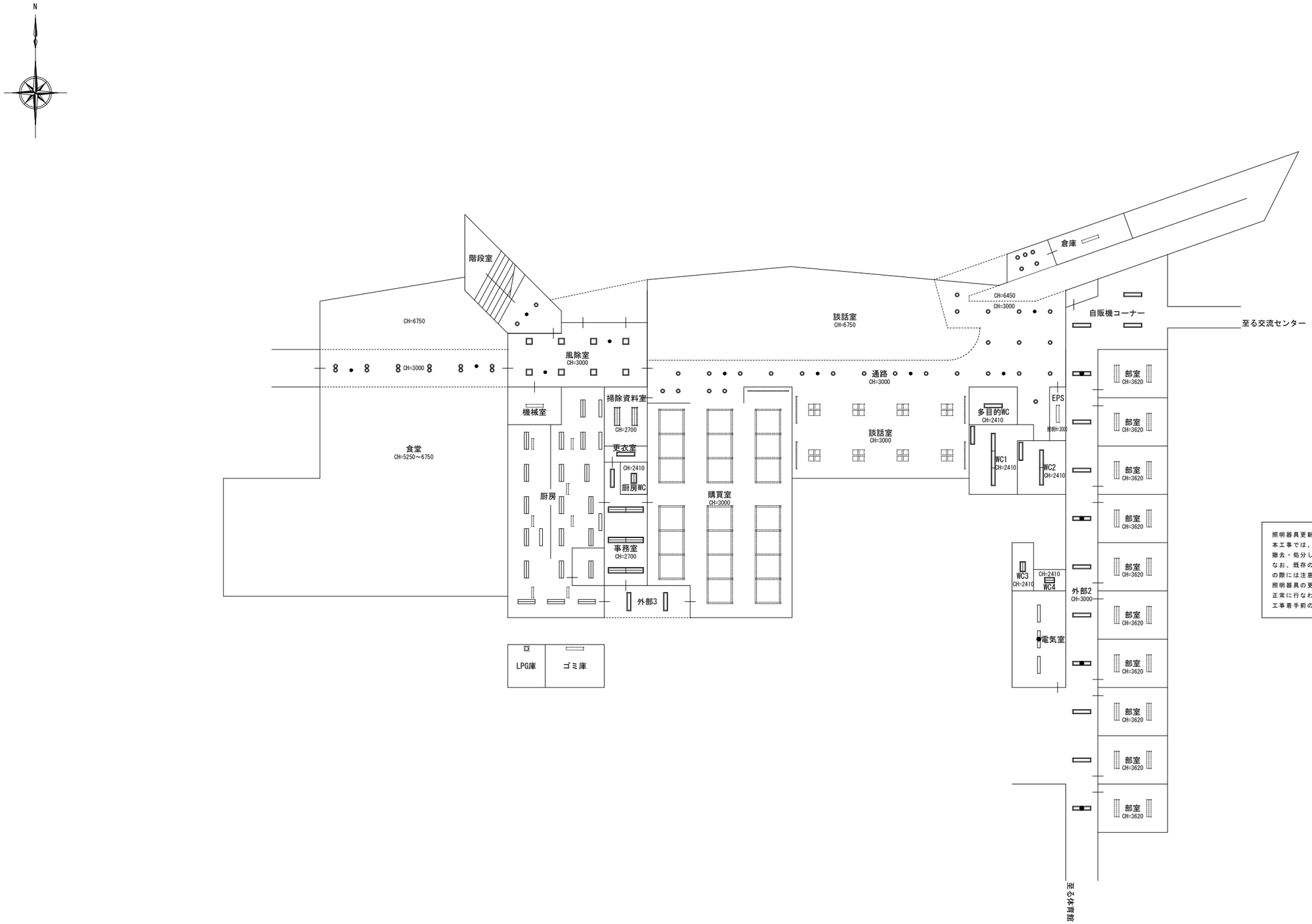

1階平面図(改修前)　S=1:150

撤去数量表

撤去器具の種別	撤去器具の規格	撤去器具数	備　考
《撤　去・再使用無し》			
蛍光灯・直付型	FL40W×1	6 個	
蛍光灯・直付型	FL40W×2	19 個	
蛍光灯・埋込型	FL20W×2	3 個	
蛍光灯・埋込型	FL40W×1	19 個	
蛍光灯・埋込型	FL40W×1・ﾙｰﾊﾞ付	2 個	
蛍光灯・埋込型	FL40W×1・非常用	4 個	
蛍光灯・埋込型	FL40W×2	6 個	
蛍光灯・線び型	FL40W×1	2 個	
蛍光灯・線び型	FL40W×1・非常用	1 個	
蛍光灯・埋込型	FDL18W×1	45 個	
蛍光灯・埋込型	FDL32W×2	8 個	
蛍光灯・直付型	除菌灯	7 個	
蛍光灯・直付型	防爆型	— 個	
白熱灯・埋込型	非常用	10 個	

注）本工事では、既存の配線及び配管等は再使用すること。
既設及び新設照明器具に対する、既設配線等の取外し
及び再結線は、本工事に含む。

：既存のままの器具を示す。

照明器具更新工事
本工事では、既設の照明器具の更新を行なう。蛍光灯，白熱灯及び水銀灯を撤去・処分した上で、新規にLED照明器具を設置する。
なお、既存の配管，配線及び配線器具等は全て残置・再使用するため、作業の際には注意すること。
照明器具の更新後は、各々の回路の絶縁試験を行なうと共に、器具の点滅が正常に行なわれる事を確認する。
工事着手前の現況調査は、十分に行なうこと。なお、附帯工事一式を含む。

年度別	公立大学法人　福井県立大学				
R7	分類番号	第一分類	第二分類	第三分類	審査
令和 7年　6月					

株式会社 木村建築事務所
1級建築士事務所　福井県（い）115号
管理建築士　一級建築士　第167899号　木村憲一

設計

工事名称：永平寺キャンパス 学生会館照明器具更新工事(その1)

図面名称：照明設備 1階平面図(改修前)

縮尺：1:150

図面番号：E-04

A1：　原寸
A3：50%縮小図

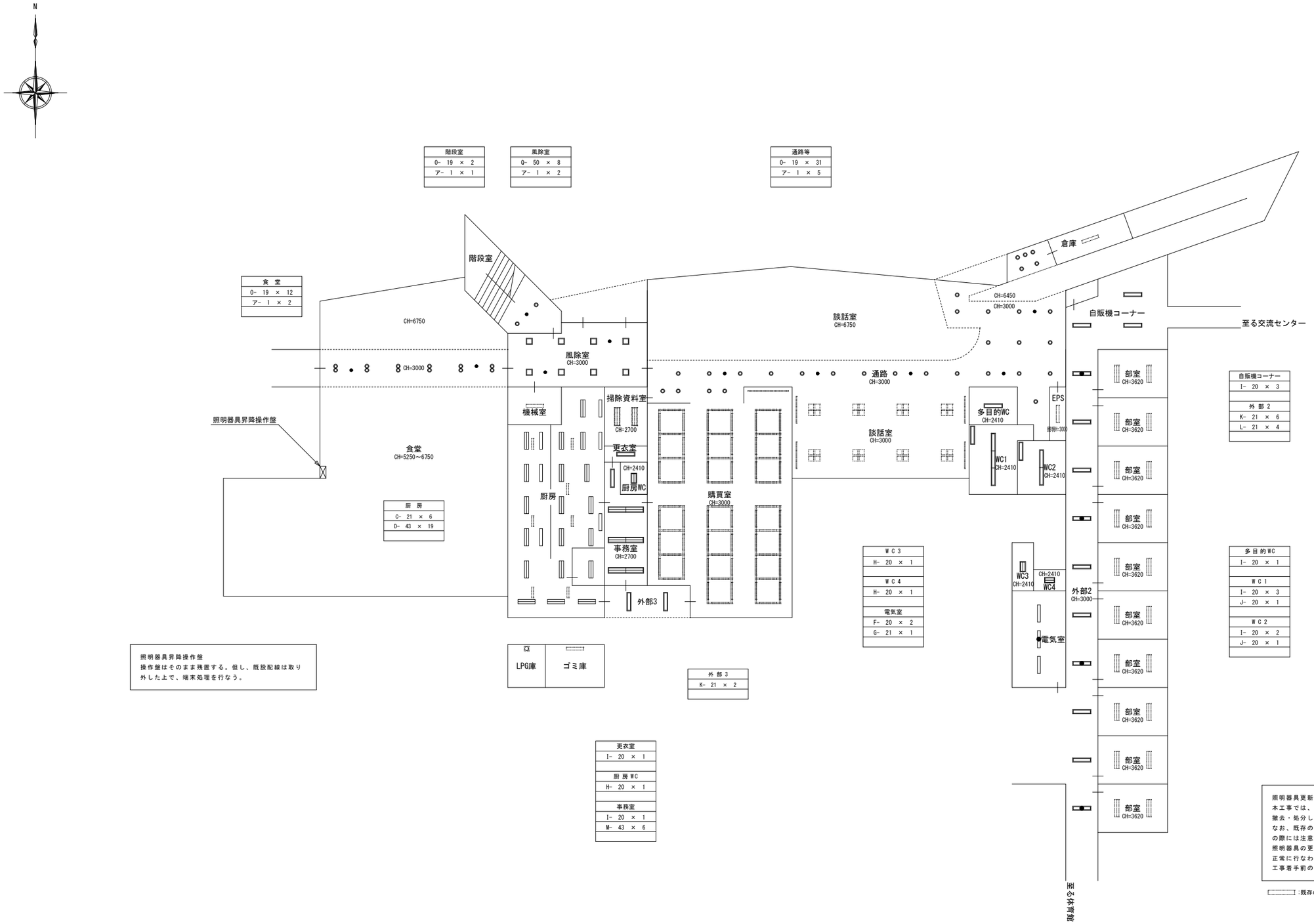

照明器具昇降操作盤
操作盤はそのまま残置する。但し、既設配線は取り外した上で、端末処理を行なう。

照明器具更新工事
本工事では、既設の照明器具の更新を行なう。蛍光灯、白熱灯及び水銀灯を撤去・処分した上で、新規にLED照明器具を設置する。
なお、既存の配管、配線及び配線器具等は全て残置・再使用するため、作業の際には注意すること。
照明器具の更新後は、各々の回路の絶縁試験を行なうと共に、器具の点滅が正常に行なわれる事を確認する。
工事着手前の現況調査は、十分に行なうこと。なお、附帯工事一式を含む。

:既存のままの器具を示す。

1階平面図(改修後)　S=1:150

年度別	公立大学法人　福井県立大学					株式会社 木村建築事務所		工事名称	永平寺キャンパス 学生会館照明器具更新工事(その1)	図面番号
R7	分類番号	第一分類	第二分類	第三分類	審査	1級建築士事務所　福井県（い）115号				E-05
令和 7年　6月						管理建築士　一級建築士　第167899号　木村憲一	設計	図面名称 照明設備 1階平面図(改修後)	縮尺 1:150	

A1：　原寸
A3：50%縮小図

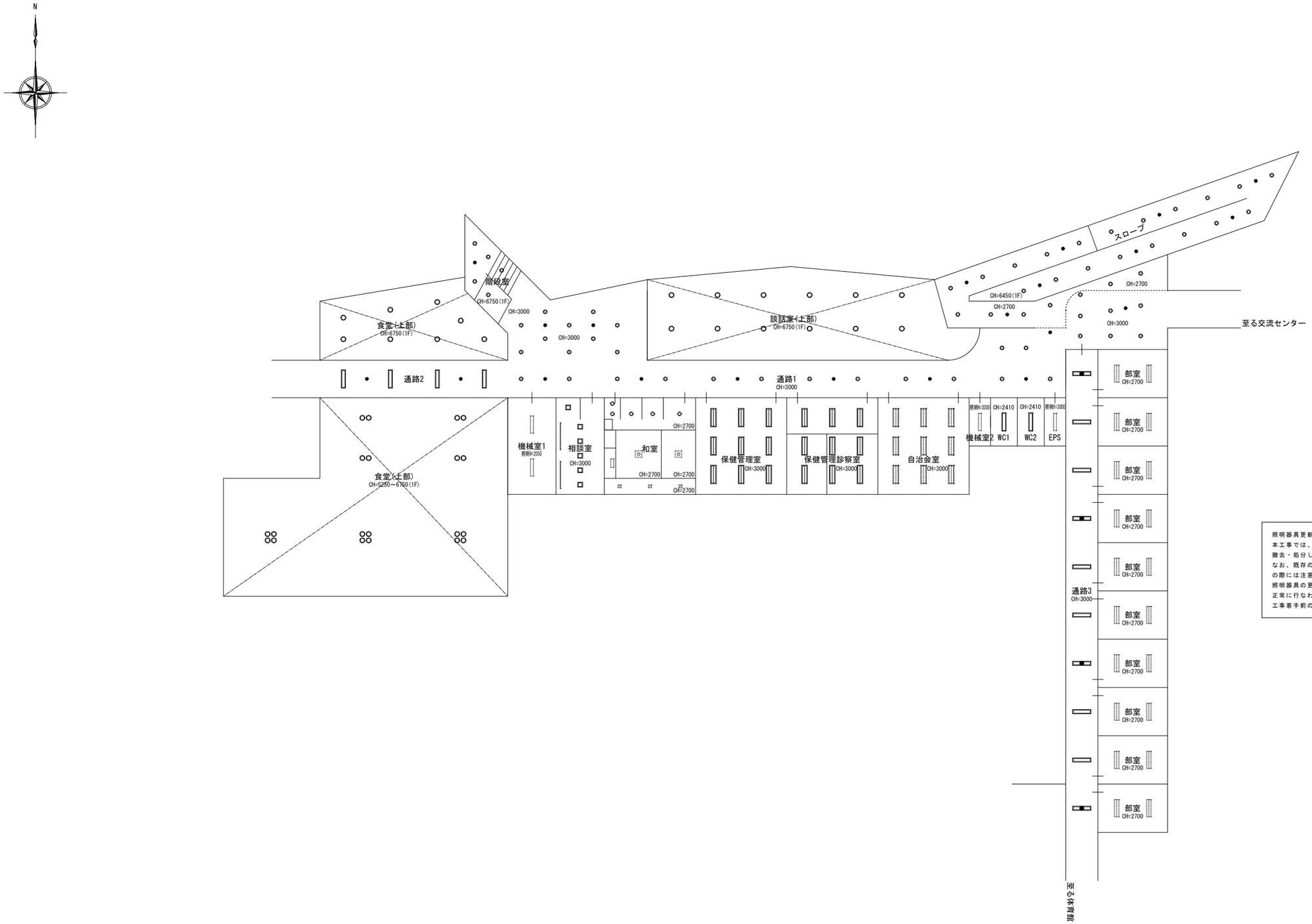

2階平面図(改修前)　S=1:150

撤去数量表

撤去器具の種別	撤去器具の規格	撤去器具数	備　考
《撤　去・再使用無し》			
蛍光灯・直付型	FL20W×1	— 個	
蛍光灯・直付型	FL40W×2	— 個	
蛍光灯・埋込型	FL40W×1	12 個	
蛍光灯・埋込型	FL40W×1・非常用	4 個	
蛍光灯・埋込型	FL40W×2	18 個	
蛍光灯・線び型	FL40W×1	— 個	
蛍光灯・埋込型	FDL18W×1	61 個	
HID灯・埋込型	MF250W×1	40 個	
蛍光灯・埋込型	FDL32W×2	6 個	
白熱灯・吊下型	IL40W×4	— 個	
白熱灯・直付型	IL40W×1	— 個	
白熱灯・埋込型	非常用	21 個	

注）本工事では、既存の配線及び配管等は再使用すること。
既設及び新設照明器具に対する、既設配線等の取外し
及び再結線は、本工事に含む。

：既存のままの器具を示す。

照明器具更新工事
本工事では、既設の照明器具の更新を行なう。蛍光灯，白熱灯及び水銀灯を撤去・処分した上で、新規にLED照明器具を設置する。
なお、既存の配管，配線及び配線器具等は全て残置・再使用するため、作業の際には注意すること。
照明器具の更新後は、各々の回路の絶縁試験を行なうと共に、器具の点滅が正常に行なわれる事を確認する。
工事着手前の現況調査は、十分に行なうこと。なお、附帯工事一式を含む。

年度別 R7 令和 7年 6月	公立大学法人　福井県立大学	株式会社 木村建築事務所 1級建築士事務所　福井県（い）115号 管理建築士　一級建築士　第167899号　木村憲一	工事名称：永平寺キャンパス 学生会館照明器具更新工事(その1)
分類番号：第一分類 第二分類 第三分類 審査		設計	図面名称：照明設備 2階平面図(改修前)　縮尺 1:150
			図面番号 E-06

A1：　原寸
A3：50%縮小図

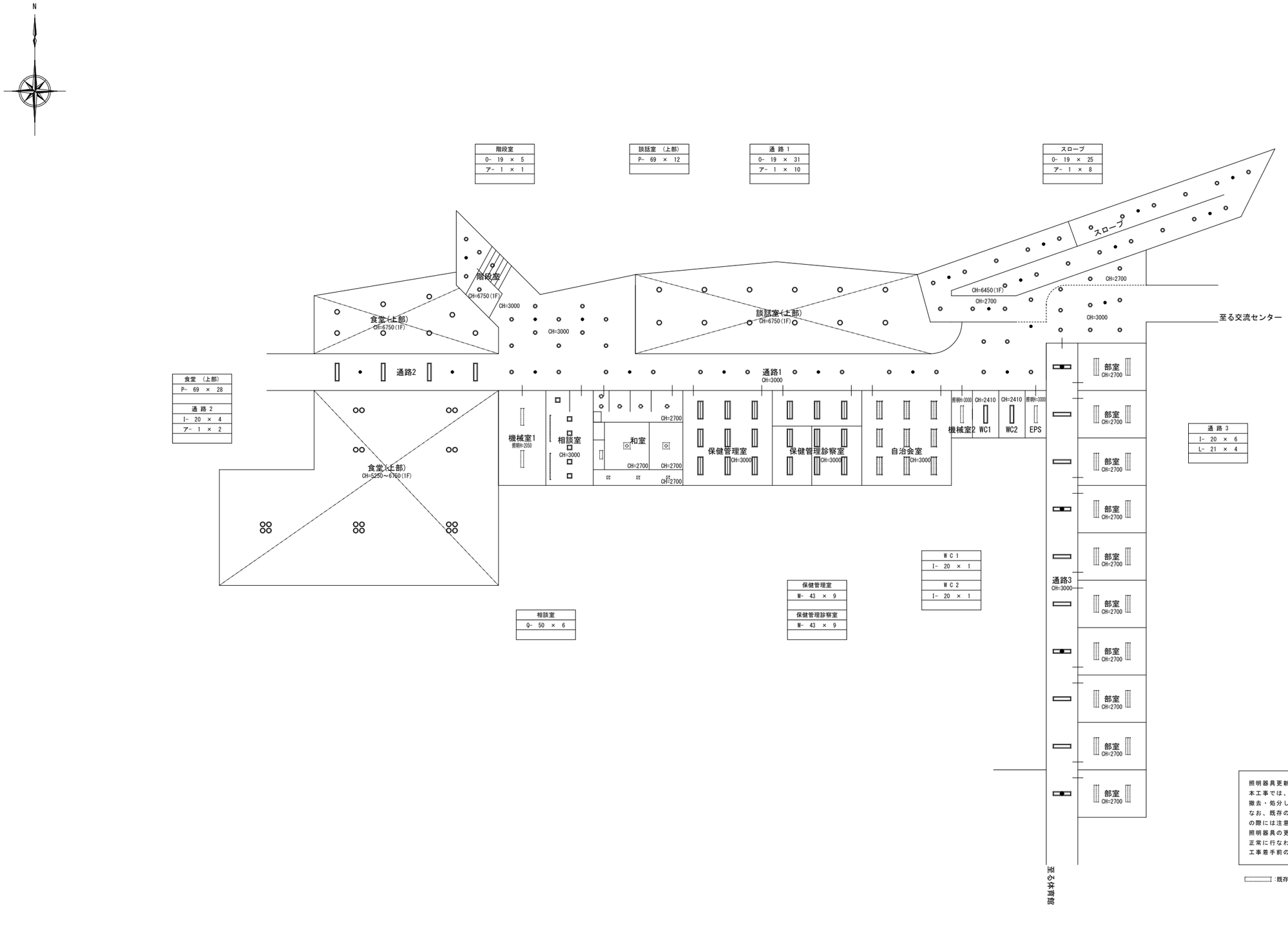

2階平面図(改修後) S=1:150

照明器具更新工事
本工事では、既設の照明器具の更新を行なう。蛍光灯、白熱灯及び水銀灯を撤去・処分した上で、新規にLED照明器具を設置する。
なお、既存の配管、配線及び配線器具等は全て残置・再使用するため、作業の際には注意すること。
照明器具の更新後は、各々の回路の絶縁試験を行なうと共に、器具の点滅が正常に行なわれる事を確認する。
工事着手前の現況調査は、十分に行なうこと。なお、附帯工事一式を含む。

:既存のままの器具を示す。

年度別 R7 令和 7年 6月	公立大学法人 福井県立大学	株式会社 木村建築事務所 1級建築士事務所 福井県 (い) 115号 管理建築士 一級建築士 第167899号 木村憲一	工事名称 永平寺キャンパス 学生会館照明器具更新工事(その1)	図面番号 E-07
分類番号 第一分類 第二分類 第三分類 審査		設計	図面名称 照明設備 2階平面図(改修後)	縮尺 1:150

A1 : 原寸
A3 : 50%縮小図